

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信 47

1985年●12月

特集 日本経済の「構造転換」と「国際化」

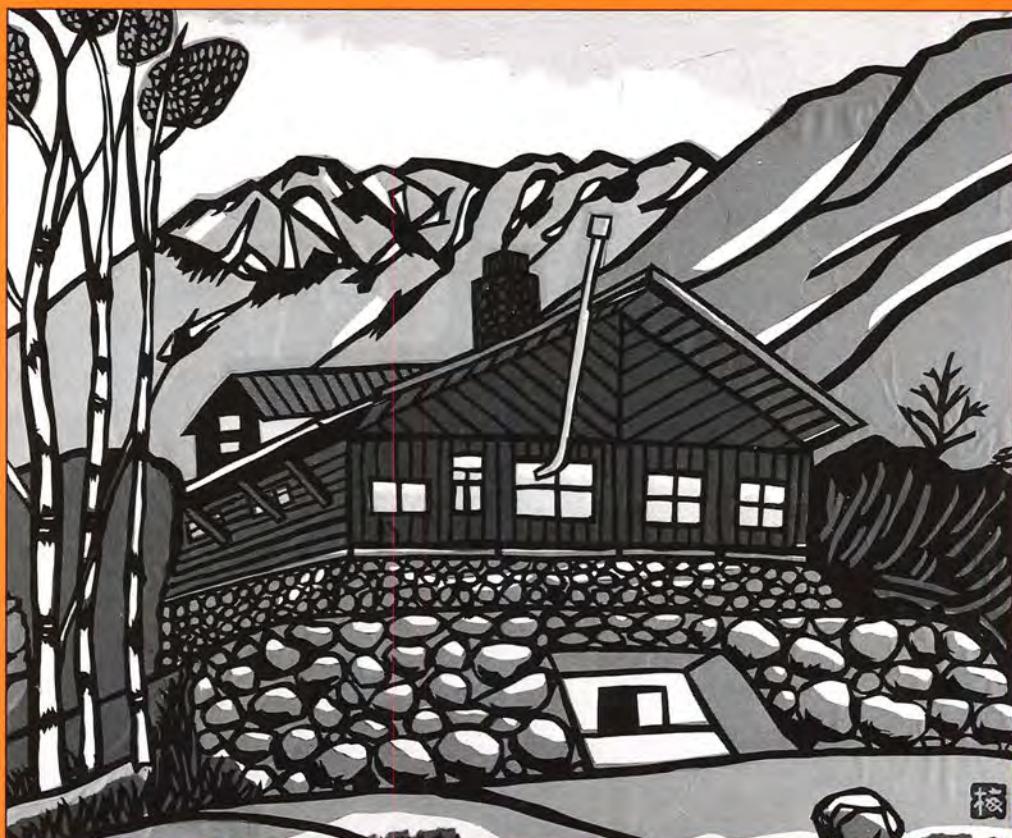
関下稔・佐々木雅幸・中村暢宏

巻頭言●現代家族の生活と労働を支える地域づくりとその課題 横田昌子

記念講演●日本の労働時間 藤本 武

論文●資本家的所有と株式会社 佐々木秀太

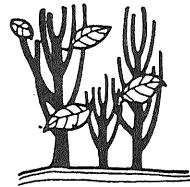
イギリス便り●ロンドンで見た暮らしのなかの経済学 森岡孝二



基礎経済科学研究所

経済科学通信

第47号 (1985年12月)



卷頭言 ● 現代家族の生活と労働を支える 地域づくりとその課題	横田昌子	2
第8回研究大会記念講演 ● 日本の労働時間	藤本武	6
特集 ● 日本経済の「構造転換」と「国際化」		
日米貿易＝経済摩擦の政治経済学	関下稔	19
テクノポリスと地域経済の国際化	佐々木雅幸	34
松下電器の海外進出の状況とその労働条件	中村暢宏	45
論文 ● 資本家の所有と株式会社		
佐々木秀太	49	
工場法と片山潜（下）	坂本悠一	64
イギリス便り ● ロンドンで見た暮らしのなかの経済学	森岡孝二	78
インタビュー ● 上田秋助さんに聞く		86
書評 ● 山本広太郎著『差異とマルクス』		
関根猪一郎	88	
鈴木茂著『日本のエネルギー開発政策』	松野周治	90
二宮厚美著『地域と生活をつくりかえる』	折原ゆき	92
基礎研だより ● 現代資本主義研究会からの報告（7）		94
誌面批評 ● 『経済科学通信』No.45を読んで		
加藤一郎	96	
● 『経済科学通信』第46号の誤植についての お詫びと訂正		98
読者のひろば ●		63・85
編集後記 ●		102

表紙の切り絵は、梅川勉先生（大阪経済法科大学教授）の作品です。

現代家族の生活と労働を支える 地域づくりとその課題

横田 昌子



現代の家族は、少産化、社会化、核家族化という過去には経験したことのない新しい問題にぶつかっている。その実態は想像以上の急激な変化の中にある。

1984年6～7月にかけて、大阪府下20市の保育労働者(衛星都市職員労働組合傘下)は、前年度1年間に生れた0歳児を持つ家庭を対象にアンケート調査を行った¹⁾。この調査には地域によって民間の保育労働者や父母の参加があった。

調査の対象となったのは43,473名、訪問した家庭32,400、郵送によるもの10,603、回答のあったもの26,619、61.2%の回収率となった。調査に対する反応は全体としてよく、保育者の訪問は歓迎され、「離乳食について質問があり作り方をおしえてあげ、とても喜こばれた。」「保育所が近くにあっても全然しられていなかった。」「何ぼ声をかけても後姿は見えるけど、ふりむいてくれない。内職に必死で子どもは部屋のスミでテレビをみていた。」などの母親たちの姿が報告された。

調査結果は今日の若い家族のかかえている問題点を浮ぼりにした。まず、核家族が著しく進行しており、府下平均で77.5%、最も高い門真市の場合84.7%に達していた。子どもの出生数は、1人44.3%、2人39.7%、3人13.9%と少なく、今後、2人目・3人目を生む人がいると予測したとしても、せいぜい、平均二人程度にとどまるものと思われる。

働きづけられている母親は4558人(17.8%)であるが、家庭で子育てをしている母親の95%が就労経験をもっており、「子どもを預ってくれるところがあれば今すぐにでも働きたい。」

1,351人(6.4%)、「1～2歳になったら働きたい。」1,010人(4.8%)、「3～5歳になったら働きたい。」3,626人(17.2%)と就学前に働きに出ることを希望している母親が全体の28.4%もあった。

家庭で子育てに専念している母親が仕事をやめた理由として「子育ては自分の手で」と答えたのが6,302人(31.4%)で一番多い。しかし、保育者たちが調査で知った子育ての実態は、母親の多くが、子育ての正しい知識を得られず、相談相手も少く、家が狭い(21.8%)、遊び場がない(20.5%)、交通量が多い(18.4%)などの問題をかかえていることがわかった。

一方、母親が働いている、いわゆる共働き家庭の現状はどうであろうか。毎日毎日、子どもとその両親の姿をみている保育者たちの意見をきいてみよう。子どもは、両親の生活や労働、地域、文化など自分の周辺にある環境を全て空気のように吸って育つ存在である。親たちが語りたがらない問題も、子どもたちは実にさまざまな表現を通して保育者に伝えようとする。

卒直にいって、この5年間の親たちの変化に保育者たちは驚いている。都市ばかりか、農村地域でも、共通している点は、孤立した家族がふえ、夜型の生活パターンが一般化し、不安定な就労、生活や労働のきびしさに疲れ、子どもにやさしい声かけをするゆとりを失っている状態がひろがっていることである。地域は寝に帰る場になってしまい、孤立している。

まさに、急激な合理化、労働強化、資本主義的競争にまきこまれ、人間らしい生活や労働からどんどん遠ざかりつつある親たちのくらしづ

りである。保育者自身も地域に帰れば同じと嘆く。

最近では、問題はより表面化しているように思われる。それは、離婚問題の多発である。クラスの中の半分が父または母のみの家庭の子どもになったという話もある。数日前まで、父母が睦じく子どもの送りむかえをしていたはずの親たちから、ある日突然に離婚の結果のみを聞かされ保育者が戸惑うことも多い。現代の家族は「金属疲労」状態におちいっているといえよう。

失業、家族の病気、事故、サラ金といった問題は勿論、仕事でお互が疲れて、ついトゲトグしくなった会話がエスカレートしただけでも離婚はおこり得るもろさがある。

高浜介二氏は、現代家族の特徴を次のように解明している。

「旧家族制度の崩壊は、旧家族のもつ機能も、いや應なしに低下させることになった。近代的家族(核家族)は、家族機能、たとえば、家事労働、相互扶助(病気、失業など)、教育統制(しつけ、労働能力の習得など)、老人福祉などの社会化が前提となって、合理的、人間的な発展をするものであったが、それが立ちおくれた。

夫婦中心の家族は、このような家族機能が社会化するなかで、都市を中心に(したがって近代的商工業や賃労働に適したものとして)発展してきたものである。

教育や保育の面でいえば、青少年の家庭外での組織化(学校、保育所、幼稚園、学童保育、少年団や子ども会などの施設や、指導、援助の専門家による)の発展によって、子育て、教育の水準は飛躍的に高まるとともに、夫婦中心の家族も新しい人間的な教育力をもち、積極的な意味をもつのである。

夫婦中心の家族は、夫婦で創造していくものだけに、自立した家庭として、地域での相互の連帯が子育ての上でも必要である。伝統的な子育ての知恵もそのなかで、新しく学ばれ、伝えられてくるのである。

旧家族制度の崩壊による家族機能の低下をその社会化の立ちおくれが、今日の“家族の危機”的背景となっているのである。²⁾

家族のもつ社会的機能は、2つの労働力再生産の役割をになう。1つは、寝て、起きて、着て食べて、働くという人間の生活と労働の循

環の再生産であり、もう1つは、生み育て、教育し、人間的諸能力をそなえた次の時代の労働力の再生産である。今日、日本の資本主義経済は、この循環のもつ社会的役割を正当に認めようとしないばかりか、積極的に破壊はじめている。

高浜介二氏は、このことについて、「政府の家族政策は、この面を夫婦の心がけの問題にすりかえ、家庭の責任をとりわけ強調し、新しいマイホーム主義=新私生活主義の再構築をすすめようとしている。このことは、地域の連帯を希薄化し、“家族の危機”を促進することにもなっているのである。」とするとどく指摘をした。

厚生省の「全国家庭児童調査」によると共働き世帯は全体の46.3%に達している。今日1,500万人を越えた婦人労働者の6割は家事、子どもの育児や教育、老人などの世話など従来婦人の役割とされてきた責任を重たくかかえたまま三重、四重の負担を背おって働いている。幾重にもかかる困難な条件の中で就労を可能にする道としてパートタイム労働を選択する者も多い。

一方で、家事の合理化に必要な電化製品や朝夕子どもの保育所のおくりむかえに必要なマイカーの購入など、就労にともなう消費の拡大や増大する住宅ローンの返済のやり繰りに追われているのが実態である。にもかかわらず、それは「豊かさ」の指標として、働く母親へのイデオロギー攻撃に利用され、母親は保育所利用によって収入を得るのだから、と受益者負担を主張し保母の賃金全額を支払うのは当然とする経済学者の理論がまかりとおっている。自民党政調会は’79年に「乳幼児の保育に関する基本法(試案)」の中で「保育施設が母親の育児放棄の手段になっている」と述べている。

「臨時行革」は今年度保育所措置費の国家負担率を10分の8から10分の7に削減、来年度は更に10分の5にするという動きすらある。地方自治をおしつぶし、保育制度そのものを破壊するこれらの攻撃に対して、働く父母と保育者たちの運動がねばりづよくひろがり、大阪では、大阪府にむけて保育・学童保育充実の100万人署名運

動がとりくまれている。

保育にいかに金がかかるか、税金がいかに無駄につかわれているかという一方的な数字に対し、労働婦人、農村婦人、業者婦人の労働が日本経済にどのように貢献しているか、その納税額はいくらかなどの数字はまだ出されていないのである。

今年7月、「国連婦人の十年」最終年にあたって、アフリカ、ケニヤの主都ナイロビで世界会議が開催され、政府間会議に併行して開催されたNGO(非政府組織)によるフォーラムを合わせると160ヵ国から1万3千~5千といわれる参加があった。この会議に先だって国連は「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約」批准の促進と、十年間の総括と今後の課題について各国政府的回答を求めた。世界会議の主な目的は、これらの総括を行い2000年にむけて「平等・発展・平和」のテーマによる活動の継続と「将来戦略」の策定を行うことにあった。

日本の婦人たちにとって、国際婦人年のはじまった1975年は、石油ショック・ドルショックをきっかけとして日本経済の「高度成長」が政策的に破綻し、「地方財政危機」が表面化した年であった。長期不況の下で婦人労働が雇用の安全弁として操作され、不安定就労がひろがったにもかかわらず、'75年に1167万人であった女子雇用者は、'84年に1518万人と351万人(30%)の増加を見せたのである。

その期間の女子雇用者中に占める短時間雇用者は17.4%から22.1%と増加し、賃金でみれば、男女格差は、男子100として女子は55.8%から51.8%に著しく格差が拡大した。

国際的な不況の中で「奇跡」といわれた日本経済は、先端技術の開発に適応する高い日本女性の能力と、低賃金、低保障を底辺に形づくられている労働者の搾取によってもたらされたといえよう。

日本政府は、さらにあくことなく「国際婦人年」を利用した。「差別撤廃条約」批准のためと称して本年5月17日「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため

の労働省関係法案の整備に関する法律」を国会で成立させた。同法は「勤労婦人福祉法の改正」部分と、「労働基準改正」部分の二本立になっており、わずかな改善部分とひきかえに母性保護規定の廃止や縮小をもりこんだ内容となった。筆者もナイロビNGOフォーラムに参加したが、日本の現状に対して、各国参加者から、「日本には労働組合はないのか」「政党に対してどのような働きかけをしたのか」等質問が続出し、日本の後進性が指摘された。

NGOフォーラムでは、生命を生み出す性として、核戦争の危機を訴えた日本の参加者の発言や行動に、政治、経済、社会体制のちがいをこえて共感がよせられた。

発展途上国の女性たちのかかえる「開発」の問題は、改めて、婦人労働の歴史的な役割を教えてくれた。それらの国々の女性たちの労働は生産性が低く、ほとんどが自給自足経済の段階にある。そこに入りこむ資本主義的消費の拡大や母親の賃労働化は、よりひどい貧しさと新たな搾取を生む。家族のくらしを支えてきた家事労働に対する正当な社会的評価とそれらの労働の積極的な社会化、共同化に女性自らの積極的な参加が課題とされていた。「新しい経済秩序の確立」という課題は、日本女性にもそのままあてはまる。それは、単なる物の豊かさを指すのではなく、人間らしく、みんなが生きることのできる秩序の確立を意味している。

9月8日付朝日新聞は「重症身障者へ福祉ロボット」という見出しで次のように報じた。「寝たきり老人や重症の身体障害者に付き添い、体を抱き起こしたり、食事や入浴の世話をする対人サービス用「シルバーロボット」の開発をめざして通産省は6日、技術研究の手順などを決めた開発概要をまとめた。産業用ロボットの普及はめざましいが、こうした福祉型ロボット技術は企業の採算に乗りにくいため、国の補助で開発を促進するのが狙い。開発期間は7~8年で、来年度は専門家による開発構想調査委員会を設け、シルバーロボットに必要な各種機能や技術開発の方向を定める。それに基づき主要機

械メーカーに共同研究開発を委託する方針だ。」

障害者や老人は果してロボットによる介護を望んでいるであろうか。医療や福祉における人間にに対する労働の省力化は、人間的なぬくもりを失い、人間の発達を保障するものにはなり得ない。

爛熟した日本の資本主義経済が、医療や教育、福祉サービスを、新たな商品市場の開発の場とみるこれらの動きは人間不在の「臨調行革」の本質をそのまま表わしている。

税金のむだづかいと攻撃されている保育労働についてふれるならば、1984年の厚生省の調査によると全国の保育所入所児192万人に対して専任保母数は約18万、平均すれば、10.5人の子どもを1人の保母が育てているという数字になる。1対1で子育てをしてそれでも子育てに悩み深い家庭の母親たちの子育てか、集団保育の保障かについては、どちらが効果的で生産的であるかは明らかである。

必要にせまられ、働く人々がつくりあげてき

た今日の保育所や学童保育は、今日の攻撃の中で鍛えられ、新しい家族のあり方や新しい地域づくりを自らの課題とするまでに成長しつつある。

保育運動は、その必要性にもとづいて、これらの課題を実践してきた。そしていま、地域における人間らしい生活の確立は、人間らしい労働条件との「秩序ある循環」の獲得を必要としている。

このような運動をはげまし、将来を展望できる民主的な医療、教育、福祉の経済理論のより積極的な構築を切望してやまない。

注

1) 大阪保育研究所、大阪保育運動連絡会、衛星都市職員労働組合連合会保育評議会、各市職員労働組合保育所支部『だれもが安心して子どもを生み、育て、働けるように』(0歳児家庭実態調査報告書) 1985年2月。

2) 高浜介二「現代日本社会における家族問題と保育(1)」『大阪の保育研究』創刊号 P.31~40。

(よこた まさこ、大阪保育運動連絡会)

日本の労働時間

藤本 武

I 国際的動向

まず最初に、国際的な動向でございますが、国際的にみますと、1955年頃から戦後の時間短縮が進行しはじめております。国によって年度は違いますけれども、60年前後から、時間短縮が急速に進みはじめます。が、そのなかでILOの勧告も採択されていったのであります。何故、その頃から時間短縮が始まったかといいますと、大きく言って3つの点が指摘できると思います。

ひとつは、実質賃金が上昇し、戦前水準を回復し、さらに上進していったこと。そういたしますと、単に物質的な消費資料だけじゃなしに、やはり、レジャーが欲しくなる。

第2には、技術革新の下で、特にオートメーション等によりまして、失業問題が生じてきました。特に、最近の時間短縮は、後でも触れますが、失業率が各国でおおむね10パーセントに達しておりますので、ワーク・シェアリングという角度から時間短縮の問題が、特に強く取りあげられるようになってきております。

第3に、技術革新とも関係し、また一般の労働強化との関連もありますが、特に、技術革新との関係では、労働内容が相当変化しまして、単調労働の問題が大きくクローズ・アップされておりました。仕事がだんだん精神疲労のほうにウェイトがかかっていきます。そうしますと、どうしてもノイローゼ的な現象が各国で生じてきています。いわゆる「疎外現象」が広がってきた。そういうところから労働時間の短縮

が強く呼ばれるようになってきましたし、たいていの国では、日本も同様ですが、通勤時間が伸びたという現象も、その原因としてそれに付加される必要があると思われます。

(1) ILO

〔1962年の労働時間短縮勧告〕

ILOでどういう問題が取りあげられてきたかといいますと、1962年に労働時間短縮の勧告が採択されております。「週40時間を目標に」するのですが、全体として、非常に弱められておりまして、例えば、インフレをもたらさないとかあるいは国民総生産にマイナスをきたさないとか、色々な条件がついております。超過労働には制限をもうけるべしとも書いてある。しかし、それ以外に現在48時間を越えているところは早急に48時間に短縮すべしとされていた。ところが、日本の法律で48時間を越えることを許容していましたが、その後20年、日本は知らん顔をしてやってきた。

〔1970年の年次有給休暇条約〕

その次は、1970年の年次有給休暇条約。これは、ILOとしますと、2回目の条約ですが、1回目は、1936年の年次有給休暇条約です。それは、勤続1年以上で6労働日だった。54年に、勧告で2労働週というのが決められたのですが、こんどは条約で3労働週です。この3労働週というのは、厳密に言いますと、3週間とは違います。3週間であれば、例えば、5月のゴールデン・ウイークを含んだ3週間を与えれば、それでよろしい、ことになります。しかし3労働週と言う場合には、100パーセントに働く労働

週、つまり5日労働制であれば、15労働目になるが、もしその間に祝祭日が入った場合には、別に祝祭日をプラスして実質的に3週間にする。

ただし、これが、日本の労働基準法と違いますのは、単に3労働週と長いだけではなくて、勤続半年以上の労働者についてはその期間に相当した年次有給休暇を与える。例えば、半年であれば、1.5労働週を与える、と言うのです。それから3労働週のうち2労働週は継続して与える。また、病欠の振り替えはいけない、というようなことが同時に規定されています。

日本の政府代表は、この条約に反対しました。そのとき、反対した政府代表は、百何十カ国の中、たった5カ国です。そのなかに日本が入っていた。

(2) 週労働時間規制

その後、各国で時間短縮がどのように進めら

表1表 所定週労働時間と年次有給休暇

日 本	週労働時間(1)		最低の年次有給休暇(2)	
	立 法	協 約	立 法	協 約
オ ラ ン ダ	48	38~40	3 週間	4~5週間
ベ ル ギ 一	40	36~40	4 週間	4~5週間
オーストリア	40	40	4週+2日	
デ ン マ ー ク	—	40	5 週間	
芬 蘭 ラ ン ド	40	35~40	4 週間	5~6週間
ス ウ ェ ー デ ン	40	36~40	5 週間	5~8週間
イ ギ リ ス	—	35~40	—	4~6週間
フ ラ ン ス	39	39	5 週間	5~6週間
西 ド イ ツ	48	(38.5)~40	3 週間	4~6週間
カ ナ ダ	40	37.5~40	2 週間	2 週間
ア メ リ カ	40	40	—	1・2週間
オーストラリア	40(裁定)	37.5~40	4 週間 (裁定)	
ニュージーランド	40			
イタリヤ	48	36~40	4 週間	4~6週間

(出所) (1) ヨーロッパはすべて European Industrial Relations Review Aug. 1984.による1984年の値。カッコ内は85年4月から。

(2) オーストラリアは、Year Book Australia.

(3) カナダも Canada Year Book.

(4) アメリカは、Handbook of Labor Statisticsなどによる。

れたかということについて詳しく述べることはしませんが、それまで週48時間の立法をもっていた多くの国では、短縮をいたしまして、現在では40時間になっており、フランスのミッテラン政権は1982年に39時間というのを立法化しております。

協約では、ヨーロッパは、ほとんど40時間ないし35時間でありまして、40時間が非常に多い。ただ、イギリスなんかでも、この2、3年の間に39時間制をとった労働者が500万人を越えております。また西ドイツでは昨年のはじめがありましたが、35時間制を要求して、金属労働組合、それから印刷労働組合がストライキに入りまして、何週間もストライキをしております。そして、38.5時間というところで、妥協しまして、これを85年4月1日から実施することになった。それからベルギーでは、大体今38時間程度が協約で作られております(第1表)。

ただ、外国の労働時間を見る場合、職員については、ほぼ同じ国もありますが(たとえば、フランスや西ドイツがそうです)、イギリスやアメリカ合衆国やカナダ等は、職員については、かなり短いのです。また、休憩時間の取り扱いではありますが、午前・午後の短い10分とか15分以内の休憩時間は、所定労働時間のなかに入っている国が大部分であります。これは、法律に書いてある訳ではなくて、労働協約でそういう取り扱いにすることが、慣行化されている。そうしますと、むこうの週40時間というのではなくて、週37時間ないし38時間になります。

また、交替制のばあいの食事休憩について、イギリスなどは、協約ではっきりと一般とちがった取り扱いを決めております。週40時間の場合に、連続操業では、休憩時間を含めて、週40時間ということが、大部分の労働協約に明記されています。一般的のデー・ワーカーの場合は、食事休憩を除いて週40時間。イギリスでは、食事休憩は、30分となっておりますので、交替制の場合は、37.5時間となります。こういう点も、比較の場合には考慮される必要があります。

(3) 年次有給休暇

第3番目は、年次有給休暇ですが、ヨーロッパを中心にその後も延長が続きまして、現在では、4ないし5労働週。資料の第1表を御覧下さい。3~5週間という国が多くて、4週間のところが一番多いのです。しかし立法で3週間の国でも協約では、4ないし5週間の国が多い。フランスでは、5ないし6週間、スエーデンでは、5ないし8週間、というように協約では立法より多くなっておりまます。

(4) フランスの年休とヴァカンス

そのなかでも、フランスの有給休暇が一番発達しています。このフランスの年次有給休暇を見ますと、1971年の調査——4労働週の立法があるときですが——によると、だいたい3分の2程度のところが、一齊休業、工場閉鎖し、その3分の2は4週間以上休業します。そうしますと、1年以上勤続の労働者は、4労働週あるからいいんですが、勤続半年の人は、2労働週しかありませんから、2労働週分足りない。その場合失業手当を受給できると書いてあるんですね。

むこうの人のヴァカンスの状況は、第2表に

第2表 フランスのヴァカンス(1982年)

	計		冬		夏	
	出発者率	日数	出発者率	日数	出発者率	日数
農業者・農業労働者	(%)		(%)		(%)	
農業者・農業労働者	23	15	9	9	20	12
商工業経営者	60	22	23	11	54	20
高級職制、自由業	88	38	59	15	85	28
中級職制	81	32	46	12	78	26
職員	68	28	28	12	65	24
肉体労働者	56	25	14	12	53	22
サービス労働者	59	25	17	13	55	22
他の職業	77	39	45	18	75	29
非労働力	41	36	18	20	37	29
計	58	30	25	14	55	25

(出所) Tableaus de l'Économie Française
1983. p. 75. 数値は藤本が四捨五入している。

書いてありますが、これは、1982年で、ミッテランのもとで、4労働週が5労働週に伸びた年であります。第2表のフランスのヴァカンスの中身なんですが、出発者率というのは、ヴァカンスに出かけた人のパーセンテイジです。また、日数というのは、出かけた人の平均滞在日数です。ただし、これには、2泊以下は含みません。3泊以上だけです。

さきほど言いましたように、フランスでは、一齊に休業する企業が多いですから、8月の生産指数は、6月にたいして、4割ぐらい減るんです。他の国については全年の平均に対して8月がどれだけ落ちるか、という統計によりますと、フランスは、35パーセント、他の国は、10~15パーセントぐらいで、10パーセント台です。日本について、少し試算してみましたら、5パーセントぐらいです。それでも、以前に比べれば、かなり落ちています。以前は3パーセントぐらいでしたから。

このように国際的にはヴァカンスが盛んです。ただ、ついでにアメリカ合衆国について申しあげておきますと、アメリカは、年次有給休暇は非常に少ない。1年勤続の場合、1~2週間、ただし、勤続5年になりますと、プラス1週間、勤続10年になりますと、プラス2週間と、増えまして、長期勤続の人は、3週間ないし4週間となります。つまり、ヨーロッパに比べ劣ります。

(5) 長期勤続休暇と拡大休暇

また、長期勤続休暇または拡大休暇というのが、オーストラリアとアメリカにあります。オーストラリアの場合には、15年勤続で、年休の外に13週間の長期勤続休暇をいっぺんに有給でもらえる。15年からあとは、5年毎に13週間の3分の1ずつをもらえる。

アメリカでは拡大休暇といつてますが、これは、大きな協約の5パーセントにこの規定があります。これも15年以上であります、15年以上で5年毎に数週間もらえる。

ただ、あとで日本の年休のところで述べます

が、日本ではとり残しが多いんですが、外国ではとり残しというのは、ほとんどありません。ただ、若干チェックしているところがありますね。オーストラリアのビクトリア州だと思いますが、年休を残しますと、労使ともに労働裁判所に呼ばれる。そこで、残した方には何故残したのか、とらせなかつた経営者には何故休ませなかつたか、というような質問を受ける。ですから、年度末には、経営者のほうでは早く取ってくれと、いうことになる。それに関連しまして、日本の何とかいう人の『外国人の働き方』という本のなかで、アルゼンチンかどこかで働いていたときのことを書いているのですが、アルゼンチンでは職員の年休は1ヵ月ほどあるんですが、忙しいものだからその年休を取らなかつたら、とうとう技師長のところに呼ばれて、「お前、何故取らないか」といわれた。「忙しいから、とらない」と答えた、「馬鹿」と怒られた。翌日からあわてて1ヵ月休んだですね。そういうことで、考え方が、日本と根本的に違う。アルゼンチンというのは、発展途上国なんです。そういう国でも、ヴァカンスというと、1ヵ月ちゃんと実施しているわけです。

(6) ワーク・シェアリング

近年先進工業国の労働組合は、ワーク・シェアリングのためといって週35時間、年休6週間を要求しております。ワーク・シェアリングというのは、仕事を分配するということです。労働時間を少なくして、少なくした分を失業者の新規採用にあてていこうという意味なんです。

ただ少しづつ時間を短縮しますと、事実上のワーク・シェアリングになかなかならないで、ミッテランのフランスでは、労働時間を特に短くして、人を新たに雇った場合には、その社会保険料を安くしてやるとか、というようなことをして、労働時間の短縮と雇い入れと直結させる政策をとっております。しかし、各国の労働者は、35時間を目指して闘っています。そしてますます35時間に近づきつつあります。そのテンポは以前より鈍いようですが。

II 日本の労働時間の現状

(1) 1960年以降の労働時間短縮

第3表を御覧いただきたいと思いますが、日本における労働時間の短縮のはじまったのは、60年なんですが、70年から75年の間が一番急速でした。所定労働時間は企業平均と労働者平均との二つが示されています。

ただ、所定労働時間の短縮を見ますと、75年から後が、スロー・ダウンしています。それまでは、5年間で週約2時間短縮している。44時間9分が42時間8分に、だいたい1年につき24分。これは、30人以上の企業の数字であります。ところが、8年後に41時間40分になっている。28分しか短くなつておらない。それ以前は1年につき24分だったものが、3.5分にすぎない(第3表)。73年のオイル・ショック、74~5年の世

第3表 最近の日本の労働時間の変化

		1970年	75年	82年	83年
所定労働時間(1)	企業平均(時間:分)	46:41	44:48	44:27	44:26
	労働者平均(〃)	44:09	42:08	41:47	41:40
	企業 40時間以下(%)	3.3	12.7	15.1	—
	企業 48時間以上(%)	61.6	39.4	34.8	—
	労働者 40時間以下(%)	14.6	41.7	45.8	48.6
	労働者 48時間以上(%)	30.9	16.9	15.8	14.7
週休制(1)	企業(週休2日)(%)	0.4	4.6	6.1	6.2
	企業(部分的週休2日)(%)	4.0	38.4	42.9	43.8
	労働者(週休2日)(%)	14.6	21.4	25.0	27.0
	労働者(部分的週休2日)(%)	30.9	48.5	50.5	50.0
月間超過労働(2)	実働時間 全産業	186.6	172.0	174.7	174.8
	実働時間 製造業	187.4	167.8	177.0	178.0
	超過労働 全産業	16.7	10.6	13.1	13.4
	超過労働 製造業	19.0	9.1	15.5	16.2
	出勤日数 全産業	22.9	21.7	21.9	21.9
	出勤日数 製造業	22.6	20.8	21.2	21.2

(注) (1)は30人以上企業、(2)は30人以上事業所。

(出所) (1) 労働省『労働時間制度調査結果』。

(2) 『労働統計要覧』『労働経済指標』。

界的な不況、その後、減量経営が発展するわけですが、この減量経営の下では、労働時間の短縮が停滞化している。

週休2日制も増えてきた。ただ残業時間は、70年から75にかけて、月間で、全産業で16.7時間から10.6時間に短縮したんですが、その後はまた増加して13時間以上の年が続いておる。外国では、75年から83年まで、実働時間がどんどん減っている。

これは実質賃金の動きにもみられます。75年から実質賃金の動きがほとんどストップに近い状態になります。労働時間の変化はそれに対応しているわけです。しかし、この間に、日本の労働運動では大きな変化がありまして、これから後、ストライキをしない組合になってきた。ストライキなしでは労働時間の短縮もままならない、といえると思います。

(2) 所定労働時間の国際比較

では、国際的に見て日本の労働時間はどうなのか。これは、相対的に見て日本の労働時間は長い。特にE.C.の批判が強い。「日本人というのは、兎小屋に住んでいる働き中毒患者」というE.C.の批判が出たのは1981年であります。

まず、所定労働時間であります。所定労働は、現在、労働者数で見ますと、40時間以下が48.6%で、48時間以上が14.7%，これは、30人以上の企業のデータで、平均が41時間40分です。30人未満の企業の場合、48時間が非常に多いですから、平均すると44時間ぐらいになるんではないかと思います。かりに44時間としますと、たいていの国に比べますと、所定時間は、4時間以上日本は長いといえます。しかも、さきほど言いましたように、午前・午後の短い休憩時間というの日本では除外されての時間ですから、差はもっと大きいことになります。

(3) 週休2日制

週休2日制という言葉について、まず申しあげておきます。日本の「週休2日制」は、国際的な理解とはだいぶ違いまして、やたらに拡大

して使用している。月1回土曜日を休むのも週休2日制と言っています。本当の「週休2日制」は、仕方がないので、「完全週休2日制」と呼んでいます。「週休2日制」というのは最初から完全なんです。

ところが、日本の「完全週休2日制」もまた、不完全週休2日制なんですね。なぜかといいますと、日本の企業の8、9割がそうですが、たいていの企業は、ある週に祝祭日がきますと、その週については、土曜出勤をやっている。

ヨーロッパのように、週2日休んで、祝祭日があれば、週3日休むことになるというのが、これが本当の週休2日制です。そういうのは、日本では、本当に少ない。ここにあがっているのよりさらに、減ります。そこで、わたくしは、いわゆる「不完全週休2日制」を、「部分的週休2日制」という言葉に置き換えています。

この週休2日制を法律化している国は余りありません。これは、わたくしの推測ですが、40時間を確保すればいいんで、産業の状態とか色々の事情で、週2日休めない場合はあるだろう。それは、その労使関係で適当にお決めください、というのが政府の態度、あるいは立法者の態度であると、言ってよいだろうと思われます。しかし普通の場合は、80パーセントは実施しております。実施していないのは、商業部門とか、サービス部門ですね。

(4) 残業

残業は、たいていの国で週1時間前後なんです。アメリカやイギリスは、週2時間台ですね。日本は、だいたい3時間台ないしは、4時間前後であります。非常に長い。これは一つには、立法上の残業規制がまことにいいかげんであるという問題があります。労働基準法の問題が一番大きいですけれど、日本では法36条によって、36協定で時間の延長をすることができるようになっております。基準は48時間ですから、これを基準にして36協定をやる。その場合も、有害労働の場合は、1日合計10時間という制限はありますが、休日労働については、制限なしで

す。それ以外では労使協定をすれば、婦人・年少者を除いて何時間の残業をやってもよろしい。少し前ですが、残業協定を見ますと、ひどいところでは、たとえば、1日、10時間を越えててもよろしいというような、36協定を結んでいるところが、10パーセント以上もありました。しかも非常に問題なのは、大企業ほど36協定の労働時間が長く、労働組合のないところで、短い協定をつくっている。だから、日本の労働組合は、労働者の利益を守るということでは、あてにならんと僕は思っているんです。

ソビエトの時間制限は、週41時間が一般労働で、有害労働は36時間、それをベースにしまして、年間120時間です。2日連続で6時間という制限もはっています。日本では48時間をベースにおいて、婦人労働者については、年間150時間です。そうすれば、日本では婦人労働者については、2,500時間ばかりを合法的に働くことができる。ソビエトは、2,100時間ぐらい。大きなかくましいおっさんでも、それ以上働くといいかんのですね。日本のなよなよした大和撫子は2,500時間以上も働いてよろしいというのが日本労働基準法です。一般の労働者については、無制限でしょ。労働省は、最近目安というものをつくりました。これは、1週間にについて、15時間、月については、50時間という制限です。としますと、年間では、600時間働いてよろしい、しかも、休日労働は、別個ですから、年間、500時間ぐらいとして、それを加えますと、だいたい3,600時間ぐらい働いてよろしい。しかも、これは、行政指導上の目安ですから、それ以上働いてよい。

そういうことですから日本は残業は野放図にやれということです。ミッテラン政権でも、詳しくはのべませんが、いろんな制限をしまして、最高は2,000時間ぐらいに抑えられています。だから日本の法律は本気になって、残業を抑えようという規定がない。

(5) 年次有給休暇

年次有給休暇は、労働基準法で1年勤続で6

日、勤続1年につき、1日をプラス最高20日が基準です。これは一種の年功賃金です。ただ、大企業では、最低が1年勤続でも、10日ないし12日というところが多い。しかし、最高は20日です。そういうかたちですから、中小企業は、だいたい基準法通りというかたちであります。しかし、1年未満については、法律上はなんら規定はない。そして、勤続1年で6日というのは、国際的にみても、非常に短いんです。昨年出ましたILOの労働時間の本ですが、これに140ヵ国ぐらいの年次有給休暇や労働時間の法定のそれらを並べてあるんですが、1年勤続で6日というのは、145ヵ国のうちびりから2番目です。こんな馬鹿な国はありません。フィリピンが日本より低いというだけで、先進工業国でこんなにべらぼうに年休の少ない国はないんですね。しかも日本では分割してもよろしいとなっているんです。ILO条約では3労働週のうち、2週間については、継続すべしとなっておりましたから、この点でも違います。

病欠振り替えは、わたしたちの調査では、だいたい20パーセントであります。ほかの調査でもだいたい20パーセントとでています。また、最大の問題はとり残しが多いことです。約40パーセント、消化率が60パーセント。外国ではそういうことはありません。ですから日本では平均して15日あまりの付与日数があるんですが、実際とっているのは、8日ないし9日となりますから、ヨーロッパの年次有給休暇の3分の1ぐらいです。これには、いろいろ理由があります。

なぜこんなに取り残したが多いのか、その最大の責任は、経営者側にあります。だから、僕は、オーストラリアの労働裁判所のように、労働基準監督署に労使ともに呼んで、残した理由を聴くなんてぐらいは、当然やっていいんではないか、と思います。ところが、日本ではどこでもそうなんですが、だいたい年休を欠勤の一種と考えているんですね。わたしは、工場見学をするときには、例えば出勤率96パーセント確保という目標について、いつも聞くんですよ。

「欠勤には年休は除外しています」という工場は、お目にかかったことはありません。たいてい「入ってます」と言う。また年休を満足にとるような人は、立身出世から外されるということになります。労働省の調査でも、それを精勤手当にリンクしている(年休をとったら、精勤手当はもらえない)のが、30パーセントです。ボーナスに響かせるというのも、30パーセントです。実際はもっと多いと思うんです。僕は、昇格や昇進に響くというのは、100パーセントではないかと思うんです。外国ではそういうことはないです。日本の資本家は年休は恩恵的に与えてやっているという意識が潜在的に依然として残っているのだと思います。権利だったら、それがいくらとられようが、ボーナスに響かせるとか、いうようなことはありえないはず

です。

労働時間についても少し追加しておきますと、第4表を見ていただきます。これは、年間の労働時間の比較です。ここで提供労働時間というのは、所定労働時間プラス残業時間と考えて下さい。これはなかなかいい考え方なんですね。といいますのは、最近のように、各国で欠勤率が増え、その欠勤率の国別の格差が大きくなっていますと、欠勤の多いところは、実働時間が減るわけです。それで欠勤率を捨象して実働時間の比較を的確にできるように、所定労働時間に残業時間をプラスして比べるものですね。それが提供時間です。欠勤率は日本は世界一低いんです。1.6パーセント。こんな国はありません。アメリカが3.5パーセント、フランスと西ドイツが7パーセント台、イタリアは10パーセント

第4表 1980年の労働時間の国際比較 (20カ国)

	工業肉体労働者週提供労働時間	被用者計 週時	年間労働時間		
			肉体労働者		被用者計 実効
			提供	実効	
西 ド イ ツ	42.0	37.0	1,890	1,720	1,660
オーストリア	41.0	37.8	1,860	1,760	1,720
ペルギー	36.6	33.6	1,720	1,550	1,540
デンマーク	41.1	35.0	1,890	1,760	1,610
スペイン	42.0	38.5	1,940	1,780	1,780
フィンランド	41.0	—	1,920	1,820	—
フランス	41.3	37.6	1,920	1,750	1,740
ギリシャ	41.9	—	2,010	1,800	
アイルランド	41.9	38.3	1,970	1,830	1,800
イタリア	41.2	36.8	1,890	1,650	1,660
ルクセンブルグ	40.6	36.8	1,850	1,700	1,670
ノルウェー	40.8	35.5	1,880	1,670	1,610
オランダ	41.0	35.7	1,900	1,660	1,650
ポルトガル	41.8	38.2	1,920	1,760	1,760
イギリス	41.8	35.5	1,960	1,800	1,660
スウェーデン	40.6	34.0	1,830	1,580	1,530
スイス	43.8	39.1	2,060	1,930	1,830
カナダ	42.0	36.7	1,980	1,900	1,760
アメリカ	42.1	34.6	2,000	1,930	1,650
日本	45.7	43.4	2,190	2,140	2,090
中央値	41.3	36.8	1,920	1,760	1,665

(出所) A Doyelle. Durée du travail, Travail et Emploi, No.12, pp.16-18.

ぐらい、スエーデンが13パーセント台、実働時間で比べますと日本は欠勤が少ないだけに、日本の値は他よりいっそう長くなる。

まず、提供労働時間から見てみると、中央値が1,920時間、日本は2,190時間ですから、提供労働時間としても、日本は270時間長いことになります。アメリカを見ますと、この国も案外長いですね。労働時間全般について、アメリカは、ヨーロッパにそうとう先を越されているということはこれでも分ります。ヨーロッパはたいてい2,000時間を下回っている。ヨーロッパで2,000時間を上まっているのは、ギリシャだけです。それより日本は長いということですね。

実働時間になると、中央値が1,760時間、日本は、2,140時間で470時間ぐらい長く働いている。1日を8時間になおしますと、50何日多く働いております。しかも、この中央値のなかにはそうとう長い日本が入っての数字ですから、日本を除きますとこの中央値が落ち、格差はさらに拡大します。

被用者全体でいいますと、中央値はまた落ちます。日本もちょっと落ちますけれど、日本以上に中央値が落ちますから、格差はまた拡大しております。

最近わたくしは、国際比較するのに、年間の労働時間を比較しますが、一度、生涯の労働時間というのを計算したことがあります。これはもちろん推定ですが、いろいろややこしい想定をして、推計しておりますが、結果だけを申しあげますと、日本の男子労働者は、10万時間以上を一生で働く、ところが、アメリカもフランスも7.6万時間ですね。ですからだいたい60パーセント多く働く。この格差は今の労働時間だけではなく、年寄りになってもまだ働いているということが、入っております。むこうの人は65歳を越えると、10パーセントぐらいしか働いておりません。60歳を越えますと、フランスなんかでは、半分ぐらいの人が仕事をやめております。

ところが、日本は65歳まで一生懸命働いて、

65歳以上になっても、なかなか仕事をやめない。だから僕の想定では、70歳まで働くということになっております。それに年間の労働時間が加わってくるので、生涯の労働時間は1.6倍にもなってくる。しかし老人で働いているのは低賃金が大部分です。年寄りがみんな働いておれば、安心して社会保障をカットすることができます。それをもうろく防止のために働け働けということでは、社会保障の運動を進めるうえには、マイナスになるのではないかと、僕は思っております。「働くな」とはいえませんので、「外国人は、はやくから仕事をやめてゆうゆう自適の生活をしているが、日本人は年寄りまで働いていて、だいぶ遅れていますなあ」という言い方をして、僕の考え方を少しづつ広げようと思っているわけです。

(6) 規模別の格差

ヨーロッパでは、労働時間についてはほとんど企業規模による格差はないと考えていただきたいと思います。フランスでは所定労働時間については、企業規模による格差はまったくありません。それからイギリスの場合は協約ですけれども、産業別で決めておりますので、これを零細企業も守るということになっています。慣行として守られます。先進諸国の所定時間については、規模による違いはほとんどないというように考えていただきたい。

そのフランスで実働時間については、ちょっと差があります。職員の場合には週1時間未満、肉体労働者については、2時間ぐらいの差があります。それは、残業時間が、若干小企業のほうが多いためです。

第5表には、大企業、中企業、小企業別に日本の所定労働時間を示しております。大企業は40時間以下が多いんですけど、小企業になりますと非常に長い。日本の産業構造の問題もありますが、わたくしは、それだけではなくて、労働基準法にも問題があると思います。48時間という間の抜けた法律を御生大事にそのままにしてきたということの結果がそういうことにも

第5表 全産業の企業規模別にみた所定労働時間、
休日など
(1983年9月1日現在)

	大企業 1000人 ~	中企業 100~ 999人	小企業 30~ 99人	合計
週所定	企業平均	39:52	43:14	45:03
労働時間	労働者平均	39:21	42:29	44:53
	(40時間以下)	80.9	34.2	8.9
労働者	{40こえ44以下	15.2	35.9	31.1
	{44こえ48未満	2.4	13.2	23.1
%	48時間以上	1.7	16.8	36.9
同	週休1日	3.1	25.2	54.5
	1日半	0.3	1.3	0.9
上	週休2日	48.9	15.6	3.2
	部分的週休2日	47.8	57.9	41.4
週休以外の休日(平均)	企業(あるもの平均)	16.6	17.2	16.5
年休平均付与日数		17.0	14.1	12.3
年休平均取得日数		10.3	8.2	6.9
消化率(%)		61	58	56
				60

(出所)『昭和58年労働時間制度調査結果速報』。

なるし、労働組合の組織率が低く、しかも、企業別の団体交渉で協約が成立している、ということが問題であります。

第6表を御覧いただきたいのですが、それは労働組合の有無別にみた、珍しい統計です。これでみると規模が同じであっても組合のあるところの方が労働時間は短いですね。

また残業時間をみると、さきほど言いました、36協定の結果と同じで、残業は大企業ほど多い。小企業は11時間ぐらいなんですが、大企

業になりますと、16時間を超えている。せっかく所定労働を短くしたもの、半分が残業で消しとんでいるわけですね。

(7) 産業別格差

産業別格差も非常に大きいのですが、フランスではほとんど差はありません。すべてが、39時間です。ごく、特例的に39時間よりちょっと短いところがありますが。イギリスの場合79年には、ほとんどの産業が40時間です。わたくしは79年について200いくつかの協約をずっと調べたときには、ほとんどが40時間で、5ないし6つが40時間未満でした。それぐらいに40時間に統一されていたわけです。

日本の場合はめちゃくちゃなんですね。同じ製造業のなかでも、平均で比べましても、だいたい5~6時間の格差があります。たとえば、鉄鋼では、40時間を切っているわけですが、45時間というのは、木材・製材、44時間台というのは、衣服、というように、そんな大きな差があります。日本では、立法の問題、労働組合の問題等が、関係しています。むろんその背後には、産業構造の問題がありますが、僕が産業構造の問題をあまり強調しないのは、それを強調しすぎると、それが変るまでは駄目だということになって、「こういう産業構造じゃ、中小企業の労働時間の短縮はむりだ」ということになりかねません。そういう点は確かに認めるけれども、賃金については最賃制、労働時間については労働基準法、両者とも労働組合、そういうものの役割を強調して、運動としてそっちのほ

第6表 労働組合の有無別にみた労働時間(1981年)

	週平均所定時間 (1)		40時間以下 (2)		週休2日 (2)	
	アリ	ナシ	アリ	ナシ	アリ	ナシ
製造業 計	時間:分	時間:分	(%)	(%)	(%)	(%)
	42:08	45:10	34.3	6.8	15.4	4.1
企業	1000人~	39:09	41:42	85.8	52.1	49.8
規模	100~999	41:36	44:65	38.8	14.0	19.7
	30~29	43:10	45:25	21.6	5.0	5.8
						3.1

(注)(1)は企業平均、(2)は企業数の割合。

(出所)労働省『賃金、労働時間制度の実態』昭和57年版。

うへウェイトをかけていく必要があるんではな
いかと思います。

III 立法の立ち遅れ

(1) ILO基準を満たさない労働基準法

日本では48時間というのをそのままにしまして、ずっといままできました。特例として48時間を越えていたところを近年規則改正で一部分カットした程度でありまして、立法の48時間はそのままです。日本の労働基準法は、さまざまな欠陥をもっておりますが、ILOの諸条約の労働時間の基準を満たしていない有様で、労働時間関係では31～2の条約がありますが、日本は一つも批准しておりません。それは、批准出来ないからです。

たとえば、日本の労働基準法は48時間というのを規定していますから、ILOの基準を満たしておるんじゃないかと、考える人があるかも知れませんが、そうではなくて、数々の例外を認めているから駄目なんです。

(2) 労働基準法研究会中間報告(1984年8月)

1984年の8月に、労働基準法研究会の中間報告というのがありました。これの批判論文を、昨年84年の11月号の『労働運動』に書きましたが、これはとてもひどい内容です。労働基準法研究会というのは、労働大臣の私的諮問機関というもので、政府寄りの労働法学者中心で構成されています。

この中間報告の線は多分、今秋での予定の最終報告の基本になるだろうと思われます。ここでは1日9時間の週45時間にするという考え方でている。また、36条はILO条約の違反ですが、ところがこの中間報告ではその最高限をもうけずに、いまのままでよろしいとしています。またその論理が、おかしいんですね。わが国でそれが定着したからよろしいと。悪いものが定着したら、直さないといけないんですが。また、年休についても、最低は10日にする。ま

た、分割してもよろしいと。これらはすべてILO条約の違反になっておるわけですが、これもわが国で定着しているから、よろしいという言い方です。

そして、こんなことも言っておりますね。各國で労働時間制度についての社会慣行というものは、違うのだから、ILO条約に必ずしも従う必要はないんだ、と。僕はこれには頭にきました。

また、融通性をもたせるというんですね。零細企業、サービス業だと、交通産業、土建業等の特定業種については、特別に考慮する、小企業については、段階的実施を考慮すると、言っている。9時間週45時間とか、年休を最低10日、こういうことを実施することについても、段階的にとか、言っておるわけです。ものすごくおかしな提案なんです。1日8時間週40時間、年休4労働週、残業のきびしい規制が必要な段階です。

(3) 労働省「労働時間短縮の展望と指針」 (1985年6月)

労働省は「労働時間短縮の展望と指針」というのを1985年の6月末に出しました。週休2日制を普及する、年休の消化促進と連続休暇の定着、所定外労働時間の短縮、これらは、全部行政指導でやると言っている。81年にでた指針と同じです。それから実態に応じて対応していくと言っているんですが、労働時間の法制については、研究会の答申が間もなく出るから、それによると言っております。

IV 労働組合

(1) 賃金一辺倒的傾向

これまで労働運動は、賃金一辺倒でまいりました。いわゆる「春闘」というのは、賃金闘争だけできたわけで、労働時間短縮は軽視してまいりました。

ところで、また立法闘争についても、非常に

関心が薄い。国民春闘という表現を途中でとりましたが、実は、あまり国民春闘的な闘争はしなかったと、僕は思っております。背後には企業別従業員組合という性格をもっていて、パートの問題でさえ充分にとりあげることができない組合であります。そこが、産業別組合と違うところです。ある意味では、職業別組合に似ています。クラフト・ユニオンは、不熟練労働者の問題には、非常に関心が薄かった。日本の場合は、企業別組合ですから、自分の組合以外の組合や労働者のことについては、関心が薄いわけです。ですから、オルグなんってことは、実際に日本の企業別従業員組合には出来ません。

そういう従業員組合ですから、立法闘争には関心が薄いんですね。賃金闘争はやりますが、最賃闘争を本格的にとりあげておりません。口先でいいうのはいいんですよ。メーデーのときに、最賃の確立と呼びますが、そんなもの、わたくしは、闘争というなかに入らないと思います。闘争というのは、そのために、ストライキをしたとか、国民運動を展開したと、いうことであって、そうでなければ、闘争のなかに入らないと思っております。

そういう組合でありますから、最近、時間短縮の問題をとりあげるようになりましたけれど、労働基準法の闘争というのはほとんどとりあげていません。紙に書いたものは時々労働大臣のところへ持つて行きますが、もっと実力で裏付られたものでなければいけないと思います。

最近は組織率が低下して、とうとう3割をわりました。これの背景には、組織率の高い鉱山労働者だとか、製造業の労働者の組織率が減って、組織率の低いサービス業とか商業部門の比重が高まったこと、また大企業の実際の従業員の数が減って、小・零細企業の比重が高まってきたことなどがあります。

(2) ストをしない労働組合へ

また、そういうなかで、今度はとうとうストライキもしない組合に転落してまいりました。春闘は、最近、管理春闘と言われるようなこと

になりました。労働時間の短縮のためには、労働組合が動かなくてはならないのですが、労働組合自身はいよいよ実力を発動しない組合にだんだんなってきております。これにどうすれば、喝を入れることができるのか。僕の、『国際比較・日本の労働条件』という本も、ひとつは、喝を入れる一助になればと思って書いたわけなんすけれど。

V 長い労働時間と国際経済摩擦

(1) 長い労働時間

最近、国際経済摩擦ということが、非常に大きくとりあげられてきております。最近の日本の国際競争力は、すごい高まりです。その背後には、長い労働時間がひとつあると思います。ですから、国際経済摩擦を緩和するためには、日本の労働時間を、全体として短縮していく必要があるんではないか。日本の商品がどんどん外国へ輸出されるということは、先進工業国で失業を広がらせておるわけです。いわば、失業を輸出していることになり、むこうの労働条件の改善をチェックし、押えることになる。

その適例は、アメリカの自動車労働組合のケースです。アメリカの自動車労働組合は、アメリカでは最強の労働組合でした。ところが、日本の自動車の輸出で、壊滅状態に一時落ち入って、それで組合もしょうがなしに、後退して、賃下げも容認するというようなことまでして、切り抜けるということになっております。ところが、日本の自動車労働組合というのは、確かに週40時間をとっていますけれど、何れの組合も労働生産性向上には全面的に協力している組合であります。

(2) 高い労働生産性

次は、高い労働生産性。表はつけませんでしたが、労働生産性は、いまアメリカより上回っていると考えてもよろしいかと思います。私の本のなかにもそれにふれたところがあるんです

が、1977年に日本の労働省が、物的生産性を国際比較したことがありまして、それによりますと、1時間当たりで、日本を100としますと、アメリカは101.1で、ほぼ等しい。ところが、1977年から現在にいたる間、生産性は、日本のほうが急速に上っていますから、現在では、日本はアメリカよりも上回ったと考えていいんじゃないかと思います。

その当時の、労働省のデータからも、国際摩擦が問題化しております、電気、鉄鋼、機械、輸送用機械、この四つの産業につきましては、アメリカの倍ぐらいの労働生産性であります。むろんアメリカよりも劣っている産業もありますが、この生産性が高いということは、日本の労働組合が、労働生産性の引上げに全面協力していることが一因です。これは、日本の企業別従業員組合という性格と関係があります。ところが、ヨーロッパやアメリカの労働組合は、労働生産性にそう全面的に協力しない。特に、クラフト・ユニオンの場合は、新しい機械が入って、自分の職業がなくなるということになれば必死に抵抗します。

(3) 低い労働賃金

それから、もうひとつ低い賃金であります、賃金につきまして、第7表に示しました。これは、アメリカの労働省の統計であります。これは、わたくしのこの本には載っていません。それを書いたあとに、気付いたものでの本のなかには、日本の労働省がつくった統計を入れたんです。

このアメリカ労働省の値では日本はずばぬけて低くなっています。説明しますと、(A)という賃金は、普通の賃金統計で出ておる時間当たり賃金のことであります。(B)の直接支払い賃金というのは、たとえば、年次有給休暇手当など不就業手当を含めたものです。(C)というのは、社会保障とか企業福祉とかいったものの企業負担を加えたものであります。

(A)で比較しますと、日本は、不当に高くなる。これを見ますと、日本を100とした場合、賃金の(A)の場合にはフランスやイタリアなど日本より低いところがでてくる。ところが、(B)で比較しますと、少なくとも(B)で比較しないといけないんですが、みんな日本より上にあが

第7表 製造業生産労働者の時間あたり賃金、直接支払賃金、労働コストの国際比較

	1980-82平均USドル			比率日本100			Aを100とした		労働コスト比率 日本 100	
	賃金 (A)	直接支 払賃金 (B)	労 働 コ ス ト (C)	賃金 (A)	直接支 払 (B)	労 働 コ ス ト (C)	B	C	1960	1970
ア メ リ カ	7.92	8.77	10.89	157	169	186	112	138	1023	422
カ ナ ダ	7.66	8.92	9.87	152	172	168	117	129	819	349
日 本	5.04	5.18	5.87	100	100	100	103	117	100	100
ペ ル ギ ー	6.64	8.73	11.03	132	169	182	132	166	315	208
フ ラ ン ス	4.77	6.05	8.57	95	117	146	127	180	315	174
西 ド イ ツ	6.50	8.75	11.09	129	169	189	135	171	327	235
イ タ リ ア	4.12	5.61	7.68	82	108	131	136	186	238	176
オ ラ ン ダ	6.90	8.14	10.70	137	157	182	118	173	262	214
ス ウ ェ ー デ ン	7.07	8.35	11.55	140	161	197	118	163	462	296
イ ギ リ ス	5.19	5.90	7.03	103	114	120	114	135	323	151

(B)はボーナスのほか不就業給すべてを含む。

(C)(B)のほか経営者負担社会保険料、ならびに企業福祉負担を含む。

U.S. Dep. of Labor Handbook of Labor Statistics 1983, p.437. 但し、(A)は各國通貨から藤本が換算。

第8表 1980年の労働コスト、物価実質労働コスト比率
(製造業生産労働者の時間あたりの値)

	各国労働 コスト A	首都の物 価 B	実質労働 水準 比	日本の労働省 の物価比較で 修正したもの
アメリカ	177	60	295	222
カナダ	160	50	320	(241)
日本	100	100	100	100
ベルギー	235	86	273	(205)
フランス	165	91	181	(136)
西ドイツ	219	84	261	244
イタリア	146	64	228	(171)
オランダ	217	84	258	(194)
イギリス	130	88	148	(113)

(A) 第1表と同じ出所。

(B) UN, Retail Price Comparison for International Salary Determination.
労働省『海外労働経済月報』より。

ってくる、それから、(C)の労働コストで比較しますと、すべてが、日本をはるかに上回っている。アメリカが186、スウェーデンは197です。このデータは、80年から82年の平均をとっております。アメリカのドルにたいする相場が、激しく動いたので、3ヵ年をとりました。

どうも日本では、日本の賃金はヨーロッパなどになったという考え方一般化しておって、いろんな国際比較の本を見ても、賃金についてそうだという言い方がそうとうあります。政府

もそういう言い方をしておりますが、とんでもありません。

第8表は、各国の物価水準と実質賃金の比較をこころみたものです。各国の物価水準の比較は非常にむつかしいですが、(B)は国連がヨーロッパ人のマーケット・バスケットを基準したラスパイレス方式で計算したものであります。そうしますと、アメリカの実質賃金は、日本の3倍ぐらいになります。

一番右に、日本の労働省が試みた物価比較で修正したものがありますが、日本の労働省の統計では、アメリカと西ドイツしか調査されてませんので、その他につきましては、アメリカにリンクして、()内にその数値を示したわけであります。日本の労働省の物価水準でも2倍以上というのが、アメリカの水準であります。アメリカやヨーロッパなどにはなっていないと、わたくしは強調したいのです。

この三つ、長い労働時間、高い労働産性、低い労働賃金、これらが、経済摩擦の背景としてあると、これが根本的に解決しないと、いくら、関税の問題をとりあげたり、手続問題をとりあげても、やはり、空回りに終るんじゃないかと、いうことをわたくしは言いたいのです。

(ふじもと たけし、労働科学研究所)

日米貿易=経済摩擦の政治経済学

——戦後体制再編と「日米共同体」構想の行方——

関 下 稔

I 課題と視角

日米貿易=経済摩擦の問題は現在焦眉の課題のひとつであり、また様々な角度からその解明がなされているが、本稿ではやや総括的に、以下のようないくつかの視角から接近してみたい。

第1に、戦後の日米経済関係を戦後の資本主義世界体制(=パクス・アメリカーナ)²⁾の中に位置づけることである。すなわち、社会主義に対抗し、資本主義体制を防衛、組織し直し、政治的独立を遂げた途上国に対する集団的新植民地主義支配を行うという、戦後の資本主義全体にとっての体制的共同利害が、最大の強国であるアメリカの主導下での世界戦略として、いわば一個の至上命令として貫徹していく中で、戦後の日本の重化学工業化も位置づけられ、したがって上の外的要因がこの中に内生化されて貫かれていくことになる。その結果、日本の重化学工業化の進展はアメリカとの間に新しい外的対立を生み、それがまた調整、結合=再編を必至とするという過程が、段階を追って次第に深まっていき、いわば構造的定着をみることになる。

第2に、この延長線で、しかも相対的に独自なものとして、1970年代における戦後体制(=パクス・アメリカーナ)再編期における最も集中的で独特的性格をもったものとして、日米貿易=経済摩擦が発生、拡大、深刻化してきた。

このように、日米貿易=経済摩擦を位置づけることに関連して、おこりうる誤解を避けるため、以下の4点の補足をしておこう。

(1) 2国間(あるいは多国間)の貿易=経済上の

摩擦現象は、資本主義の歴史とともに古くから存在し、いわば各国の資本主義発展の不均等性の結果であるが、ここではそうした一般性に解消せずに、戦後体制の転換期である70年代という「歴史=具体的」条件の中に位置づけ、この時代に固有で独特のもの、つまりは70年代の資本主義世界再編の中心軸と考えることである。

(2) 同様に、70年代の貿易=経済摩擦は日米間にとどまらず、広く日欧、米欧、あるいは途上国との間にも現象としては頻発し、かつ場合によっては深刻でもあるが、日米間の摩擦はその頂点に位置し、かつそこに今日の摩擦=矛盾の集中的な表現がある、いわば集約点であるということである。つまり戦後体制を主導した中心軸としてのアメリカの経済力が体制維持の重荷の中で次第に低下し、それが日米間の矛盾、対立、摩擦を生みだしたが、体制維持を至上命令とする以上、アメリカの主導下で調整、再編されざるをえず、また日本もこの機会を利用して国内体制の整備と、より広い門戸開放=「国際化」へ動いていくことになる。

(3) 加えて、日米間の貿易摩擦そのものも、その淵源をたどれば、1950年代(たとえば55年の「ワンドラーブラウス」問題など)に初発があり、しかも経済的な深刻度からいえば、当時の方がむしろ激しかったともいえるが、ここでは1969年の日米繊維交渉を端緒とし、70年代に本格・全面化していく貿易=経済摩擦を直接の対象とする。というのは、そこには摩擦の発生—政治問題化—政治決着というその後に続発する貿易摩擦の「定型」が検出できるからであり、同時にその中に今日の再編期に特有の性格を見

取することができるからもある。

(4)70年代を戦後体制の再編期ととらえたのは、主に以下の諸事態が70年代前半に集中的に現われたからである。

- ① 今世紀にはいってからはじめてのアメリカの貿易収支の入超化(1971年)およびその累増化(1976年),とりわけその最大の相手国としての対日赤字(1965年始発~)³⁾。このことが70年代に日米貿易=経済摩擦を生みだした。
- ② 金=ドル交換停止(1971年)と固定相場制の崩壊。その結果1973年以来主要国は変動相場制へ移行し,公的介入が縮小し,ユーロ・ドラー市場が急膨張を遂げ,その中で途上国に対する民間多国籍銀行の貸込みと途上国の債務累積が進行し,民間銀行の倒産の危機やリスケジュール(債務繰延べ)などの国際金融不安が次第に高まってきた。⁴⁾
- ③ 2度にわたる「オイルショック」(1973年と79年)の結果,石油の高価格時代が到来し,世界の「オイルサイクル」化とも呼ぶべき事態の中で,世界は不況,物価高,さらには国際収支赤字というトリレンマの状態に陥った(高度成長時代の終焉)。
- ④ ベトナム戦争の敗北,撤退(1975年)により,単にアメリカ国内ばかりでなく,広く世界中に「体制」の動揺と新たな対応=戦略を迫ることになった。

以上の諸過程は単なる部分的手直しを超えた資本主義世界全体の体制的な本格的再編を促し,これは,アメリカの主導下でのこの運命共同体への他の先進国諸国により一層の参加,役割分担の強化を求め,体制を維持するという至上命令のために,アメリカ経済を共同で支えねばならないという論理がより一層強く70年代以降の資本主義世界を貫いていくことになる。

第3に,以上の戦後体制再編の問題は,これをいくつかのルートから分析することが可能であるが,ここでは経済学的には最も基礎的な対外経済関係のルートである貿易(商品流通)レベルでの摩擦に基本視点をすえていこうとするも

のである。さらにそこからより上位の概念である技術移転や長短期の資本移動(特に対外直接投資),さらにはこうした経済事象と政治,軍事などとの関連,絡み合い(すなわち「国家」の経済的能力や,経済への反作用など)をも視野に収めてみたい。

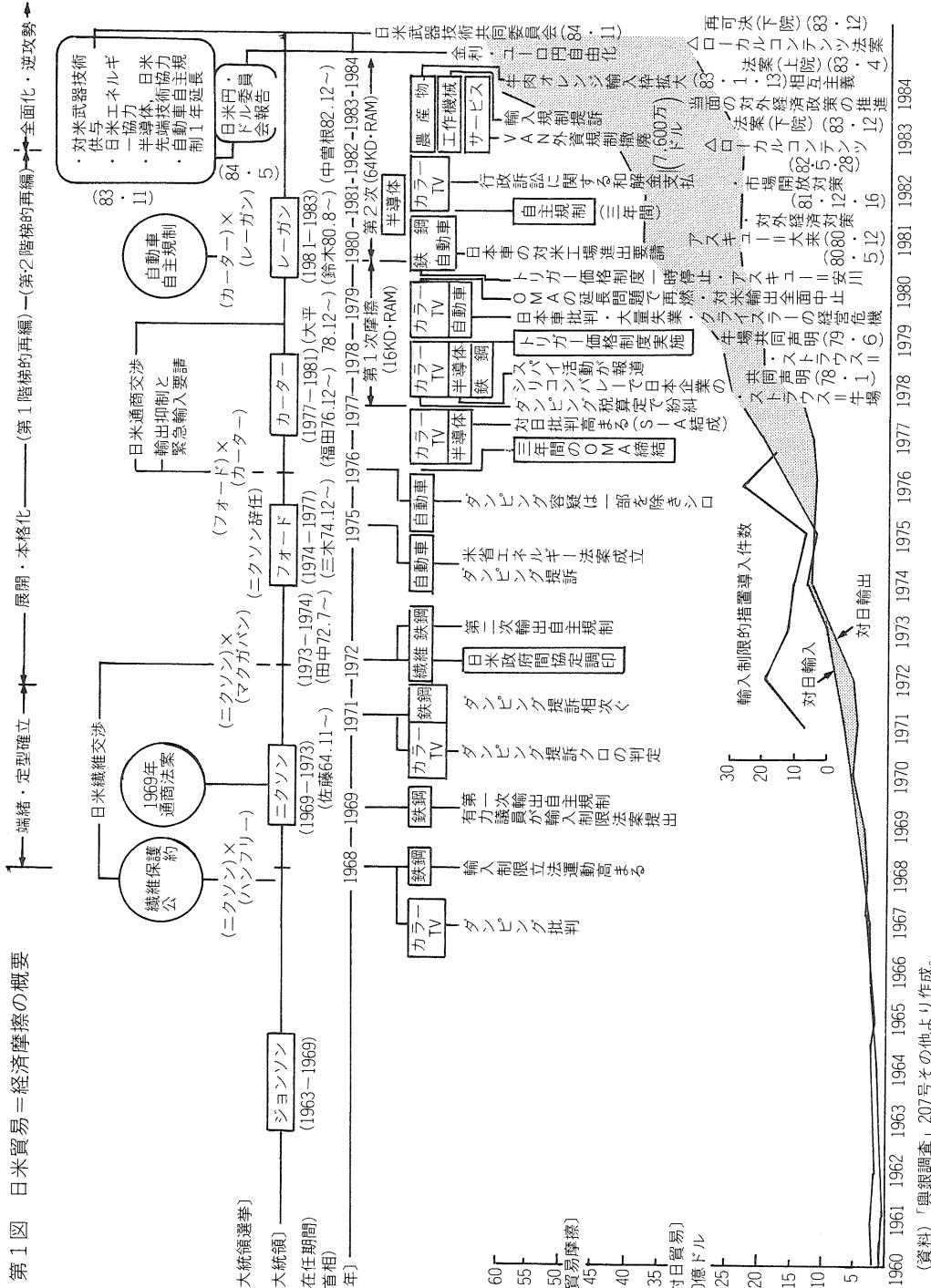
また理論的な問題としては,産業部門間の國際分業論と二国間の利害の調和という調和的世界観の上に立つ従来の貿易理論にたいして,ここでは産業部門内の細分化と新たな國際分業の創出や工程分割を含む企業内國際分業の確立などの新たな國際分業理論の提示と,貿易=経済摩擦の政治経済学とでも呼ぶべき,二国間の貿易=経済利害の非和解性を政治=「上部構造」からの反作用によって一時的に「決着」させるという新たな日米間の政治=経済的合意形成システムの創出を明らかにしたい。⁵⁾

以上を要約すれば,本稿は日米貿易=経済摩擦を全体的,概括的に把握し,その論理と相互連関を説明することを課題とし,個々のケーススタディ等の細かな分析は別稿に譲るものである。一言でいえば,70年代の資本主義世界体制再編の中心軸として日米貿易=経済摩擦を位置づけ,その構造的要因と摩擦の「政治化」過程(すなわち対米従属性の核心ならびにその深化過程)を剔出することこそ,小論の最大の眼目である。

II 日米貿易=経済摩擦の基本構造

第1図にみられるように,日米貿易=経済摩擦は70年代に頻発し,かつ年を追って事態は深刻になってきている。にもかかわらず,そこには一定のパターンがあり,まず最初に個別品目=部門におけるアメリカ側の赤字=入超化をもとに議会等で取上げられ,両国間での経済的利害の非和解性のため,日米両国政府間で政治問題化される。そして交渉ということになるが,この過程で日本側は極力アメリカ側の要求の不当性ないしは非現実性を強調して抵抗するが,アメリカ側が保護主義その他の報復措置を

第1圖 日米貿易＝経済摩擦の概要



(資料)「眞銀調査」207号その他より作成。

ちらつかせたり、軍事における義務免除の「特権」を攻撃したりして攻勢に転じ、最終的には日本側の妥協(輸出の自主規制措置やより一層の門戸開放策、あるいは一時的な製品購入=輸入増措置など)によって「決着」がはかられる。かくてアメリカ側の対日非難——政治問題化——交渉——日本側の妥協による「決着」という定型が成立し、しかもそれがアメリカにおける選挙の時期を中心にして回転するという「政治サイクル」⁶⁾化して現われる(その最初の典型例が繊維で、糸と縄の取引といわれたように、沖縄返還と日米繊維協定が一対にされ、かつ尼克ソン大統領選出時に、公約として掲げられた)。そこでこのような定型が確立され、さらに深化していく70年代の日米貿易摩擦の個別事例を、論理的に段階を追って(同時にある程度までは歴史的な生起の順もある)、その意味内容を説明してみよう。

第1に、上記の70年代の、ここでいう本来の意味での日米貿易=経済摩擦の発端となり、その後の定型確立の嚆矢となった繊維にはじまり、家電(カラーテレビ)，鉄鋼に至る過程は、日米間の在來的な国際分業関係、つまり日本側が労働集約的な産業部門から次第に資本集約的ないしは重化学工業部門へとキャッチアップしていくのにともなって生じた「摩擦」の調整という性格をもっている。すなわち劣位化したアメリカ側からの当該産業部門の保護ないしは救済として、大統領選挙を利用してのプレッシャー——公約——政治問題化——交渉(ないしは取引)——決着という、その後に踏襲される定型、パターンが確立された。だからこれは、ある意味ではどこの国、いつの時代においても、資本主義発展の不均等性の結果として、後発国からの追上げ=キャッチアップによって必然的に生じるいわば伝統的な摩擦現象であるといえるが、それが特異なのは、この場合通常なら追い上げられ、劣位化した産業を産業調整策を講じて他の分野に転換させるか、あるいは資本集約化ないしは技術集約化をはかるよう資金援助なり政策誘導をして、経済必然的なこの国際分業関係

には政治が過干渉しないのが第二次世界大戦後の通例(GATTの「自由貿易体制」の理念)なのに、アメリカ側がこれを政治問題化し、他の日米間の政治課題と取引して、日本側の譲歩による「決着」を図ったことである。それによって両国間の経済的利害の非和解性(「経済摩擦」)が両国の政治(上部構造)の場に上呈(つまり「政治化」)され、この上部構造からの反作用の結果として、具体的には日本側の譲歩、妥協として「決着」するという、貿易=経済摩擦の政治化と、この政治の場での経済の場とは正反対的な日本側のはなはだ弱い立場、主体性の欠如が白日のもとにさらけ出されることになった。その意味では、ここでアメリカにとっての衰退産業である繊維をアメリカ政府が保護したということよりも、むしろどんな産業であれ、それが「摩擦」であるとアメリカ側が政治的に認定した場合は、「政治化」を通じて日本側の妥協、譲歩をひきだすことができ、「決着」という名の政治的成果(経済的には一時的な糊塗策)をあげうるということの方に意義があったといえよう。

第2に、その後のカラーテレビや自動車にみられる例は、商品輸出(貿易)から現地生産(対外直接投資)へと進行すべき現代における資本主義国際化の本流(その推進母体としての米系多国籍企業)に逆らって、日本が旧来の貿易に依拠して輸出至上主義を貫いていることからくる「摩擦」の発生である。このことの基礎には、最初のところで述べたように、戦後の日本の重化学工業化が原燃料と技術の海外依存(とりわけ対米依存)の上になされたために、その製品の販路も、国際収支上の理由ならびに国内の相対的に低い賃金に依拠していたために、国内市場よりも海外(特にアメリカ)に求めざるをえなかつた(また海外での販売をめざすために、競争上からいっても労働コストをできるだけ低くとどめておかなければならず、そのことが国内市場の成長を相対的に弱めたともいえる)という歴史的条件に規定されている。一言でいえば「加工輸出型」産業構造という特質である。こ

のことが、類例のない高度な量産技術と下請系列化を基本とする垂直的生産体系と労使一体的生産体制を生みだしたのであり、この特質故に、企業多国籍化の時代にあっても、海外進出は総合商社を窓口とする商業投資中心型であり、そしてまた現地進出が強要されたあとでも、OEM(相手先ブランドによる委託生産)やCKD(=組立作業にのみ終始する完全ノックダウン方式)、あるいはそこまでもいかない、たとえば小型トラックの荷台だけをはずしたままで現地で取付ける作業だけのものを部品輸出(完成品輸出は規制されているので)と称して一時的に糊塗するなどの、偽装された商業投資ないしは擬似製造業投資に多くとどまらざるをえないものである。そこに日本資本主義の特殊な力と、その反面としての脆弱性、限界性を垣間見ることになる。その意味ではカラーテレビの「決着」が3年間のOMA(=年間175万台以下に対米輸出を抑制するという秩序維持協定)を締結し、この間に對米現地生産を拡大するという内容だったのは、輸出から現地生産へという上の国際化の方向にしぶしぶ日本が従わされた実例だといえよう。

だが第3に、自動車の問題はもっと深い構造的内容を蔵している。この問題の背後には大型車(米)と小型車(日)という自動車生産における特殊な分業関係が崩壊し、両国市場の単一化とそれとともに日本巨大メーカーの市場再編が生じたという重大な事態がある。だから上述の織維からはじまり、鉄鋼、カラーテレビに至る過程が日米貿易摩擦の発端から本格化、展開を示しているとすれば、自動車はそのひとつの帰結と構造変動を示すものであったということができる。戦後における米(英)石油メジャーによる採油、精製、供給の一貫支配は、原油の低廉かつ安定的な供給を世界に保障し、そのことによって戦後の高度成長をエネルギー面で支えることになったが、このことは産油国側にとっては低利権料収入のままの状態を余儀なくさせることになる。OPEC結成以来の産油国の利権料引上げ、そして参加=国有化の運動は、メ

ジャーから生産の支配を奪取し、価格決定力を握ることにあった。第1次オイルショックの結果、OPECは一方ではメジャーから生産を奪取し、価格決定力を握ると同時に、他方ではメジャーと共同して高価格時代の到来を演出したのであった。

この後者について説明すると、メジャーは採油=生産からの撤退による収益減を石油の高価格化によって取戻そうとしたのであり、原油の高価格化とこの原油を長期にわたって優先的に、かつ割引された価格でOPECから買戻す(バイ・バック)ことを条件にして、生産からの撤退に同意したのであった。他方OPEC側にすると、固定相場制のもとでは、低利権料収入というネックはあっても、ドルで受取った原油代金を1オンス=35ドルの公定価格で金に代え、安定的な資産運用をはかることができていた。しかし金二重価格制から金=ドル交換停止、さらには変動相場制への移行によって金価格は高騰し、反面ドルが減価したため、ドルを媒介にして一定の均衡を保っていた原油と金との間のバランスは著しく不均衡となり、そのことは産油国側に原油価格の値上げ圧力をもたらすことになったのである。

ところでこうした上流部門におけるメジャーとOPECとの間の対立、確執から結合、共同への変化は、それに対応する下流部門におけるメジャーと自動車ビッグスリーの結合から離間への動きをともなった。原油を原料とする石油製品の価格は、ガソリンを最高値として順次、軽・中・重油に至る格差別価格体系をとっており、このことは、消費地精製体制にもとづく精製過程においてはガソリン得率を高めることが採算ベースを良くすることになり、また軽質油中心の油種間格差価格体系(その中心としてのアラビアンライト)が成立することになる。また最大の産油国サウジアラビアのラス・タヌラ港をベーシックポイントとする世界的な単一価格=独占価格体系ができあがる。こうしたガソリン中心の価格体系はモータリゼーションを基礎としており、そのことは自動車のビッグスリ

ーの隆盛と彼らに最大の利潤獲得機会を与えるものであった。したがってアメリカの自動車はガソリン価格が相対的に低いため、ガソリン多消費型の大型車中心であり、大型車生産は自動車メーカーに高い利益を保障した。このようにしてメジャーとビッグスリーは共存・共栄をはかってきた(70年代前半まで世界最大の会社は自動車ビッグスリーと石油メジャーであった)。

これにたいし、日(欧)では石油は主に火力発電の燃料や石油化学の原料として使用され、重油中心である。ガソリン得率が低く、相対的に高価で、したがって小型車を中心としたガソリン節約型のモータリゼーションが進行することになる。このことは、大型車(アメリカ)市場と小型車(日・欧)市場が石油消費構造とガソリン価格体系の違い(「アメリカ型」と「日・欧型」)に規定されて、元来別個の市場としてそれぞれ独立していたことになる。⁹⁾

だがオイルショックによる石油高価格時代の到来は、大型車の不利化(したがってビッグスリーの不振)と小型の有利化(日本メーカーの進出)をもたらし、消費者の小型車志向を媒介にして、本来別個であった日米両国の自動車市場の収斂=同質化をもたらし、単一市場化することになった。これが日米自動車摩擦の内容であり、同時に2度にわたるオイルショックは戦後の世界経済を主導した石油=自動車、したがってまたその担い手としてのメジャー=ビッグスリーの連合王国に亀裂をもたらした構造変化の震源地であったといえよう。

ところで石油の高価格化による消費者の小型車への需要シフトという外的要因があったにせよ、日本メーカーによるアメリカ市場における小型車の席捲という事態の中には、日米における自動車生産のシステムそのものの違い、その優劣という問題を内包している。一般に自動車生産においては、エンジン、変速機などの機械部品は技術優位にもとづく高度に自動化されたシステムが採用されるが、仕上げ部品や副次部品は、需要の多様化にもとづく製品差別化戦略によって多品種少量生産となり、また最終アセ

ンブリーがそうした需要の変化に柔軟に反応するためには熟練・半熟練工によって担われるため、自動化が困難となってきた。すなわち、前工程から進行する自動化の波を、後工程に残り続ける労働集約過程がたえず制約することになる¹⁰⁾(アバナシーのいわゆる「生産性ジレンマ」論)¹¹⁾。ところでアメリカのメーカーの場合垂直統合にもとづく部品の内製率が高く、技術優位にもとづく自動化を進めようとすればするほど、上の制約条件がネックとなり、生産性があがらず、そこからの脱出路としては国内の独立系部品メーカーから途上国での低コストの部品の下請生産に転換するか、単一車種にしてあくまでも自動化を貫くかであった。一方日本メーカーの場合には部品生産の多くを国内の優秀な系列下請生産に依拠しており、自動化によらずに、高い技能力と低コストによって、生産性向上と製品差別化に対する柔軟な対応とをふたつながら実現できている。これが今日における日米両国メーカーの自動車生産の違いとなって現れてきているところであり、それは小型車生産において最も典型的に現れることになる。だから日米自動車摩擦の結果、アメリカ側が取り込もうと考えているものは、日本の小型車生産のシステムと優秀な下請企業による部品生産の技術である。他方日本メーカーにすればアメリカ市場における販売保証、認知ならびに大型車生産技術の習得と¹²⁾いうメリットがある。したがって日米自動車摩擦の結果、日本側の3年間の輸出自主規制で「決着」したことは、両国市場の単一化の中でビッグスリーと日本のトヨタ、日産の共同、協力体制、ならびに日本の弱少メーカーのビッグスリーへの吸収化過程、一言でいえば日米自動車巨大独占体の寡占体制の確立、強化が進行することになった。一例をあげれば、自主規制措置は、通説とは反対に数量割当ての優先的配分によって先発の巨大メーカーにシェア確保を保証したことになり、彼らはこれによって浮いたマーケティング費用を日本国内の激しい競争に投入することが可能になり、そこで競争にも有利となったのであり、またトヨタなどはGM

との合意によって対米現地生産を有利に進めることができるようになったのである。またこれはビッグスリーにとっても格好の息つきとなり、原油価格の低下(「逆オイルショック」)という千載一遇のチャンスの到来とも相まって、高収益を回復させたのである。

だから自動車摩擦とその結果は、在来型重化学工業の中軸としての石油=自動車(さらには鉄鋼)における再編をもたらしたのであり、いわば70年代における一連の戦後過程再編の中の、第一階梯的再編であったということができよう。その意味で画期的なものであった。¹³⁾

第4に、統いて70年代末から80年代にかけて発生した半導体(1980年に対米出超に転換)、コンピューター(同1982年)、それに通信機器、工作機械(同1975年)などの問題は、さらに深刻な内容を孕んでいる。すなわち、半導体、コンピューターに代表されるものは戦後のアメリカの最大の比較優位部門であり、しかも単なる民生用を超えた軍事と結合した基軸産業としての新鋭重化学工業品だからである。したがってこれがアメリカ側の入超になったということは、アメリカが新鋭重化学工業品を輸出し、日本が在来型重化学工業品を輸出するという「冷戦型」¹⁴⁾国際分業が日本との関係では破綻したことを意味し、戦後のアメリカの優位性の基礎が崩れることになる。このことの基底にあるものは、日本が先端技術導入を基礎に、労使一体的な生産体制と下請系列化にもとづく垂直統合的な生産体系にもとづいて、たとえば半導体の場合は、電機や精密機械などの兼業メーカーが民生用量産技術として転用、精緻化して、コストダウンと性能の向上をはかってきたという事情がある。しかも民生用兼業メーカーであるために、当初より応用と量産と低コストと品質管理が市場での競争原理にもとづく強制法則として貫徹していった。このことが民生用電子部門での高品質、低コスト、大量生産、応用性を生みだし、この部門での高い競争力を作りだしたのである。こうした日本製品の高い競争力と輸出攻勢にたいして、専業メーカーが主として軍事用として開

発していったアメリカの場合は、日本による急速な模倣化によって、その技術開発の高い優位性が低労働コスト、量産=標準化、応用面での劣位化を相殺できず、したがって民生用製品としては、はなはだ弱い競争力しかもたず、そのためそれに対処するために、労働集約的な生産工程(後工程)部分を途上国に移転するという国際下請生産を展開したが、上述の限界を完全には克服できなかったのである。

アメリカの電子生産は、そもそもそれがミサイル兵器の制御などの軍事用として出発したため、たえざる技術革新にもとづく高い技術優位に基づきをおいている。しかも専業メーカーが膨大な研究開発費を投資して開発を行うため、新製品ができるだけ早く販売し尽すことによって研究開発費を回収すべく、後発メーカーの模倣化に先立ってみずから価格を下げていく戦略をとる(ラーニングカーブ・プライシング)¹⁵⁾ことによって創業メリットを入手する。だから半導体生産についていえば、設計などの前工程部分は高度に自動化、省力化(CAD/CAMなどのコンピュータ設計、製造システム)されるが、組立加工などの後工程部分の技術革新の変化が速すぎるため、逆に自動化できず(自動化すると急速に機械設備が陳腐化する)労働集約的な作業のままに残しておかざるをえないという制約を受ける。そこからの脱出は後工程部分を低賃金の途上国で行うか(ただし不良率が上昇する)、カスタムチップ(注文仕様品)などの特殊な製品に特化するかである。いずれにせよこの分野でのアメリカの優位は、マイクロ・プロセッサー、ロジック、カスタムチップなどにある。一方日本の場合は、基礎的な研究開発能力や新製品開発技術の点ではアメリカに及ぶべくもなく、その優位性は再三述べたように加工技術、量産技術、それに高品質、高信頼性(不良率の少なさ)などにある。したがって定格の標準メモリーチップを後工程まで自動化された生産システムによって量産することになり、これは電機等の兼業メーカーであるために、内製化による他部門への応用需要によって販路が保障されることに

なる。こうした日本メーカーの標準メモリーの量産化システムは、後工程を含む自動化を実現しているために、逆にこのことが設計等における技術革新を遅らせ、制約することになる(技術革新による自動化装置の陳腐化の危険)。したがって新製品開発の対米依存とコピー=模倣法へと傾斜しがちである。

しかも日本の場合は、兼業メーカーによる標準メモリーチップの低コスト、高品質、大量生産が広範に展開されるため、それは新鋭、在来の重化学工業を問わず、さらには軽工業までを含む全産業をエレクトロニクスで精緻化し、自動化、省力化(ME化)したため、これは日本の産業全体の底上げと競争力強化をもたらすことになったのである。その意味で日本における量産型標準メモリーチップの生産は、全産業貫通的效果をもっているといえよう。したがって今や日本産業は電子によって精緻化された高度なものとしてアメリカの前に立ちはだかることになる。これにたいしアメリカでは上述のように、軍需を中心とした高度に発展を遂げた新鋭重化学工業と、それとは無関係に放置され、旧式化したままの民生用在来重化学工業以下の産業との間の、格差づけられ、隔絶したままの並存の状況が続くことになる。ここに今日のアメリカの最大の「アキレス腱」があり、それが日米半導体摩擦となって現出したのである。

だが日本にも弱点がある。それは新原理の発明、発見や設計技術、新製品などのためのR&D投資の遅れ(量産=改良技術開発においては上記のようにQCサークルの活用などとからめて強いが)、コンピュータ産業(特に大型)の立遅れ、自立的な航空機(軍事も含めて)部門の欠如、原子力産業における対米依存、情報産業(宇宙も含めて)の弱さなどであり、これらは当面アメリカからの技術習得に期待をつながざるをえない。

そこで以上の事態に立って、アメリカはパクス・アメリカーナの基礎そのものが崩れ去る危機を、日米間の新たな役割分担によって再生、再編し直そうとしており、日本もこの中でより

一層の高度な質的発展をめざそうといているのである。すなわち、アメリカの軍事主導型新鋭重化学工業の優位性はそのままにして、日本の民生用電子生産によって精緻化された在来重化学工業、ならびにその素材=電子素子生産(より具体的には米のマイクロプロセッサーとロジックへの特化にたいする日本の標準メモリーチップ生産)をそれにジョイントさせる新たな日米間の国際分業関係の確立であり、これは「冷戦型」国際分業の修正であり、80年代に登場した新戦略である。その意味では、日米半導体摩擦からはじまる新鋭重化学工業をめぐる摩擦は、パクス・アメリカーナの原構造の部分的修正、再編をもたらした第2階梯的、本格的構造再編であるといえよう。

ところでその具体策は当面二つの方向で進行することになる。ひとつは日本の対米軍事技術供与ルート(1983年11月の交換公文締結、84年11月に日米武器技術共同委員会設置)の開発、公認化である。それによってアメリカが不足している、あるいは劣弱化している軍事技術ないしは軍事転用可能な民生用=汎用技術を直接に、しかもおおっぴらにアメリカが日本から入手することができるようになった。

もうひとつはアメリカの半導体、コンピュータ、通信機器メーカーが日本に直接に進出して、日本の量産技術と高品質、低コストの労働力を利用できるようにすることと、日本のメーカーの対米進出を促進して両面通行による相互投資を拡大して両者の結合をはかっていくことである。そしてこれは後に述べるが、宇宙軍拡を中心とした情報・通信(人工衛星の利用)基軸の80年代後半の新戦略と合体していくことになる。¹⁶⁾

これまで日本側の輸出増加がアメリカ側に「被害」を与え、それに対する対応がなされた問題をみてきたが、80年代にはいってからの農産物、衛星通信、金融、サービス、木材、医療、タバコなどの新たな問題は、アメリカが日本の門戸開放を要求するという、いわばアメリカ側の逆攻勢であり、本来の意味での貿易=経済摩擦が現実に発生しているわけではない。ただし

アメリカは日本にたいして現在比較優位にある部門を使って日米貿易の不均衡の打開をめざしているのであり、アメリカ側は日本の関税、非関税障壁という意味で、金属バット問題などを含めてこれらを摩擦とみている。

そこで第5に、農産物の市場開放問題であるが、その内容は牛肉〔穀物肥育牛(グレインフェッドビーフ)〕、かんきつ類の輸入枠拡大と、タバコの自由化である。タバコはアメリカの巨大多国籍タバコ企業の日本市場参入のための条件整備のひとつとして、専売公社の民営化問題(葉タバコをアメリカから輸入して、ブレンドしたものを専売公社が排他的に専売している商法)が絡み、またかんきつ類の問題はアメリカ国内の過剰生産と中南米からの輸入急増(海外での安い農産物がアグリビジネスの手を経てアメリカに輸入される)というアメリカ側の事情がある。ここでは紙数の関係上牛肉にしぼって論述するが、農産物は土地=自然の制約性の故に、貿易理論上も特殊な財とみなされ、例外的に扱われてきたし、また各国にとって伝統的な国民経済の基礎をなすものであり、日本にあっても、保守党政権の集票基盤となってきたものである。このいわば「聖域」にアメリカが踏み込んできた背景には、世界を股にかける多国籍アグリビジネスの力があるが、日本側にも効率性や低廉性が第一に要求されるべきで、その前には自立性・自主性や安定供給は犠牲になってもやむをえないという論調が抬頭してきているからもある。だが問題なのは、世界中から最小コストで入手できればよいとする自由化論が、そのために生じる海外依存としての加工輸出型産業構造という体質そのものの弱点が次には問われてくることに注視していないことであろう。またそこからでてくる安全保障という問題も、海外依存体質はそのままにしておいて、その海外からの輸入ルートを防衛するための軍事力増強(それも対米依存を前提にするために、アメリカの防衛戦略の意のままになる)という論理であって、自主的、自立的な安定供給体制という安全保障の最も大事なところはコスト高、不

効率という理由によってすり抜けられてしまうのである(だが実際には世界大でのアメリカの防衛戦略の一翼を担わされることの方が結果的にははるかにコスト高であり、不効率である)。

さてアメリカはステーキ用高級牛肉として穀物肥育牛肉(グレインフェッドビーフ)の生産に特化しており、ハンバーグやホットドッグ等の加工用牛肉、つまり草食肥育牛肉(グラスフェッドビーフ)はオーストラリアから輸入していく、ネットベースでは入超である。アメリカが穀物肥育牛肉生産に特化した基礎には、小麦、トウモロコシ、グレインソルガムなど穀物の最大の生産国、輸出国であるという事情がある。高収量品種であるハイブリッド種子を使い、大量の化学肥料と水、それに農薬を投入し、大規模農業機械を使ったアメリカ式農法は穀物増産を生み、世界最大の穀物生産国、輸出国の地位にアメリカをおしあげた。さらにこれは、畜産においてもトリ(ブロイラー、シチメンチョウ)、豚、牛の順に順次穀物肥育方式と、同時にハイブリッドを利用した種畜生産によつて、大量かつ「効率的」な生産が行われた。その頂点にたつのが、穀物飼料の要求率の最も高い(通常トリの場合は体重の2倍、牛の場合は5~7倍)牛肉生産における大規模な、企業的フィードロットと呼ばれる資本家的な牛肉飼養経営システム(最大規模になると飼養頭数10万頭を超えるものがある)の登場である。これによって牛肉生産は向上したが、高価格化をもたらし(それによって生産者には高収益をもたらしたが)、相対的に低価格の豚やトリ、さらには草食肥育の加工牛肉におされ、過剰気味となった。そこで世界的な肉食化の進展とともに、肉の王者としての高級ステーキ用穀物肥育牛肉の日本への輸出拡大要請となったのである¹⁷⁾。

ところで日本においても畜産におけるこのアメリカ的食肉生産システムが導入され、アメリカへの飼料穀物と種畜の依存体制ができあがったが、日本における牛肉嗜好はステーキ(焼く)よりもスキ焼き(煮る)を好みため、脂肪交雑(サシ)が嗜好されるという美食感覚を生み、そ

の結果日本国内に強固な生産＝流通基盤を持ち、政府の行政指導(輸入割当てなど)と相まって、価格面での不利を相殺してあまりあるほどの力をもつに至った。したがってアメリカ側の牛肉輸入割当て増枠要求が実現しても、複雑、不効率な流通システムを経由するため、それがそのまま消費者のもとに安く美味しい高級ステーキ用牛肉が届くことにはならず、また上の日本の牛肉嗜好が強固に残存している以上、ステーキ消費が急速に増大することにもならない。ここに今日のこの問題のむずかしさ、「日米牛肉戦争」の実相がある。

第6に、金融や流通サービス(情報ソフトから弁護士、会計士などの活動まで)の分野も80年代にはいってから急速に浮上してきたが、ここでは日米円・ドル委員会報告に代表される金融面に限って述べておこう。これもアメリカの優位性に依拠する逆攻勢の領域に属する問題であるが、内容的には上の農産物問題とはいさか趣きを異にする。日米円・ドル委員会報告(1984年5月)が提案した、(1)金利自由化、(2)ユーロ円市場の自由化(円転換規制の撤廃、外銀による主幹事行就任許可、CD発行の自由)、(3)外銀参入許可、(4)短資市場(円建B A市場の創設など)の育成は、アメリカにおける諸種の規制緩和、撤廃(デレギュレーション)＝「金融革命」を日本に持ち込もうとするものであるが、現在の世界の大勢は、変動相場制のもとで金との交換を断ち切って身軽になったドルが民間レベルではますます「国際通貨」としての地位を高めている。とりわけ各国の規制から「自由」なユーロ市場(その中心としてのユーロドラー)の急成長は、銀行にとっての信用供与機能と預金吸収機能をここが担い、決済機能のみが基軸通貨国の当座預金勘定に委ねられることになった。こうして銀行活動をはじめとする金融面での国際化の進展は、国際通貨への需要を高め、それは1国の国民通貨を国際通貨として用いることからくる国内の諸規制を桎梏と感じ、基軸通貨国外での自由な調達と運用が可能なユーロ市場を育てたのであり、このことが今度は逆に

各国外市場に反作用して規制緩和を求めるに至ったのである。そうした意味では、この運動がアメリカから開始され、アメリカ的システムの世界大への波及であって、その恩恵を最も受けているのが米系多国籍企業と多国籍銀行ではあっても、それが世界の趨勢を指向するものである以上、日本の有力金融機関にあっても絶好の規制緩和の好機到来でもあったのである。したがって外圧を利用しての「自由化」の達成という金融機関(とりわけ多国籍銀行)の共同利害が育てられてきている。

ところでドル高＝円安問題が日本の対米出超の要因のひとつにあることは間違いないにもかかわらず、日米両国通貨当局・中央銀行はこの問題を解決できずにきた。日本の貿易決済の大半がドル決済にある限り、底流として日本のドル買い圧力が常にあり、それが円安を生んで輸出増をもたらすという問題と、アメリカのインフレ、高金利によって資本流出、ドル高が維持されてきたという問題は、いずれも日米間の構造上の生産力＝競争力の低下と日本の加工輸出型産業構造というファンダメンタルズにおける特質が横たわっている。加えて、日米間の貿易の中心的な担い手は両国多国籍企業であり、彼らは企業内国際分業戦略に沿った部品・中間財等の移動を企業内貿易のルート等を通じて行なっており、それらは形式上は、たとえば日本の輸出増などとなって現れることになる(米系企業の日本子会社が米本社へ部品・中間財ないしは完成品を輸出しても形式上は日本からの輸出増となる)。また在外子会社の現地販売が増加すれば、その分だけ輸出は減少することになる。このように企業の多国籍化は輸出代替効果や輸入促進効果をもつこともあり、貿易の攪乱要因、摩擦の元凶ともいえるが、そうした真犯人への追求は見逃されたままである。こうした真の原因の追求、問題の解決なしに、金融的「上部構造」におけるアメリカの支配(特に国際通貨ドルの力)に依拠して貿易摩擦を克服しようとしても、それは極めて困難であり、またこれらのことを考えた場合にはアメリカが本当に貿易収

支を含めた国際収支の根本的な「解決」なるものを考えているのかどうか疑問である(かっての流動性ジレンマ論、黒字国責任論と同様、通商面でもアメリカの貿易赤字必要悪論ないしは不可避論が最近になって商務長官などから主張¹⁸⁾されている)。むしろアメリカは変動相場制下での基軸通貨国特権に依拠して、ドル高を武器に世界中から資金を調達してひとり好況を謳歌しようとしており(「インペリアル・サイクル」)¹⁹⁾、この姿勢は極めて中心国的で強圧的な行動であると同時に、このシステムの上に寄生する怠惰な行為だともいえよう。

III 日米貿易=経済摩擦の帰結と80年代 央の展望——結びに代えて——

最後にこれまでの展開を整理して、締め括りとしよう。

第1に、日米貿易=経済摩擦を生みだす基底にあるものは、パクス・アメリカーナの体制的危機を内蔵した構造的な矛盾であり、それが1970年代に一連の事態として集中的かつ連続的に現われた。だから日米貿易=経済摩擦をテコにして日本のより一層の役割分担の強化、日米両国寡占体の結びつきの強化、そして「日米共同体」構想によってパクス・アメリカーナの再編、強化をめざそうしてきたのである。

第2に、しかし現実の過程としては、摩擦の発生——政治化——交渉——決着の繰返しによって、両国の個別分野での経済利害の非和解性がその上部構造である両国政府間の「政治問題」化され、しかもアメリカ側の要求に押されて、日本側が妥協、譲歩するという一時的「決着」に落着く(「定型」確立)。だがこうしたことが度重なることによって、「政治化」—「政治決着」が自立化し、アメリカ側に安易な政治依存体質を生むことになる。その結果、経済的な構造的問題の解決は先延ばしされ、したがって摩擦が年を追って頻発し、かつ事態は深刻の度を加えることになる(日米間の貿易収支の不均衡は、こうした「決着」にもかかわらず年々増加

第1表 日本の対米貿易黒字推移(単位:100万ドル、%)

	輸出(A)	輸入(B)	貿易収支(C)	$\frac{C}{A+B} \times 100$
1970	5,940	5,560	380	3.3%
71	7,495	4,978	2,517	20.2
72	8,848	5,852	2,996	20.4
73	9,449	9,270	179	1.0
74	12,799	12,682	117	0.5
75	11,149	11,608	△ 459	—
76	15,690	11,809	3,881	14.1
77	19,717	12,396	7,321	22.7
78	24,915	14,790	10,125	25.5
79	26,403	20,431	5,972	12.8
80	31,367	24,408	6,959	12.4
81	38,609	25,297	13,312	20.8
82	36,330	24,179	12,152	20.0
83	42,829	24,647	18,181	27.0
84	59,941	24,832	33,110	38.2

(『通商白書』1984年版より)

して、今や解決不可能と思えるほどにまで巨額化している)(第1表)。

第3に、日本側はアメリカ側の要求に屈するが、その際その犠牲を国民に転嫁するばかりでなく、この外圧を利用して日本国内の寡占体制をより一層強化し、世界的な国際化に対応する方向で「解決」しようとする。その結果、日米両国市場を单一市場とする日米両国の巨大寡占体相互間の結合と市場支配がより一層貫徹していくことになる(問題はもはや日本の寡占体とアメリカの寡占体の両国国家権力を後楯にした競合、対抗ではなく、両国寡占体の共同支配にもとづく両国弱小資本の排除、吸収の過程である)。これら巨大寡占体は、今日の時代にあっては、国際化の最大の担い手として多国籍化を遂げるが、そのことを可能にし、かつ最大の推進母体となったものは、国際通貨としてのドルの支配と貿易と資本と営業の自由を保障し、標準^{ひょうじゅん}するパクス・アメリカーナの体制であった。だがこの過程は伝統的な国民経済との間に諸々の軋轢^{あつれき}や摩擦を生むことになるし、その点では米系多国籍企業の進出に躊躇^{じゅうりゅう}される西欧、日本などの国家主権の侵害、制約ばかりでなく本拠

であるアメリカにおける雇用喪失や事業移転と不振(いわゆる「空洞化」現象)を生む。そして貿易収支や国際収支は伝統的な国民経済の枠内で把握されるのに、アメリカ企業や銀行の活動はますます世界大となり、かつそちらの方に圧倒的に比重が偏り、その本当の姿を国際収支統計の中に反映しないばかりでなく、逆にその攪乱要因にまでなっている。ドル高・円安は米系多国籍企業の日本での割安な部品調達を可能にし、その結果アメリカへの再輸入や日本メーカーへのOEMが進むと、アメリカからの製品輸出の不振と相まって対日入超は拡大する。このことは不間に付したまま、同じ円安を利用した日本企業の対米輸出にのみチェックをかけ、対米企業進出=現地生産を強制しようとするやり方は、アメリカ企業の対外進出によって空洞化した穴埋めを国際化、自由化、「相互投資」の名のもとに日本企業の対米進出によってはたさせようとする、極めてアメリカ本位の方法である。そこに相互投資、企業多国籍化といつても、日本企業の補完的役割を看取せざるをえないものである。

第4に、アメリカの「政治サイクル」によって日米貿易=経済摩擦の発生も決着も主導され、それに従属するという転倒性がビルトインされる結果、日米間の利害調整の場・機関が、アメリカの主導下で行政府、官庁、財界、政党(及び圧力団体)の各層レベルを貫いて次第に確立され、密室の中での合意形成、調整がはかられていくことになる。すなわち一言でいえば、国民が依拠すべき憲法体系を超えた日米安保体制の強化があらゆる場を通じて貫徹していくことになる。その結果、対米公約、義務の拡大がますます強まる(とりわけ経済利害との取引の材料とされる軍事的義務・公約の増大)。

最後に、これらの当面の対策を基礎にして、アメリカの80年代後半以降の基本戦略=再生が打ちだされてくるが、これは、体制間対抗を宇宙軍拡(=SDI戦略)を基礎にして行なおうとするものであり、電子核戦略と呼ばれているように核に加えて、レーザー、ビームなどの宇宙兵器

とC³I〔Command(指揮), Control(統制), Communication(通信), Intelligence(情報)〕、すなわち核戦争遂行の中央指令塔のアメリカへの集中化を基本としている。そのためには核融合と、衛星通信とコンピューターシステムを結合した情報と、新素材と、バイオテクノロジーを中心とする新たな最新鋭重化学工業を、電子、原子、航空、宇宙の従来の新鋭重化の基礎上に確立するというパクス・アメリカーナの再編ないしは再版パクス・アメリカーナを目論んでおり、日本はそのための唯一ともいべきパートナー、共作者(正確には副官といべきだろう)に擬せられている(第3階梯的再編)。いま詳しくその内容を述べてみよう。

電子核戦略は、これまでの核戦争の結果である核爆弾の大型・強力化、運搬手段(ミサイル、爆撃機)の無人化、スピード化、長距離化、多様化、多角・多発化、命中精度向上、迎撃・抑止手段の向上、それにコントロール力の強化などの上に立って、実際に核戦争を遂行し、かつ生き残ることを考えて、核発射・投下装置(B1撃撃機、ICBM、潜水艦)の多様化と世界的分散化の中で、それらを瞬時に計算し、予測し、かつコントロールすることができる情報、通信、計算システムとその指揮、命令系統の一元的統合システム(C³I)をアメリカが握ることを目指すものである。〔WWMCCS(全世界軍事指揮統制システム)のアメリカへの一元的集中化と軍事衛星を媒介したWIS(情報システム)ネットワークの形成〕。この電子核戦略下での日米協力は、第1に軍事面では、日米両国の共同防衛=共同戦争遂行を前提とした共同作戦、共同行動(interoperability)の強化、つまり一体化した軍事力の創出が不可欠である。そのためには指揮、統制、情報、通信の統一化が必要であり、統合された情報、通信、コンピューターシステムの確立が推進される(「日米テクノ=軍事複合体」構想)²⁰⁾。上述のように、その指揮中枢は米軍によって握られている以上、それは米国主導下での統合化にならざるをえず、民間の担い手としてのIBM(コンピューター)、

A T T(通信)両巨人による世界の情報産業とシステムの独占的統合支配の網の中に、結局のところ日本が包摶されることになる。²¹⁾かくして日本は軍事的にもアメリカの電子核戦争遂行の、直接の、しかも従属性的な共同行為者となる。第2に、こうしたアメリカ電子核戦略(S D I 戦略)を完遂する上で、アメリカ側に欠けていいる、あるいはアメリカよりも優秀な技術を日本から「日米軍事技術協力」にもとづいて取得しようとしていることである(そのほとんどは民生用汎用技術として開発されたもの)。たとえば光ファイバー(核爆発の際の電磁パルスの影響の回避)、セラミック(レーザーにうつらない見えない兵器)、人工知能(判断、推理力をもつ第5世代コンピューターに不可欠でC³Iにはこうした超大型コンピューターが必要)、ガリウムひ素(マイクロウェーブと高速度論理回路に必要)など多岐にわたっており、それらを開発、所有している日本企業に米国防総省から直接に視察団が来日している。²²⁾

以上みたように、電子核戦略下での核融合、コンピューター・通信=情報、新素材、バイオテクノロジーを中心とする再版パックス・アメリカーナもしくは「日米共同体」にもとづくパックス・アメリカーナの再編は、軍事における一体化を中心とする以上、従来の「平和」で高度成長国家日本を一変させ、軍事化への傾斜を不可避とし、いわば世界反革命への最前線に日本を押しだすことになる。だが世界資本主義の「優等生」とみられた日本の経済システムの内実は、これまでみてきたように、資源と技術(新製品開発)の対外依存という制約の下で、労使一体的生産体制と下請系列支配並びに低コスト=低賃金にもとづく量産型改良技術を駆使した標準製品の大量販売と、上の制約条件と国内市場の相対的狭隘性(特に低賃金=低所得に起因する)故に、輸出至上主義に走らざるをえないという特質に規定されている。この特質を改編できない以上、技術開発力と資本力、そしてそれらの前提となっている軍事力と国際通貨ドルの支配力の上に立つアメリカの司令下での副官の地位を出られ

ないであろう。しかも上の日本の特質が特殊性にとどまっていて、普遍性、世界性にまで昇華できない以上、その前途はけっして明るくはない。たとえ繰返し発生する日米貿易摩擦を先述したような手段で、一時的に「決着」して、根本的解決を将来に先送りすることに成功して、日米間の調整をはたしたにせよ(それとても米系多国籍企業と多国籍銀行の跳梁がある以上、伝統的な国民経済範疇との間にますます乖離を深めざるをえない)ので、調整そのものもますます困難となろう)、今日の資本主義世界の危機の深さを遠望した場合、日本がその「重責」を全うしうるとは到底思われない。犠牲を強いられる日本の国民や世界人民の集中砲火の前に、「日米共同体」は幻と消えざることになるやもしれない。

注

1) 著者はこれまで何度か日米貿易=経済摩擦について書いてきた。それらについては以下の拙稿参照。

関下稔「日米貿易摩擦の政治経済学——自動車問題を中心にして——」一橋大学『経済研究』第32巻第4号、1981年10月(以下文献〔I〕)。

同「日米自動車問題の経緯と論理——主に米国議会での論議から——」機械振興協会経済研究所『自動車産業における国際分業の進展と下請企業』(機械工業経済研究報告書55-9)所収、1981年(文献〔II〕)。

同「日米経済摩擦の世界経済的意義」基礎経済科学研究所『経済科学通信』第41号、1984年3月(文献〔III〕)。

同「日米貿易摩擦の政治経済学——先端産業・軍事技術供与を視座にして——」日本平和学会『平和研究』第10号、1985年11月(文献〔IV〕)。

2) 戦後体制を全般的危機の第2段階といふ一般的な視角ではなく、むしろパックス・アメリカーナという視角から、それに固有なグローバリズムとその下でのアメリカによる組織化=再編をみなければならないという根拠については、拙稿「現代世界経済分析の基本視座——『現代帝国主義論』準備ノート(1)——」『大阪経大論集』第162、163号1985年3月(文献〔V〕)参照。

3) アメリカの貿易構造とその変化については、拙著『現代アメリカ貿易分析——パックス・アメリカーナの生成、展開、再編——』有斐閣、

- 1984年(文献〔V〕)参照。
- 4) 戦後の国際通貨体制の変遷については、関下稔、奥田宏司編『多国籍銀行とドル体制—国際金融不安の構図—』有斐閣、1985年(文献〔VI〕)を、また多国籍銀行については関下稔、鶴田廣巳、奥田宏司、向寿一『多国籍銀行—国際金融不安の主役—』有斐閣、1984年(文献〔VII〕)並びに拙稿「多国籍銀行の基本的特質」『世界経済評論』1985年5月号(文献〔IX〕)参照。
- 5) これについては文献〔VI〕において詳細に展開した。
- 6) 政治サイクル化の論理とその展開についての詳細は、文献〔I〕参照。
- 7) 沖縄返還と日米綿維協定との取引や、それを予定通りに実行しない佐藤総理に業を煮やしたニクソン大統領が、報復措置として日本の頭越しに中国承認=訪中を発表して佐藤内閣の命脈を縮めたことなどについてはいくつかのところで分析、語られているが、その白眉はなんといってもI.M.デスラー、福井治弘、佐藤英夫『日米綿維紛争』日本経済新聞社、1980年であろう。本書がはじめて日米貿易摩擦とは経済的利害の政治化過程に他ならないことを教えてくれた。なお続編としてその後の鉄鋼、自動車、農産物などを扱ったI.M.デスラー、佐藤英夫編『日米経済紛争の解明』日本経済新聞社、1982年がある。またチャーマーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ、1982年も通産大臣の対処を中心において、この日米綿維交渉の内幕について述べている。
- 8) 日本企業の海外進出におけるこの特色の意義と内容、ならびにこの概念規定の中味については、1984年度土地制度史学会春季総合研究会(於東京大学)において、「日米経済摩擦と日本企業の対米進出—70年代の資本主義世界体制再編過程の一要因として—」と題して公表した。その報告内容も含めて日米貿易摩擦全体については近く活字にて公表予定である。
- 9) アメリカでは排気量2,000cc以下の車では採算割れしてしまうが、それ以上大型になればなるほど収益が増加する。これにたいし日本では2,000cc以下のところで薄利多売方式を採用してきたという指摘は、W.アバナシー、K.クラーク、A.カントロウ『インダストリアル・ルネッサンス』TBSブリタニカ、1984年第4章参照。
- 10) 詳細はWilliam J. Abernathy, The Productivity Dilemma, Johns Hopkins University Press, 1978. また前掲『インダストリアル・ルネッサンス』参照。
- 11) これらの過程について、比較的よく分析されているのは、A.アルトショラー、D.ルース他『自動車の将来—その技術・経済・政治問題の展望—』日本放送出版協会、1984年。
- 12) 先述(注9)したように、小型車よりも大型車の方が収益性ははるかに高く、いわば大型車生産は自動車産業にとって、「資本の黄金律」の実現である。そしてその生産技術はアメリカビッグスリーが最も習熟している。
- 13) なお日米自動車摩擦の詳しい経緯と論理については、文献〔I〕および〔II〕参照。
- 14) この概念の詳しい説明ならびにその実態については文献〔IV〕参照。
- 15) パイオニア企業が、フォロワーからの模倣化による低価格競争に打ち勝つため、あるいはスピノフによって技術独占を長く享受できなくなることに対する対応として、自ら率先して価格をさげていく、この「ラーニングカーブプライシング」戦略は、テキサスインストルメントが採用したものである。それらについての詳細は、たとえばダニエル・I・オキモト、管野卓雄、F. B. ウインスタイルン、『日米半導体競争』中央公論社、1985年や志村幸雄『IC産業の新展開』ダイヤモンド社、1984年参照。
- 16) なおここでは紙数の関係上、コンピューターについては省略したが、ここでも日本の戦略はIBMの圧倒的な世界市場支配下で、IBM機とその互換可能な機種をより低価格で(超LSIの使用などによる小型化と、ソフト開発費がいらないので)販売するというPCM戦略(あるいは小判ザメ商法とかコピー商品とも悪口をいわれている)で、これは完全にIBMの補完物としてしか役立たない(この戦略をはじめたのは、元IBM社でコンピューター開発に携わったアムダールでスピノフして自らおこしたアムダール社でこの方法を使って成功した)。そのためIBMから技術盗用を訴えられ、オトリ捜査にひっかかってFBIに逮捕されたりして和解金や技術の提供という代償を支払わされている。
- 17) アメリカにおける穀物肥育牛肉生産や「種子・種畜革命」それに担い手としての多国籍アグリビジネスの実態などについては、詳細は拙稿「多国籍アグリビジネスの世界戦略と途上国」本山、田口編『南北問題の今日』同文館、第6

- 章、1985年(予) (文献[X]) 参照。
- 18) 詳細は、文献[VII] [VIII] [IX] 参照。
- 19) 『日本経済新聞』昭和60年7月10日。
- 20) 電子核戦略とりわけC³Iの実態については『世界』1985年2月号(「白書・核戦争と自衛隊」)またその構想については『正論』第9号(1984年3月)、第10号(1984年7月)、さらにSDI戦略構想については、フュージョン・エネルギー財団『ビーム・ディフェンス』時事通信社。1984年、Daniel O. Graham, High Frontier, A New National Strategy, The Heritage Foundation, 1982。それに対応する日本の戦略については檜山雅春『日本の電子防衛戦略』ビジネス社、1984年など、またアメリカの実際の核戦争遂行のメカニズムについては、ピーター・プリングル、ウィリアム・アーキン『S I O P、アメリカの核戦争秘密シナリオ』朝日新聞社、1985年を参照。
- 21) IBMとAT&Tによる日本の情報ネットワークの支配、再編につつては、たとえば『IBMウォッキング』NK MOOK 25、日刊工業新聞社、『NTTウォッキング』NK MOOK特別号、電々公社の実態については、平松斎『電話の向うはこんな顔』サイマル出版、通信情報の国際的移動については、郵政省電気通信局監修『TDFウォーズ』出版開発社、1985年、奥村皓一「米情報産業の欧州戦略をめぐる葛藤」『世界経済評論』1985年3月号など。
- 22) 詳細は、前記『世界』1985年2月号や木原正雄「SDI計画と対米軍事技術供与——戦後日本の軍事生産35年の危険な帰結——」『経済』1985年9月号を参照。

(せきした みのる、立命館大学)

テクノポリスと地域経済の国際化

——多国籍半導体企業の投資戦略を中心に——

佐々木 雅 幸

はじめに

筆者はこの2年間あまり全国のテクノポリス計画を追跡して、「技術先端化と情報化の時代の地域開発政策が地域の経済、社会にいかなる影響を与えるか」という課題意識をいだき、調査、分析の旅を続けているが、本稿では「テクノポリスにおける地域経済の国際化の動向」について検討を試みたい。¹⁾

「地域経済の国際化」と題する研究は近年にわかつに活発となり、すでに本誌41号(1984年3月)において岡田知弘氏が多国籍大企業の対内外直接投資の動向、すなわち「企業内世界分業」の編成を軸に地域経済の変貌を伝えようとする意欲的な論稿を発表され、多国籍企業論と地域経済論とを接合しようという企図を表明されている。²⁾

また、アジア経済研究所より刊行された『地域経済の国際化——転機に立つ中小企業投資——』³⁾では、山崎充氏らが中小企業研究の分野からアプローチして、地域経済の国際化を中小企業の対外投資活動を軸に把み、これを地域経済活性化の手段として評価している。

さらに、池本清氏は「ハイテク時代の地方経済活性化——国際化とテクノポリスの果たす役割」⁴⁾という論稿において、地方経済国際化の2つのルート、すなわち「地方産業の貿易や海外直接投資を通じるルートと、外国企業の子会社を誘致するルート」を地方経済活性化の戦略であるとしている。

われわれは、以上の研究に触発されつつ、多

国籍企業の投資戦略と地域の中小企業の国際化が地域構造にいかなる変化をもたらそうとしているのかについて、テクノポリス現地調査の内容に照らして把握してみたい。

ただし、本稿で扱うテクノポリスは全国15ヶ所の指定をうけた地域のみにとどまらず、「中枢テクノポリス」ともいべき首都圏の動向をも視野に入れたものである。⁵⁾

最初に、地域経済国際化の第1のルートとして、多国籍企業の直接投資の動向を検討してみよう。なぜなら、岡田氏の指摘するように、「多国籍企業は、その子会社、関連会社ネットワークを通して世界貿易も支配しつつあり、現代資本主義の『国際化』の主要な担い手となっている」⁶⁾からである。

注

- 1) テクノポリス調査の中間的まとめは拙稿「テクノポリスにみる地域開発財政の新動向」『財政学研究』第10号1985年4月を参照のこと。
- 2) 岡田知弘「地域経済の国際化——直接投資交流政策を中心には——」『経済科学通信』第41号、1984年3月所収。
- 3) 山崎充・小池洋一編『地域経済の国際化——転機に立つ中小企業投資——』アジア経済研究所、1984年11月。
- 4) 池本清「ハイテク時代の地方経済活性化——国際化とテクノポリスの果たす役割」『世界週報』1984年10月9日号。16-21ページ。
- 5) 「中枢テクノポリス」「周辺テクノポリス」の位置づけについては前掲拙稿を参照のこと。なお四全総におけるテクノポリスの位置づけについては、拙稿「情報化時代の国土と地域開発——四全総とテクノポリス」池上惇編『情報化時代の行政改革』青木書店、近刊所収、を参照

のこと。

6) 岡田知弘, 前掲論文, 13ページ。

I 多国籍企業の投資戦略と地域

まず、第1図によって最近の対日直接投資の動向を概観しておくと、1970年代には総額1～2億ドル台に推移してきたのが、80年代に入るや、一挙に急増し、83年度には8億ドルに至っている。これを第1表によって地域別の外資系

企業立地動向(面積1,000m²以上、外資比率50%以上)でみると、1977～1984年の立地総数98件のうち42%にあたる41件が関東一円に立地しており、さしあたり首都圏を中心とした国際化の動向が浮かび上ってくる。

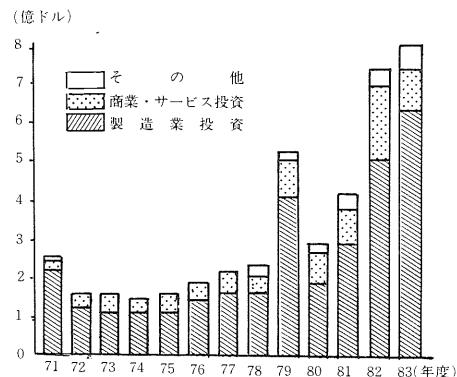
米半導体企業の対日戦略

以上を念頭においてここでは、テクノポリス計画の主役である半導体産業を中心に米系多国籍企業の投資戦略を探ってみよう。

半導体業界の全体的状況については、この産業の生誕以来世界をリードしてきた米国業界に対して、日本の半導体メーカーが激しくこれを追い上げ、主力製品の一つであるメモリーチップ(D R A M)においては逆転状況が生まれるなど、まさに「日米半導体戦争」ともいべき事態が続いている。加えて昨年暮れ以降の米国のホームコンピューター市場の不況により、半導体業界は急成長から一転して不況に陥り、大量のレイオフを行うなど企業間の生き残り競争は熾烈になっている。¹⁾

このような中で米国半導体メーカーは米国半導体協会(SCA)を通じて「日本製半導体の米国市場での潜在的なダンピング」を阻止する訴訟をおこし、日本メーカーを政治的に牽制しつつ、新たな巻き返し戦略を練っている。

第1図 対日直接投資総額の推移



(注) 許可・届出ベースによる。

(出所) 通産省立地公害局工業再配置課監修,
『21世紀の産業立地ビジョン』1985年,
115ページより。

第1表 外資系企業の地域別年次別工場立地件数及び面積

()内は面積で単位は千m²

地域	1977年	78年	79年	80年	81年	82年	83年	84年	合計
北海道			1(2)	1(60)	1(2)		2(60)	1(3)	6(127)
東北	1(30)			1(119)	2(48)	2(30)	4(101)	2(47)	12(375)
関東	3(17)	4(187)	4(121)	7(100)	5(63)	5(130)	5(83)	8(170)	41(871)
東海		4(51)	2(33)	4(93)	1(40)	1(19)	3(28)	2(47)	17(311)
北陸							1(12)		1(12)
近畿	1(33)	1(7)	3(176)	2(177)	1(2)			2(33)	10(461)
中国		1(17)			1(33)	1(20)	2(84)		5(154)
四国					1(9)		1(6)	1(72)	2(15)
九州				1(74)		2(109)			4(255)
合計	5(80)	10(262)	10(332)	16(623)	12(162)	11(347)	18(374)	16(372)	98(2,178)

(注) 対象工場(面積1,000m²以上、外資比率50%以上)

(出所) 通商産業省「工場立地動向調査」

第2表 テキサス・インスツルメント(T.I.)社の営業実績(単位100万ドル)

	1984	1983	1982	1981	1980	1979	1978	1977	1976	1975
総売上高	5,741.6	4,579.8	4,326.6	4,206.0	4,074.7	3,224.1	2,549.9	2,046.5	1,658.6	1,367.6
営業費用	5,215.8	4,867.9	4,090.9	3,953.1	3,656.0	2,904.8	2,296.4	1,835.7	1,496.0	1,252.8
営業利益	525.8	△288.1	235.7	252.9	418.7	319.3	253.5	210.8	162.6	114.8
その他利益	9.6	.9	10.5	△36.6	4.6	8.9	12.1	9.3	23.8	11.9
金融費用	48.9	36.0	33.1	41.3	44.3	19.5	8.4	9.2	8.3	10.8
税引前利益	486.5	△323.2	213.1	175.0	379.0	308.7	257.4	210.9	178.1	115.9
当期利益	316.0	△145.4	144.0	108.5	212.2	172.9	140.3	116.6	97.4	62.1

(出所) Texas Instruments, Annual Report, 1984.

すなわち、日本メーカーの得意とするメモリーチップのような少品種大量生産品での直接の競合をさけ、マイクロ・プロセッサーやセミカスタムIC、カスタムIC、ガリウムヒ素ICなど付加価値の高い半導体製品の開発に力点をおき、これらの次世代LSIの研究開発でリードを保つために国防総省のもとでVHSIC(超高速集積回路)開発プロジェクトを開始させたり、SDI(戦略防衛構想)を積極的にあと押しする戦略に出ているのである。²⁾

T I 社の対日投資戦略と立地戦略

次にこのような米国半導体多国籍企業の新戦略が具体的にどのような立地戦略をとって展開されるのかを、テキサス・インスツルメント社(以下T Iと略す)を対象に取り上げて検討してみよう。³⁾ T I社は半導体生産額世界1、2位を競う世界のトップメーカーであるとともに、すでに逸速く1968年より日本に上陸し、テクノボリスの優等生大分県日出町をはじめ日本国内に4つの工場を配置しており、その動向は今後の日米貿易摩擦やテクノボリス開発のゆくえに重要なインパクトを与えると考えられるからである。

T I社の概要を示すと、恐慌のさなかの1930年に設立された反射地震波を利用した石油探索事業会社、ジオフィジカル・サービス社を前身としており、第2次大戦後にエレクトロニクスの分野に進出し、現在の社名に変更した。そして1958年に社員のジャック・キルビーが世界最

初のICの開発に成功して以来半導体産業の最大手の地位を保っている。現在、総従業員86,633人、テキサス州ダラスに本社をおき世界20ヶ国に衛星通信網で結ばれた50以上の工場を所有する多国籍企業であり、軍需産業でもある。

T I社の84年度の営業実績は第2表のように総売上高57億4,200万ドル、営業利益5億2,600万ドル、当期利益3億1,600万ドルで、事業部門別売上げは電子部品(半導体など)46.5%、政府向け電子機器(レーザー、ミサイルなど)24.3%、デジタル製品(コンピューターなど)18.7%、その他10.5%となっている。最近10年間の動向をみると、売上高では13億6800万ドル(75年度)から約4倍に急上昇している。しかし、営業利益、当期利益では80年度までの前半の5年間は順調であったものの、後半の5年間は一転して厳しくなり、83年度には営業利益で2億8800万ドルの損益を計上し、米国内でも大量のレイオフを行っている。この直接の原因は米国内でのホームコンピューター開発の失敗によるものであるが、半導体業界の転換期をも示していると思われる。しかしながら、地域別の利益高をみると第3表のように日本を中心とする東アジア地域は他地域に比べて順調に利益を伸ばしており、日本の子会社の高蓄積ぶりがうかがわれる。

T I社の日本子会社である日本T I社は1968年に当初、ソニーとの50%折半による資本提携によって設立され、71年にT Iの100%出資となり、現在従業員4,000人、売上高1,000億円に至っている。4つの工場の生産体制は工程別に

第3表 T.I.社の地域別利益の推移 (単位100万ドル)

	1984	1983	1982
アメリカ	312	△ 331	167
ヨーロッパ	99	10	38
東アジア	172	82	56
その他地域	16	12	36
消去項目	△ 113	△ 76	△ 84
税引前利益	486	△323	213

(出所) *T.I. Annual Report, 1984.*

区分してあり、埼玉県鳩ヶ谷工場(1968年～)でCMOSロジック、マイクロプロセッサー、マイコン、大分県日出工場(1973年～)でバイオーラ、TTL、最新鋭の茨城県美浦工場(1980年～)でメモリーをそれぞれ一貫生産しており、静岡県小山工場(1979年～)では電気、電子制御機器の製造を行っている。とりわけ、美浦工場は最先端の64Kb, 256Kb DRAMの世界的な生産拠点として重視され、工場が急速度に拡張された。日本T.I.社は84年度末に資本金を5億円から一挙に50億円に増資し、設備投資額もT.I.全体の25%が投下され、世界の子会社中最大規模となり、T.I.社の世界戦略の中で重要な地位を占めるようになった。

T.I.社の21世紀に向けた最大の研究課題はAI(人口知能)とVLSI(超大規模集積回路)だと言われている。人工知能は人間の行なう学習、推論、判断能力を備えたもので、来るべきスーパーパソコンや工場の無人化、VLSIの開発などの中核技術と目されており、T.I.社は83、84年度ともに総額3億ドルをこえる研究開発投資を行う一方、国防総省の防衛先進研究局などから600万ドルの委託研究費を得て、ダラスにある中央研究所で開発が進められている。

半導体そのものの開発および生産に関しては、日本T.I.社が戦略的拠点として位置づけられている。第1の特徴は、64Kb, 256Kbで遅れをとったメモリーチップで日本の半導体メーカーに巻き返しをはかるべく、世界中で最も生産効率が良く品質管理にも優れた日本の工場に投資を集

中し、筑波学園都市に隣接する最新鋭の美浦工場をT.I.社の世界的な生産拠点として育成し、ここから全世界に高性能メモリーチップを供給する体制に移行したことである。このため美浦工場では3棟目のメモリー工場と開発設計センター(10階建延4万m²)が今春新設された。このT.I.製のチップは設計思想が革新的で動作速度が早く「世界最高のチップ」と評価されており、日本メーカーのチップを激しく追い上げている。

第2は、標準メモリーチップの少品種大量生産から高付加価値で多品種少量のカスタム仕様チップへと主力製品を転換していることである。これはすでに見たような、日本企業との直接競合を避ける対応であるだけでなく、チップ自体が高集積になればなるほどカスタム化せざるをえないという技術的要請にも基づくものである。このため日本の国内市場を対象にした市場密着型の立地戦略や研究開発部門やデザインセンターの日本での増強が不可欠となった。

以上のような経営戦略の転換に伴って、立地戦略も変更されることになった。従来、T.I.社のワールドワイドの立地戦略は、研究開発部門やウェハー製造工程(前工程)を米本国内にとどめおき、労働集約的な組立工程(後工程)が低賃金労働力を求めて途上国に立地するという展開を遂げてきた。アジアにあってはマレーシアやシンガポールなどに、そして日本の大分県などにも当初は後工程のみが立地した。しかしながら、80年代に入ると市場密着型の立地に転換が始まった。東南アジアの工場は、後工程自体の自動化が進んだこともあって、一部撤退を開始するとともに、米国やとりわけ日本への新規投資が増大した。

日本T.I.への投資はすでに述べた美浦工場の増設、日出工場(近接の杵築分工場も含め70～80億円の投資)の増強のほか⁴⁾、筑波科学万博跡地である茨城県西部工業団地に5万m²の用地を確保し、研究開発試作及び生産工場の建設に5,104億円の設備投資を予定している。⁵⁾

対日研究開発投資の重要性

ここで重要な点は T I 社の直接投資が半導体生産拠点としての日本 T I に集中される量的側面とともに、わけても研究開発投資の増強という質的側面であろう。さらに、日本の先端技術開発のメッカと目されている筑波学園都市内に研究開発部門を配置するという点で特別の意義があると思われる。今後、筑波にある国立試験研究機関との产学研共同研究の舞台において、日本メーカーと T I 社とが直接しのぎを削って争う場面が生まれるのであろう。T I 社は米国防総省の研究開発費を利用するとともに、日本の優秀な科学・技術者の活用や通産省等の研究開発費への寄生を狙っていると思われる。

対日投資戦略で先頭を行く T I 社に続いてインテルやモトローラ、ナショナルセミコンダクターなどの米半導体大手メーカーも日本市場におけるカスタムニーズの確保を狙った立地戦略を開始している。⁶⁾また、コンピューター業界の巨人、IBM も 85 年 7 月に神奈川県大和市に大型研究所を開設し、日本やアジアの市場を対象にした製品開発研究を強化しようとしており、バイオテクノロジーへの進出をうかがう化学産業でも、巨大な多国籍会社デュポンが横浜市内に大規模な研究施設を建設することを決めている。⁸⁾まさに、生産拠点に加えて、研究開発拠点の日本進出という点で多国籍企業の「企業内世界分業」の展開が質的に新しい段階をむかえようとしているといつてもよからう。今後、首都圏周辺部における多国籍企業の研究開発投資の動向は首都改造計画ともかかわって、東京圏の国際化を推進する重要な要因となってゆくだろう。

次に、眼を転じて「中枢テクノポリス」というべき首都圏の地域経済の動向を検討してみよう。

注

- 1) ダニエル・I・オキモト他編著『日米半導体競争』中央公論社、1985年6月、志村幸雄『I C 産業の新展開』ダイヤモンド社、1984年11月。

- 2) 「逆風」に向かう米半導体メーカーの新戦略 1~5 』『日経産業新聞』1985年10月16, 17, 18, 19, 23日付。
- 3) 以下の T I 社についての記述は東京本社企画部計画課長角田勇氏よりのヒアリング(1985年6月5日)及び Annual Report 1984, 『事業案内』用パンフレットなどを利用した。
- 4) 『半導体産業計画総覧1985年版』産業タイムズ社、1985年6月、362~364ページ
- 5) 茨城県谷田部町資料より(1985年3月22日谷田部町でのヒヤリング調査の際入手)。立地企業の詳細については拙稿前掲論文参照。
- 6) 『日経産業新聞』前掲。
- 7) 同上、1985年7月10日付。
- 8) 『朝日新聞』1985年5月20日付。

II 首都改造計画と中枢テクノポリス

国際化、情報化と首都改造

国土庁を中心に第四次全国総合開発計画(四全総)の策定作業が進められ、現在最終段階に入っているが、その目玉ともいべき首都東京の改造構想が一早く具体化され、本年5月に国土庁大都市圈整備局より「首都改造計画」として発表された。

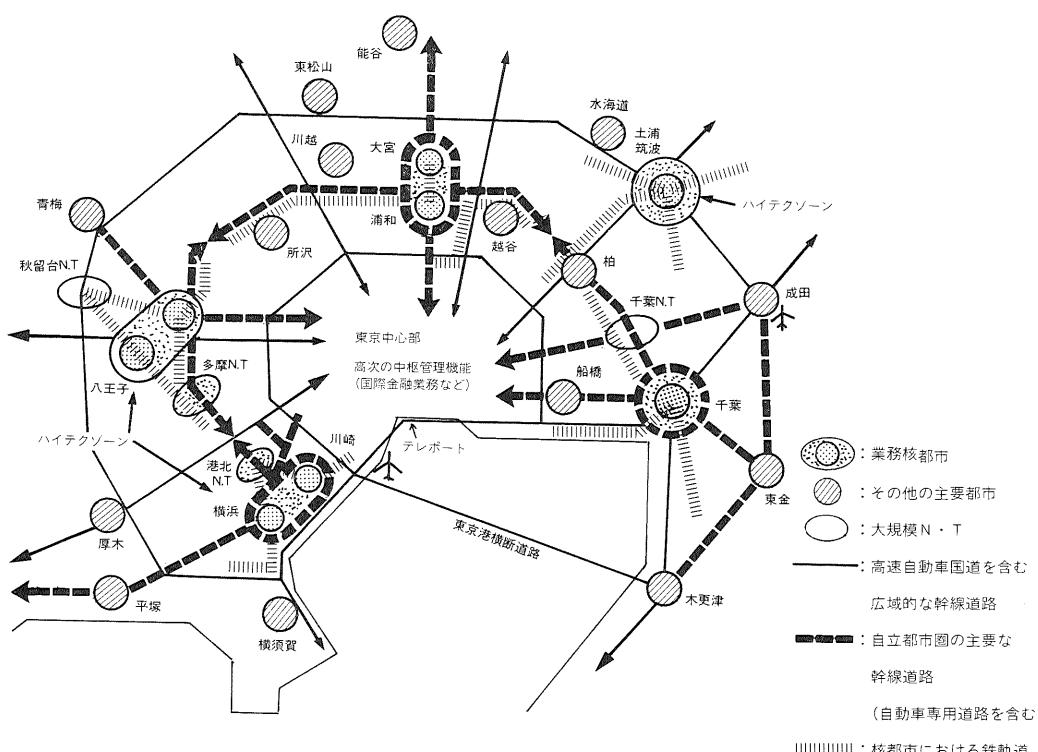
この計画の前提は、第1に21世紀に向けて予想される中枢管理機能や人口の東京圏への集積圧力、過密問題を緩和すること、第2に地震をはじめとする大規模災害への対応を図ること、第3に国際化、高度情報化、高令化への対応を図ることにあり、「首都改造の基本方針」は「これまでの東京都心部への一極依存構造にかわって、分化を基調とした、複数の核と圏域を有する多核多圏域型の地域構造を形成し、これを基調として、東京大都市圏を連合都市圏として再構築すること」にあるとされている。¹⁾具体的には東京中心部(東京都区部)と業務核都市を中心とした5つの自立都市圏によって構成される圏域に各種の機能分担が企画されている。東京中心部には首都にふさわしい政治的、経済的、文化的中枢機能と高次のサービス機能と今後の

高度情報化、国際化に対応した高次の意思決定部門が残され、それ以外の機能については業務核都市への立地誘導が図られる。各自立都市圏については、神奈川自立都市圏(横浜市、川崎市)では国際港湾機能、工業集積を背景に、多摩自立都市圏(立川市、八王子市)では商業集積、大学立地を背景に、埼玉自立都市圏(大宮市、浦和市)では内陸の広域交通条件を背景に、千葉自立都市圏(千葉市)では国際空港、港湾機能、工業集積を背景に、茨城南部自立都市圏(土浦市、筑波研究学園都市)では学術・研究機能を背景に、それぞれ中枢的機能を育成するものとされている。そして、これらの都市圏を第2図のように結ぶ放射・環状ルートの形成が構想されており、東京湾環状道路(東京湾横断道路を含む)や首都圏中央連絡道路、国鉄常磐新線などが具体化されている。²⁾

このような東京大都市圏内における機能分散の構想の下敷には、大企業の本社機能の集中と分散に関する次のような認識がある。すなわち企業戦略策定機能、本部オペレーション機能、内部調整およびコントロール機能などから成る大企業の本社機能はいずれも高度の情報収集活動や巨大市場への密着度が要求されるため、今後の情報化、国際化、産業構造高度化の進展の中で、依然として東京都心への集積基調が続くが、都心の地価高騰のため、研究開発部門や地域営業拠点など一部の機能は東京周辺部や地方中核都市への分散傾向が見出されるというのである。³⁾「首都改造計画」はこの認識の上に立ち、交通通信情報ネットワークの整備、一部の政府機関の移転、税制上のインセンティブなどによって機能分散をはかるとしている。

国土庁による改造計画に対応して、東京都も

第2図 首都圏各業務都市を結ぶ主要交通体系



高度情報化に向けて85年5月に『高度情報化の進展と東京』⁴⁾という報告書を発表している。この報告書の内容は21世紀社会のキー概念を「高度情報化」と把え、テレポートを核とする国際情報基地の形成と国内的には地方都市の情報センターとしての機能強化に合わせて東京の都市構造をいかに転換してゆくかを検討している。東京テレポート構想は、物流の拠点としては衰退してしまった東京港に、衛星通信のための地上局と情報通信センター、情報業務オフィスとからなる国際情報基地を設置して、国際情報都市としての東京の機能を高めるとともに、港湾の再開発をはかるものであり、ニューヨークやロンドンのテレポートの成功にならおうとするものである。⁵⁾

また、金融市场の面での国際化を進める方向で非居住者が自由に金融取引できる東京オフショア市場の発足も具体的に検討されはじめている。大蔵大臣の諮問機関である外国為替等審議会の国際化に関する専門部会は85年9月に東京オフショア市場の骨格に関する報告書をまとめた。これによると、東京オフショア市場は国内金融市场とは切り離なされた「ニューヨーク型」とし、市場仲介者は証券会社は認められず、邦銀と日本に支店をおいている外国銀行に限り、金利は自由とし、預金利子に対する税制上の優遇措置を提言している。⁶⁾ 80年代に入ってニューヨーク市経済が国際金融業務を軸に再活性化したように、東京オフショア市場の創設により、内外の金融機関の国際金融業務は東京への集中と肥大化を遂げることになり、関連する事業所サービスも増大するために、都心部とりわけ丸の内周辺など中央業務地区におけるオフィス・ビルの需要はいよいよ高まることが予想される。⁷⁾

このような東京都心部における国際金融業務や国際情報機能の強化は、「法人本社=中枢管理機能コンプレックス」の機能を強化し、多国籍化によって利益をうる大金融機関や大企業の戦略に沿ったものであるとともに、都心の再開発を促進してJAPIC(日本プロジェクト産業協議会)に結集する建設業界や素材産業に魅力

的な市場を提供するものもある。

国際化と中枢テクノポリス

一方、首都周辺部では、川崎市・横浜市・厚木市周辺や、相模原市、日野市、八王寺市周辺には日本電気、富士通、東芝、ソニーなどのコンピューター(メインフレーム)や半導体業界の大手企業の主力工場や中央研究所が集積し、ハイテクゾーンを形成している。⁸⁾ また、科学万博が開催された筑波学園都市周辺では東光台研究団地(豊里町)にインテルジャパン、エーザイ、藤沢薬品、万博跡地である筑波西部工業団地(谷田部町)に日本電気、日本T.I.、山之内製薬、天野製薬、筑波北部工業団地(筑波町、大穂町)に武田薬品、住友化学工業などバイオテクノロジーや半導体産業の研究所や試作工場の立地が決まり、一部はすでに進出を始めている。⁹⁾

これらの地域は研究開発型の大学や国立試験研究機関をとりまいて、民間企業の中央研究所が集積するという点で、カリフォルニアのシリコンバレー・タイプの「研究開発・産業コンプレックス」の形成に向かって進んでいるといえよう。

これらの研究機関が内外の技術先端企業との「产学共同」を推進する上で、85年6月に制定された「基盤技術研究円滑化法」は重要な意義をもっている。同法は民間の研究活動に対して廉価に国立試験研究機関などを利用させる道をひらき、国際共同研究に係わる特許発明についての規則を緩和するとともに、特別認可法人「基盤技術研究促進センター」を創設した。このセンターはさしあたり120億円を基本財産として出発し、民間における基盤技術開発に必要なリスク・マネーの供給、工業技術院と民間企業との共同研究のあっせん、情報収集、提供などを行なうこととなり、まさに官民共同での先端技術開発の指令塔となるものであり、同時に研究開発をめぐる国内外の大企業間の競争戦の調整役をも期待されていると見てよい。

首都圏周辺部のハイテクゾーンは日本の大企業の研究開発投資と多国籍企業の研究開発投資

が交錯しつつ、半導体、コンピューター、人工知能やバイオテクノロジーなど先端分野の開発競争が熾烈に展開されることになり、大型の創造的研究開発をになうという全国のテクノポリスの中核的役割を演じることになろう。

他方、九州や東北の農村部に展開する周辺テクノポリスは、首都圏の中核テクノポリスと情報ネットワークで結ばれて主に改良型、現場型の研究開発をになうことになろう。

以上のように首都改造を通じて東京はニューヨークに次ぐワールドシティへの道を歩みだし都心部は国際金融、情報機能を軸に法人本社コンプレックスの強化へと、周辺部のハイテクゾーンは先端産業の研究開発部門の集積を軸に、研究開発・産業コンプレックスの形成へと向かう傾向が確認できるだろう。首都改造はまさに、21世紀に向かって激化する国際競争の中で「技術立国日本」の頭脳を強化するものであり、首都機能の内包的深化と外延的膨張(圏域拡大)という2つのベクトルの方向で進んでいると思われる。

次に、首都圏の中核テクノポリスと情報通信ネットワークで結ばれて展開している九州など周辺部テクノポリスの地域経済国際化の動向をみてみよう。

注

- 1) 国土庁大都市整備局『首都改造計画』1985年5月、25-26ページ。
- 2) 同上書、30ページ以下。
- 3) 日本経済調査協議会『本社機能の集中と分散の相互関係に関する調査報告書』(国土庁委託調査)1984年8月。
- 4) 東京都企画審議室『高度情報化の進展と東京——地域社会へのインパクトと課題』1985年5月、なおこの報告書は高度情報化社会の影の部分についても冷静に検討しており参考になった。とりわけ、東京下町の多数の中小零細企業の情報化を支援する施策の重要性については教えられた。
- 5) 東京都 Tokyo Teleport(パンフレット)。
- 6) 『日本経済新聞』1985年9月19日付。
- 7) 日本経済調査協議会、同上書、64-72ページ。なお、ニューヨークが1975年の財政破産のち、

オフショア市場を軸に都市の経済構造の転換をとげつつ再生した状況と、そのことが新たな貧困問題、とりわけブルーカラーの職種の減少による失業問題をもたらした点については次の書物が鋭く描き出しているので是非参照していただきたい。W. K. Tabb, *The Long Default*, 1982, (宮本憲一、横田茂、佐々木雅幸監訳『ニューヨーク市の危機と変貌』1985年)。

- 8) 日本の半導体産業の最近の立地動向の特徴は、①突然の生産拡大に備えて取得用地が大規模化していること。②半導体のカスタム仕様化に備えて専門工場化していること、そして③新製品開発競争の激化に備えて研究開発拠点の増強に力点がおかかれていることである。とりわけ、半導体不況が長期化している中で、各メーカーは設備投資を手控える一方で、研究開発投資が躍進的に増大している。『半導体産業計画総覧1985年版』。
- 9) この点の記述は1985年3月22~23日に茨城県の筑波研究学園都市を構成している6町村のうち、豊里町と谷田部町においておこなったヒアリングと入手資料とともにづいている。

III 周辺テクノポリスと 地域経済の国際化

テクノポリス(高度技術工業集積都市)とは「産業・学術・住空間」の三位一体的開発による新しい町づくり戦略だとされ、80年代型の地域開発戦略として大きな注目をあつめている。現在、全国15地域(函館、秋田、宇都宮、長岡、浜松、高山、広島中央、吉備高原、宇部、県北同東〈大分〉、久留米・鳥栖、環大村湾〈長崎〉、熊本、国分隼人〈鹿児島〉、宮崎)が国から指定をうけ、開発がすすめられている。その基本的な政策手段は「先端技術の開発及び利用の促進を中心とする地域工業の育成(内発式工業開発)」と「工業用地、工業用水道、道路、住宅等立地基盤の有効活用及び効率的整備等による先端技術産業の導入の促進(導入式工業開発)¹⁾」の2つであり、先端技術の地域社会への「技術移転」が両者をつなぐチャンネルとなる。そしてこの2つの方向は、すでにみた地域経済国際化の2

つのルートとも相互に関連している。

ここでは九州の農村部でテクノポリス建設を積極的にすすめている大分県を例にとりあげて検討してみよう。

多国籍企業誘致と地域経済

最初に、「導入式開発」の道であり、地域経済国際化の第1のルートである多国籍企業の誘致と地域経済との関連であるが、ここでも前述の日本T Iが典型としてとりあげられるであろう²⁾。

日本T I社の2番目の工場が大分県日出町(人口2万2,000人)に進出したのは1973年であるが、当時T I社はダラスの本社において300ヶ所の候補地から国東半島の丘陵部を選択したといわれている。その要因としては、①地元が誘致に熱心である、②空港に近い(40分)、③労働力が安価である、④用水が確保できる、⑤自然美が優れている、の5点があげられており、第5点目の要因は日本の半導体メーカーの基準ではなく、いかにも多国籍企業の世界的立地戦略から生れる基準であり、発展途上諸国への立地基準と変わりないものだと思われる。事実、当初は東南アジアと同じく後工程のみの設置であった。日本T I社の進出に際して地元の日出町は町の土地開発公社を使って3.3m²当たり5,000~1万円で土地を買収して安価に用地を提供し、3年間は固定資産税を1/10にする優遇を行った。加えて空港線(道路)へのアクセス道路の建設、低料金での上水道の利用などの便宜をはかった。従業員は約1,000人で当初は男性4:女性6であったが、前工程の比重が高まった結果現在は7:3に変化している。労働者の出身地は日出町45%、別府市35%、杵築町20%で県内が92~3%を占めており地元雇用の比重が高い。間接部門(営業、技術関係)の比重は30%前後で学卒の比重に照応している。労働力の面で障害は農村部のため技術者の確保が困難であるということがある。製品は100%空輸で地元でのIC利用はほとんどなく、日本メーカーのように組立工程の一部を地元企業に下請けに出すこととな

いため、日本T I日出工場にとって先端技術の地域移転は念頭にはない。しかし、地元自治体にとっての税収効果はさしあたって高い。T I日出工場の83年度の町民税は4,500万円、固定資産税は1億5,600万円で町税総額12億円のうち2億円を占める。だが、景気変動の影響により税収に40~70%の上下変動があり、このため町財政の不安定性を高めている。さらに大きな問題は、日出工場増設にあたっての用地確保問題である。テクノポリス計画の発表以来周辺の地価は3.3m²あたり3~3万5,000円に上昇し、T I社希望価格3.3m²当たり2万円とは大きな差額がある。日出町がこれを町税で補顕しなければ、T I社は隣接自治体で新工場用地を確保してしまうという。テクノポリス圏域19町村が誘致合戦をくり広げている大分県では企業誘致は町村の負担能力にかかるてくる。(結局、調査時点以後、T Iは日出町で新たに10万m²を確保したが、日出町は筆者の試算では用地取得費用に3億円前後をもち出すことになったと思われる。)今や、日出町は「多国籍企業城下町」への道を踏みだそうとしているようだ。

ベンチャービジネスと国際化

次に地域経済国際化の第2のルートであり、「内発式工業開発」の道である、地元中小企業の振興、国際化についてみてみよう³⁾。

同じく大分県(日出町)のテクノポリス計画で重視されているIC利用型ベンチャー・ビジネスであるホックス(HOCKS)電子工業を典型としてとりあげてみよう。

平松守彦大分県知事は「ホックス電子工業は、大分県の代表的な研究開発型企業の一つ」として高く評価しており、工業集積の少ない農村地に「技術移転」を促進する上でこうしたIC利用の研究開発企業を育成する意義を次のように重視している。

「ところで、テクノポリスを名乗っている県ではよくICやコンピューター産業などの立地さえすればよいと考えて、技術先端産業

の誘致に血道をあげているむきが多い。……しかし、技術先端産業をもってきただけで、テクノポリスができたかというと、マラソンでいえばまだ折り返し点にすぎない。

私はむしろ、技術先端産業の導入により地元中小企業の技術力が向上し、研究開発型企業ができたり、また、中学生や高校生から中高年層までが、マイコンやソフトウェアを勉強して、ソフトウェア要員になっていくことの方がたいせつだと考える。それが、ほんとうに地域に根をはったテクノポリスなのである。⁴⁾

まさに「草の根」テクノポリス成功の試金石ともいすべき、このホックス電子工業㈱は東京の日本システムハウス㈱(従業員85名、資本金1億4,000万円)と地元の鶴崎海運㈱(大分新産都の漁業補償金をもとに操業をはじめた物流業者、従業員600名、資本金8,000万円)との共同出資(出資比率40:40、残り20%は工藤ホックス社長の出資)により、大分県の肝いりで1982年に操業を開始した。この企業の特色はOEM(相手先ブランド製造品)生産で大手コンピューターメーカーのパソコンやワープロ等の開発試作を担当していることである。技術革新のスピードが著しく早く、試作品の商品化率の低いこの分野では、リスクの大きい開発試作段階がホックスのようなベンチャーに委託されるケースが多いためといわれる。ホックスは親会社の日本システムハウスから出向した技術スタッフ10人と独自の技術スタッフ22人、そして時間給約450円前後の地元主婦パート労働力130人との組み合わせで、調査時点6社8種類の多品種少量生産を行っていた。うち3社はバローズなど米国企業ブランドであり、国際化の志向が強い。独自の研究開発にも熱心で、県工業試験場電子部や大分大学工学部と共同して地域フロンティア技術開発事業(中小企業庁補助事業)にも積極的に取り組んでいる。

同社の営業実績は売上高が82年度の4億円から83年度には10億円となり、さらに84年度には60億円をめざして飛躍的に伸びているが、OE

M生産での開発試作工程のみでは経営は安定せず、量産工程にも参入したい意向をもっている。しかし大手メーカー・ブランドのパソコン等の商品化に成功した場合でも、量産化の段階で大手は納入コストを引下げてしまうので、残念ながら量産工程に参入できないでいる。同社々長工藤典詮氏は「82年度操業以来2度も大手に煮え湯を飲まされた。今後は日本の大手メーカーより、アメリカのメーカーとの関係を深めたい」と厳しい顔つきで語っている。まさに、自社ブランドをもたないベンチャービジネスの悲劇である。

今後、このようなベンチャービジネスが地域に根づいて国際化してゆく道はかなり険わしいと思われる。また、定着する場合でも、東京のシステムハウスの試作ラインの一部門にとどまるならば、東京の「頭脳」に農村の「手足」=安価な労働力を提供するにすぎず地域技術の振興にどの程度貢献しうるかも疑問である。

以上、大分県日出町の事例で見るかぎり、地域経済国際化の第2のルートは非常に険わしく、第1のルートが一方的に貫徹して多国籍企業が地域の資源を安価に吸収していよいよ地元の中小企業発展の道をとざしてしまう結果となりかねないのである。

注

- 1) 日本立地センター『先端技術と地域開発——21世紀のスーパービジョンを求めて』1985年2月5-6ページ。通産省立地公害局工業再配置課監修『21世紀の産業ビジョン』1985年9月。テクノポリス建設の現状についての概観は前掲拙稿参照のこと。
- 2) 以下の記述は1984年4月1~3日、大分県企画総室企画調査課、日出町企画課、日本T.I.日出工場にて行ったヒアリングと入手した資料によっている。
- 3) 以下の記述は1984年11月6日に行なったホックス電子工業社長工藤典詮氏よりのヒヤリング調査にもとづいている。
- 4) 平松守彦『テクノポリスへの挑戦』1983年9月、128ページ。

おわりに

本稿でわれわれはテクノポリスにおける地域経済の国際化の動向を、主として多国籍半導体企業であるT I 社の投資戦略と地域経済の変貌に焦点をあてて追求してみた。そこでは中枢テクノポリスにおける研究開発志向、市場密着型立地と周辺テクノポリスにおける低賃金労働力

志向、地域資源収奪型立地という対立直接投資の2類型が明らかにされ、中枢テクノポリスの国際化と関連して、首都改造の2つのベクトルの方向が確認された。しかしながら、地域経済国際化の第2のルートである地方の中小企業の国際化の動向については、紙幅の都合で充分光をあてることができなかった。この点についての検討は別の機会に譲りたい。

(ささき まさゆき、所員・金沢大学)

・新=政治経済学構築への一試論

情報化社会の政治経済学

池上 悼著 * A5上製・254頁・1800円

情報・通信ネットワークの発展は、人間と社会をどのように変えるのか？ 本書は、〈情報化〉の視点から、政治と経済をみなおそうとする。高度情報化社会は「人間の学習能力の発達」を強く求めている。学習によって経済活動の能率はどのように変化するのか？ そして生活は？ 文化は？ 政治は？ 新しい政治経済学が、いま、ここに始まった。

好評発売中

現代の経済社会 スミス経済学の歴史

—日本と世界の明日はどうなる—

森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編 今日の世界経済と日本経済の最重要問題を易しく述べた現代経済入門。A5並製・300頁・1700円

—経済的自由主義の系譜—

ペーター・タール編著 / 芦田亘・津波古充文訳
スミス経済学を捉え直し、その意義と限界を解明。
A5上製・312頁・2400円

昭和堂

〒602 京都市上京区下長者町通新町西入轟之内町79番地奥田ビル
TEL (075) 431-2213(代) 振替 京都 6-9347

松下電器の海外進出の状況とその労働条件

中 村 暢 宏

I 松下電器の概要

まず始めに、個人ごとで恐縮ですが、私を含む8名の労働者が12年間にわたって不当差別撤回の裁判を続けておりましたが、今年の2月に会社側と和解が成立しました。そのことによって、一定の昇格、是正が約束されました。皆さんのご支援のたまものと深く感謝しております。どうもありがとうございました。

今日、貿易摩擦の槍玉にあげられている一つの産業として電機産業があります。松下電器を説明することは、ある意味では日本の電機産業を説明することになると思います。そこでまず、松下電器の概要を知って頂きたいと思います。

昨年の売上げが3兆2578億円、売上げ額に占める輸出の構成比が約37パーセント(輸出と現地生産を含む)、連結決算では豊田自工を抜いて第1位です。連結決算に占める輸出構成比は海外生産を含めて約50パーセントを超えます。従業員は、国内で約75,000人、海外現地工場が約3万人、派遣社員が最盛期で約1,000人(現在は約600名)となっています。以上が松下電器の概要です。

ご承知のように、松下電器というのは松下幸之助によって設立され、個人的な性格の強い企業であります。戦前は、軍国主義の進出とあわせて、まず朝鮮、台湾、中国の三国に外地工場を持っていました。戦時中は、軍の要請をうけて船舶から飛行機を生産したという歴史を持っています。そのために、一時期、占領軍による財閥指定を受け、その活動を規制されたことが

あります。この規制を解除してもらうために労働組合の幹部がG H Qに直接請願を行ったというのが松下電器の労使関係の一つの特徴ではないかと思います。さらに最近では、電機産業だけでなく日本の大企業の労働運動の傾向ですが、労働組合の委員長が松下電器の重役に迎えられるという体質も松下電器の特徴であります。

II 海外進出を可能にした国内要因

ここでは、なぜ松下電器が海外進出に成功していくかということについてお話をみたいと思います。

電機産業の生成期ではそれほど大きな資本がいらなかったわけです。例えば、松下電器ができた時は家内工業的な従業員制度をもって、従業員も数名のところから出発しております。ほとんど投資に必要な資金はいらなかった。そういう中で、細々と明治から大正、昭和の初めにかけての電化の時代の幕開けの中で、国民的な需要に支えられて徐々に大きくなり、他の産業に比べて極めて少ない資本で運営できるということから急速に膨張していくという過程をとったわけです。

戦後もそういった過程を引き継ぐとともに、国内の相対的過剰人口、それから、低賃金の婦人及び若年労働力を大量コンペア・システムの下での高度な教育を必要としない単純な手労働へ投下することによって急速に資本蓄積を可能にしていくわけです。これが生成期における松下電器発展の一つの要因であると思います。同時に、先進国(アメリカ、ヨーロッパ)からの技

術導入によって製品を作っていく(今日に至るまでもなお技術導入によって製品開発を進めている)ことによって開発資金を節約し、大量生産のシステムに資金を投入して高蓄積を可能にしたと思います。このような大量生産による国内での高蓄積が海外進出を可能にしていく力の背景になっていると思います。

今申し上げましたように、他産業に比べても電機産業は設備投資が少なくてすむわけです。例えば、自動車産業から見ると、現在でも年間設備投資は約半分ですが、売上げは自動車産業にほぼ匹敵するものになっているわけです。このように設備投資に比較して収益が大きいことを背景に電機産業は力を蓄積してきているわけです。これを松下電器の場合について見ると、その預金利子収入が第一勧銀の利子収入に匹敵するまでに至っており、銀行機能も果たしえる力量を蓄積してきてることでも理解できると思います。このような力の蓄積にもとづいて国際的な力関係の変化が現われてきていることを見てみましょう。

III 電機産業の国際的力関係の変化

まず、代表的な品目について日本の市場占有率でこの変化を捉えてみましょう。

資料によってまちまちですので参考程度にすぎないことをおことわりしておきますが、例えば、テレビですと世界の70パーセントを日本が占めるだけでなく、東南アジアの20パーセントはほぼ全てが日本企業であり、ヨーロッパの10パーセントのうち数パーセントが日本企業であるというふうに市場を占有しています。またVTRは、おそらく100パーセント日本企業製品といってまちがいないと思います。ヨーロッパ

	テレビ	VTR	IC,LSI	プラウン管
日本	70	80	55	90
アメリカ	—	5	30	—
ヨーロッパ	10	10	10	10
東南アジア	20	5	5	—

にはフィリップスなどの企業がありますが、生産台数で見るとほぼ100パーセント日本企業で占めているといつていいと思います。IC, LSIの場合、生産量、生産額においては日米が去年逆転しました。プラウン管においてはほぼ100パーセント日本と考えてよいと思います。

以上のように、日本の企業が国際社会のなかで占める比重が極端に高いわけです。松下電器についていえば、昨年の輸出に対する輸入の割合は5パーセントにすぎず、売上げのほぼ50パーセントが輸出及び現地生産で占められているわけです。

このことは低賃金・大量生産方式にもとづく競争力によって相手を制し、それを背景として大量生産の改良への投資を拡大し一層競争力を充実するといったことの繰り返しによって形成されてきたのだと思います。この力はもはや国際的な「政治介在」なしには制御しがたいということが、今日の貿易摩擦問題の一つの大きな特徴であるといえると思います。

IV 松下電器の海外における労働条件

1 地域による進出の仕方の違い

松下電器の海外における労働条件は地域によって違いがあります。また、日本企業に一般的にあてはまるのですが、その国の経済事情、政治事情、労働事情といったものにあわせて貿易摩擦の起こらないように、対外批判のおこらないようなそれなりの方法を取って進出しています。現在、松下電器では海外に37の生産工場をもっています。最近では、アルゼンチンのフェーゴ島あたりにも工場を作りたいといっているわけです。そこは地球の地の果てといわれていますが、そういうところにも工場進出を考えているわけです。おそらくアルゼンチンとしても日本企業としても、失業者が大勢いるとか土地がただ同然であるといった、大きなメリットがあると思います。そこでは、批判を避けるために雇用不安の利用、現地政府の施策に合わせ

るといった進出の仕方を取っているようです。したがって東南アジア、発展途上国、北米・ヨーロッパで進出の仕方も労働条件もそれなりに違うようです。

相対的過剰人口の多いアジアでは労働力が安いためにアッセンブリ専門で、部品はほとんど100パーセント日本から輸出しているといった現状です。アフリカあたりでは基礎産業がほとんどありませんし、資本の蓄積もまだありませんので資本から工場設備まで全て日本が受持ち、労働力は現地政府が受持つということになります。そこでは、その国の生活に最低限必要な電器製品一例えば、乾電池とかひげそりといったたぐいのものを中心で製造しているわけです。非常にうまいやりかたとみていいと思います。

ヨーロッパ、北米では日本人が欧米人の上に立つことを嫌います。そういうことから、できるだけ現地人マネージャーを積極的に登用するといったやりかたになっています。また、ヨーロッパでの最近の特徴は、イギリスにおいて典型的に見られるように失業対策として政府主導の日本企業誘致が進んでいることです。したがって、イギリス企業では企業内労働組合を作るということまでやってきているわけです。

最も競争力が低下したのはアメリカです。しかし、アメリカは研究開発に巨大な資金を投資していますので底力はまだまだ大きいといえましょう。

2 松下電器の海外企業運営の特徴

海外企業の運営の特徴の第一は、日本型の企業意識を注入していくということです。具体例としては、松下電器の社歌や松下電器の七精神といったものを現地語に訳して朝礼を開いて唱和させるといったことを行なっているわけです。これはアメリカやヨーロッパでは通用しないことはあたりまえのことですが、日本の力が圧倒的に強いところや現地協力の強いところでは平気で行なっているわけです。

第二の特徴は、小集団管理であります。約10

数名を一つの単位として特に「積極性のある」人間をリーダーについて、小集団の管理をやっています。従来、ヨーロッパでもアメリカでも、また他の多くの国でも自分の賃金分だけ働いたらいいんだという思想が強いわけです。したがって、自分の仕事以外はしない、自分の受持ち以外はしないという思想から小集団管理によって労働者自らも経営参加するんだという思想への転換を図りつつ、日本の経営管理システムの導入を進めているわけです。こういったことは、おおよそ今のところは成功しているように思います。

アジア地域に典型的ですが、第三の特徴としては日本の労働組合=企業内労働組合を育成することです。これは、全面的に現地政府の理解と支援の下に進められています。欧米では産業別労働組合になっていますので、これはうまくいかないと思っていましたところ、最近ではイギリスで産別労働組合や政府から支持を受けて企業内労働組合を作りました。これは、現地での労働運動の分裂や敗北といった状況を利用して、かんげきをぬうことによって可能となったようと思われます。

以上のような日本の経営の持ち込みに際しては、現地政府の全面的支援を得るための政界有力者への根回しや現地労働界への根回しといったことが行われているわけです。労働組合幹部同志の内外交流が極めて盛んになってきているのはその現われでしょう。

3 労働条件

労働条件については充分に事情をつかんでいるわけではありませんが、おおよそ現地の事情をほぼ100パーセント適用しているということはまちがいないようです。

残業のありますのはアメリカと台湾、韓国、香港だけで、他ではありません。賃金も現地企業よりもいくぶん高いということです。作業服や靴といったものが支給されますし、日本的に通勤バスなども出るようです。東南アジアやアフリカでは昼食が提供され、ことさら好

評のようです。

労働時間は賃金と同じように現地企業に比べていくぶん短いようです。ヨーロッパは法律が厳しくてそれに合わせていますが、それ以外の国々ではそれぞれの国の事情に合わせいろいろです。回教徒の国では礼拝があったりします。

その他、欧米を除き、年1回の社内運動会やパーティーを実施したり、優良社員の日本招待、日本での研修(海外社員30,000人のうち2,000人ほどが毎年対象となる)などの制度があります。

V 今後の課題

貿易摩擦と対日批判を避けるために松下電器もそれなりに工夫しているといえるでしょう。しかし、輸出に対する輸入の割合が5パーセントにすぎない現状では対日批判の解消にはほど遠いといえるでしょう。現在のところ企業は、

対日批判を避けるのに現地政府の矛盾を利用した工場の海外進出といったかたちで比較的うまくいっているようですが、今後うまくいくという保証はなく、かえって矛盾を深くするのではないかでしょうか。すなわち、国内の雇用創出をさける形での海外進出は国内の矛盾を一層拡大し、それとともに貿易摩擦を一層激化させるのではないかでしょうか。また、進出先での労働争議も松下電器にとってはまだ経験がなく、今後どのような事態が起こるかわからないといったこともあります。さらに、中進国(韓国ではこの8年間で20倍の成長)、中国への大型輸出などが労働者に与える影響はどのようなものになるのか、こういったことが今後の研究課題といえます。

(なかむら のぶひろ、電機労働者)

資本家の所有と株式会社

佐々木 秀 太

株式会社における「所有」と「支配」をめぐる従来の論争に対し、それが近代法における所有権の概念＝商品論レベルの所有概念に基づくものであることを批判する。それに代わって、「他人の不払労働の取得」を本質とする資本家の所有という視角から、株主と「会社それ自体」とへのその諸契機の担い手（所有主体）の分立と相互依存関係を解明し、株式会社の蓄積論的把握を試みる意欲的論文。（編集局）

はじめに

現代資本主義の中核的存在である巨大企業は、ほとんどすべてが株式会社という企業形態をとっている。『資本論』においては、利子生み資本との関連で、株式会社の本質把握にとって重要ないくつかの指摘がなされている。だが、利潤論などで見る限り、株式会社は例外的な存在として取り扱われていたと考えるのが妥当と思われる。しかし、現代資本主義の理論にとって、株式会社の理論的把握は、独占と並んで避けて通ることのできない問題である。

わが国における株式会社の理論的研究は、大きく二つの流れに分けることができるものと思われる。一つは、ヒルファディングの株式会社論を継承し（批判的にせよ）、¹⁾ 独占や金融資本の成立と係わらせて、資本・支配の集中手段、資本調達手段（擬制資本信用）など、資本の蓄積にとっての株式会社の機能的役割に焦点をあてた研究である。²⁾ もう一つは、バーリー&ミーンズ『近代株式会社と私有財産』における、株式会社の発展に伴う「経営者支配」の成立と発展という問題提起を受けた、株式所有と企業の支配権の所在との関連、金融資本概念の現実的妥当性といった議論の展開である。^{3) 4)} この両者はもちろん種々の点でからみ合っており、かなり広範

な研究が行われている。

ところが、経済諸法則に関する研究においては、資本が株式会社の形態で実在しているということすら、ほとんど等閑視されてきているといつても過言ではないのである。ことに、上に挙げた第2の議論は、資本制生産の根幹である所有関係そのものに係わる問題として提起されてきているにもかかわらず、経済理論体系の中での正当な位置づけと、理論的解明はなされていないのである。こうした議論のすれ違いが生じている最大の原因是、理論的にみれば、株式会社における「所有と支配」をめぐる議論で用いられている「所有」や「支配」の概念が、近代法における所有権の概念、言い換えるならば、商品論レベルの所有概念にもとづくものであって、資本制生産の生産関係そのものである資本家の私的所有（以下、資本家の所有）や「資本の支配」についての議論とはまったく食い違っていることにあると我々は考えている。この本質的に異なる「所有」概念が、「経営者支配」を肯定する側においても否定する側においても、まったく無自覚的に混同され、株式所有と資本家の所有そのものとを同一視するといった結果を招いているのである。

小論は、北原勇氏の新著『現代資本主義における所有と決定』に触発され、当初は、その書評のつもりで書きはじめたものである。周知の

ように、北原氏はすでに『独占資本主義の理論』という大著において、独占資本主義の経済法則に関する詳細な分析を公表されている。しかしそれに於ては、独占的巨大企業が株式会社形態をとっているという問題は、まったく考察の射程に入っていないかったのである。それ故に、北原氏が独占価格論や独占資本の蓄積論と株式会社論にどのような接点を与えられているのかという点に、私は強い関心をそそられたのである。新著は、株式会社の所有問題にはじまって、企業集団論から国独資論にまで議論が及んでいるのであるが、柱となっているのは、株式会社における「所有と支配(決定)の問題」である。そして、氏の所説に接して、我国における株式会社論の混迷ぶりを私は再確認したという思いを強くしたのである。そこで小論では、北原氏の所説を参考しつつ、「資本家の所有」や「資本の支配」との関連で、株式会社の理論的把握を試みることにした次第である。

注

- 1) ヒルファディングの株式会社論、および、それと関連した議論については、拙稿「『金融資本論』における株式会社、独占と金融資本」(上)、(下)『立命館経済学』第29巻第6号、第30巻第2号、昭和56年2月、6月を参照されたい。また、独占や金融資本の概念については、拙稿「金融資本概念の理論的考察」(上)、(下)『立命館経済学』第32巻第3号、第4号、昭和58年8月、10月を参照。なお、以上の2論文の入手を希望される方は、本研究所または筆者に御一報下されば抜刷を送付致します。
- 2) この問題については、信用理論研究会編『信用論研究入門』有斐閣、昭和56年、第3章第4章を参照。
- 3) A. A. Berle & G.C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932.
北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社、昭和33年。ただし、引用にあたっては一部訳文を変更した。
- 4) 議論の到達点は、総合研究開発機構編『21世紀の日本の株式会社像』東洋経済新報社、昭和60年の諸論文にほぼあらわされている。またアメリカでの議論は、正木久司『株式会社支配論の展開 [アメリカ編]』文眞堂、昭和58年に、各

論者の主張が手際よく要約されている。

I 株式会社における所有と支配

北原氏の議論の特徴を明確にするために、「経営者支配」論と比較検討しておこう。議論の発端を創ったバーリー&ミーンズが注目したのは、「所有権という古い原子が、その構成部分としての支配と、利得所有権とに分解する結果¹⁾」となっているという事態であった。彼らは、この事態を、株式会社の発展の歴史的結果と把握し、また将来的にもこうした事態は、ますます拡大するものと予測したのである。

彼らは、所有権の分解が次のように進行したものと考えている。所有権には本来3つの機能が与えられていた。すなわち「企業に対して利害関係をもつ機能、企業に就いての権能をもつ機能、企業に関して行為する機能」がそれである。雇用経営者の登場によって、これらの諸機能から、まず第3の機能、すなわち「経営」が分離された。しかし、所有者は、経営者の雇用や、経営そのものに指図を与えることによって支配を貫徹した。株式会社制度の成立によって、第1の機能から第2の機能(支配)の分離がおこる。まず、所有権を保持しているが、全く支配力を持たない中小株主が支配権を喪失する。さらに株式所有が分散すると、「会社の諸活動を支配するに充分な少数権益を持つ個人、或いは、小集団すら存在しない」³⁾状態となり、「会社の諸活動に関する指揮」を行う取締役会を選出する権限は、現在の経営者が指名する「委任委員会」の掌中に握られる。かくして経営者が「委任委員会」を通じて取締役会を選出する実際的権限を行使しうることとなり、経営者は「自己永存体となることが出来る」⁴⁾のである。「産業用富に関する支配」、すなわち「会社の諸活動に関する指揮は取締役会を通じて行われる」ので、「取締役を選出する法的権限を動員する」⁵⁾か、あるいは「選出を左右する圧力を働くかす」実際的権限を持つものこそ実際上の「支配者」とみなしうるのである。したがって、経営者自

身が「取締役会を選出する」実際的権限行使しうる状態、この支配形態は「経営者支配」と呼ぶことができるというのである。かくして、「ほとんど支配力を持たない富の所有と、ほとんど所有の裏づけのない富の支配が、株式会社発展の論理的所産として出現する」こととなつた、というのが彼らの事実認識である。ただ、バーリー&ミーンズの場合、個人企業の個人資本家から現代の株式会社の株主にいたる変化の事実関係を説明したものであって、こうした「経営者支配」なるものの成立する経済的根拠や必然性については、論じられていない。

北原氏は、株式所有の分散、および経営者による企業資産に対する支配権の実質的掌握、というバーリー&ミーンズが議論の基礎とした事実が現存していることを承認した上で、これが「『所有にもとづかない権力』の台頭・増大」と把握されうるとするならば、「資本家による生産諸手段の私的所有とそれにもとづく権力=支配」という、「資本主義体制にかんするマルクス経済学の基本命題」の「当否が問われねばならなくなる」と受けとめたのである。「それゆえ、現代における『所有と支配』の特質を正確に把握し、その歴史的意義を解明することは、現代のマルクス経済学にとって焦眉の中心課題といわねばならない」という問題意識をもって新著を書かれたのである。

前著同様に、北原氏の議論は慎重で、まず分析装置としての諸概念の確定から始めている。その内容の要点をまず検討しておこう。

「『所有』とは、ある主体が、ある対象に対して、自分のものとして、すなわち自分の意思の支配領域として、関係行為をなしうるという関係（可能態としての所有）、およびこの関係行為をなすこと（現実態としての所有）である⁸⁾。」

「所有関係としての支配の内容は、一般に『占有』『使用』『収益』『处分』からなる⁹⁾。」

「『占有』とは、対象を自己のために自分の意思のもとに保存することである。それは排他的な『使用』の前提をなし、両者は不可分である。また多くのばあい、それは『处分』の前提でもある¹⁰⁾。」

「『支配』とは、一般に、ある主体がある対象をして自己の意思に服させることである。……

(途中省略)……対象が物であるばあいには、すでに述べてきたところから明らかのように、『支配』とは『所有』ないし『占有』と同義語だといえる¹¹⁾。」

まずここで、暴力的・非合法的な支配や非人格的な経済法則の支配といった問題を別とすれば、現代社会で一般には、「支配」の基礎として「所有」や「占有」が前提され、それらと不可分のもの、ないしは同義と規定されている。これは近代市民社会の一般原理の確認であると同時に、「所有」と「支配」の分離を主張する「経営者支配」論へのアンチ・テーゼとして措定されているのである。ところで、この「所有」の内容規定は、近代法の所有権に基づいたものと思われるが、「所有」や「占有」が排他的「使用」の前提であるということは、一物一権を意味する。しかし、資本の運動を考える場合、次の問題は考慮に入れておく必要があろう。たとえば、近代法の下では利子生み資本の連関において、貨幣資本の所有者による貸付も、そして借入資本家によるその使用も、いずれも所有権の行使とみなされる。周知のように、経済的に見れば、貸付資本家は、貨幣の所有を放棄したわけではない。彼は、貨幣資本を前貸したのであり、この前貸には返済が伴い、貨幣は元の所有者に還流する。しかし、借入資本家に前貸譲渡された貨幣に対しても、またその転化形態たる生産資本にたいしても、貸付資本家の支配は及ばない。両者の間には、当該の貨幣片にたいする所有=支配関係とは全く別個に、債権・債務という新たな関係が成立するのである。

ここで見ておかなければならぬのは、資本の運動過程において、一塊の価値額、一片の貨幣片に対して、二重三重の所有権の連鎖が成立することである。さらに、資本家そのものの手の中ですら、その所有の対象物が姿を変えるのであり、資本の所有を特定の物的対象に対する所有=支配と把握することはできないのである。この点をさらに深く検討するために、次に北原氏の所有=支配の内容規定と資本家の所有の関連を吟味しておこう。

所有の内容規定で注目されるのは、「収益」——「その物から果実を¹²⁾収得すること」と並列的に「支配」の内容とされている点である。我々は、資本家の所有による「収益」とは「他人の不払労働の取得」であり、それこそが資本家の所有の本質をなすものと考えている。というのは、この「収益」としての「不払労働の取得」は単なる果実の取得とは意味内容が異なるからである。それは一方では、賃労働者が剩余労働を搾取されることによって再び賃労働者として労働力を売らざるを得なくなるという関係を内包しており、他方では資本家が原資本の価値を減ずることなく(私的消費することなく)資本の運動を継続・拡大しうる条件を内包しているからである。すなわち、資本家の所有の「収益」=「他人の不払労働の取得」は、資本関係そのものの再生産・拡大の条件をなしているのである。言いかえるなら、資本家の所有は、特定の物的対象に対する所有=支配などではなく、資本制的生産関係そのものであり、またその再生産の条件である。

ところで、北原氏が、「『所有』にもとづく『決定』『支配』という関係が純粹かつ全的にあらわれている」と言われる個人企業の場合、資本家の実現は、貨幣資本の「使用」=生産手段と労働力の購入、その「使用」ないしは「処分」=生産、生産物の「処分」=販売、そして「収益」=剩余価値の取得、等々、「企業家個人」の一連の行為によって遂行される。そしてこれらの行為の一つ一つ(交換や消費)が、社会的には所有権の行使としてあらわれる所以である。この一連の行為はしかし、資本の価値増殖運動を媒介するにすぎないのであって、それらの媒介項を捨象すれば、G……G' として資本家の所有の本質、そしてまたこの運動本来の目的が明瞭にあらわれてくる。

北原氏の「所有」およびそれに基づく支配の内容規定は、近代法の所有権の内容規定に沿つたものである。だが、法概念は具体的な事象から構成されたものであるからして、本質規定は存在しない。「貨幣の資本への本源的転化は、商

品生産の経済法則、および、これから派生する所有権と、きわめて厳密に一致して行われる」のであるが、資本家の所有の本質、一連の行為の結果が経済的収奪にほかならないことは北原氏も周知のことである。資本家の所有は、所有権の行使の連鎖によって貫徹され実現されるとはいえ、資本家の所有の本質規定そのものを、その過程的行為の集合によって構成される法概念に求めることはできない。それ自体が一個の経済関係である資本家の所有、およびそれに基づく支配と、個別的行为、特定の物的対象と主体の関係を規定する近代法の所有=支配の概念とは、まったく範疇的な位相を異にしているのである。当面の問題である株式会社における「所有と支配」について論じる場合にも、この両者の相違が明確に意識されていなければならないのである。資本家の所有と支配の問題として株式会社を論ずるのであれば、株式会社という企業形態において、すなわち、株主——法人格——経営者などの諸人格がいかに資本の再生産・蓄積運動を媒介し、資本主義的生産関係そのものが維持されているのか、という問題こそが解明されなければならないのであり、企業資産に対する支配力を誰が保持しているのか、といった事は全く副次的な問題にすぎないのである。議論を北原氏の株式会社論の検討に進めよう。

株式会社では、「現実資本の構成するさまざまな形態の資本=さまざまな企業資産は、本来、出資者=株主の共同所有物にほかならない」¹⁴⁾にもかかわらず、法律上は、「企業資産は、『法人格』を認められた『会社』という单一主体による所有という形式をとっており、したがって企業資産にかかるあらゆる権利・義務(企業の債務をふくむ)はすべて单一主体たる会社に帰属するという形式をとっている」¹⁵⁾。しかし、この「会社それ自体」による所有は、単なる法形式にとどまらず、「この法的形式自体のなかに、すでに株主の所有権の実質が一部失われ、その反面、『会社それ自体』による所有が一定の実質をそなえている」ことが、「さまざまな実質

的関係の成立を可能にしてゆく作用をはたすのであって、株主による実質的所有の内実のほとんどが失われ会社それ自体にそれが帰属するようになることを可能とする」(傍点は引用者)，というのが北原氏の株式会社に対する基本認識であり、「所有と支配」を分析する視角である。

法的形式にふくまれる株主における実質的所有の喪失とは、第1に、出資払戻しの否定、すなわち、個人企業においては、資本の引上げを含めて資本家は「企業資産に対する占有・使用・処分権を完全にわがものとしていた」のに対して、それが封殺されていること、第2に、会社の意志決定への参加の間接化、そしてその意欲の喪失、第3に、利潤取得の間接化、である¹⁷⁾。この株主から失われてゆく所有の実質が、「会社それ自体の手に移る」というのである。そして、「会社それ自体による所有」の実質化は、株主構成の変化、すなわち「支配的大株主」の存在、「中核的大株主」の存在、「複数強力株主」の存在という中心権力の所在の変化にしたがってその内実を拡大し、株主にこうした中心権力の存在しない状態になると、「会社自体による所有の実質化」は「もっとも成熟した内容をもって全面開花」する。ここに「いわゆる『経営者支配』なる現象が定着する一つの根拠がある」、というのが北原氏の理解である。「経営者支配」における実質的所有主体は「会社それ自体」であり、したがって支配の主体も法人格としての「会社それ自体」であるが、その「支配行為は、自然人を構成員とする会社内部機構=経営管理組織をつうじて実行に移される」。だが、経営者の行使する力は、「経営者の職務権限として会社機構上の地位そのものに属し、経営者個々人に帰属しえない」ものであり、彼が「その位置にある限り」のものであるということが、実質的所有主体が「会社それ自体」であることを示しているというのである。かくして、現代株式会社における資本所有は、北原氏によると次のように把握されることになる。

「株式会社においては、現実資本・企業資産にたいする所有は、『会社それ自体』による直接的

所有と株主による間接的所有とへ分裂し二重化する。この分裂において、それぞれの所有が一定の実質をふくむがゆえに、単独では完全な資本所有とはなりえない。両者が相補い重層的に合体してはじめて一つの完全な資本所有となる。そして、資本所有の内実は、両者へさまざまな比重で分割されうことになる」²⁰⁾。

北原氏とバーリー&ミーンズの本質的相違は、後者が自然人にしか認めなかつた所有主体たる資格を、北原氏は法人格としての「会社それ自体」にも認めることによって、バーリー&ミーンズにおいては曖昧にされていた企業資産の所有主体を明確にしたこと。そのことによって、「経営者支配」の所有関係的な基盤を解明し、「経営者支配」論が「所有と支配の分離」と把握した事態は、「生産手段の所有にもとづく権力=支配」という「マルクス主義的な資本主義体制認識」の正当性を否定するものではないことを明らかにした点にあるといえる。

注

- 1) A. A. Berle & G. C. Means, op. cit., P.8.
前掲訳、9ページ。
- 2) ibid., P.119. 前掲訳、147ページ。
- 3) ibid., P.84. 前掲訳、105ページ。
- 4) ibid., P.87. 前掲訳、109ページ。
- 5) ibid., P.69. 前掲訳、88ページ。
- 6) ibid., P.69. 前掲訳、88ページ。
- 7) 北原勇『現代資本主義における所有と決定』
岩波書店、昭和59年、2～3ページ。
- 8) 同上、23ページ。
- 9) 同上、24ページ。
- 10) 同上、25ページ。
- 11) 同上、25ページ。
- 12) 同上、24ページ。
- 13) 同上、39ページ。
- 14) 同上、93ページ。
- 15) 同上、93ページ。
- 16) 同上、96ページ。
- 17) 同上、97～99ページ。
- 18) 同上、107ページ。
- 19) 同上、190ページ。
- 20) 同上、112ページ。

II 北原氏の株式会社論の問題点

前節で見たように、北原氏とバーリー＆ミーンズの議論には、「経営者支配」の理解において決定的な相違点があり、「経営者支配」の所有論的基盤を明らかにしたのは北原氏の大なる貢献である。しかしながら、株式会社そのものに対する認識においては、両者の間には相違よりも共通性の多いことに気付くのである。そして、この両者の共通点こそが、株式会社の「所有と支配」をめぐる議論の混迷の原点をなすものと我々は考える所以である。

まず指摘しなければならないのは、株式会社における「所有と支配」という問題設定の枠組についてである。北原氏が設定しているのは結局のところ、バーリー＆ミーンズと同様に誰が企業資産の所有主体であり支配権を掌握しているかという問題であって、我々が先に指摘したような、株式会社(=結合資本)という形態において、いかに資本家の所有=資本の蓄積運動が媒介され実現されているのかという問題ではない。資本制的生産関係の総体認識を課題とする経済学の見地からすれば、株式会社を構成する諸人格、株主——法人格——経営者などが資本の運動の諸契機をいかに担い、またその取得関係が資本蓄積といかに係わるのかを明らかにすることこそ株式会社論の中心課題としなければならないと我々は考える。氏の問題設定がバーリー＆ミーンズと同じ枠組のものであることは同時に、氏の所有概念を「特定の対象物に対する排他的支配」といった、経済的関係の規定性をまったく受けていない、経済学的に見れば無概念的なものにしているのである。

資本制生産における所有(=資本家の所有)の本質、したがってまた資本家の所有の実現を媒介する所有主体としての諸人格(資本家)の本来的目的は、「他人の不払労働」=利潤の取得にほかならない。個人企業の資本家のみならず、商業資本家も利子生み資本家もしかりである。この各々の資本家が自らが取得する利潤の最大

化をめざして行う意志行為が、総体として、資本家の所有=資本の蓄積運動の実現を媒介しているのである。だから、各々の所有主体=資本家にとって所有対象物に対する「支配」=排他的意志行為は、自らの所有の実現=利潤取得の媒介環であり手段にすぎないのである。したがって「資本の支配」の本質、そしてその発現形態も、人格的な、または人格による対象物(人)に対する支配などではない。「資本の支配」とは資本制的生産関係の維持・拡大であり、この体制の維持・拡大に社会的の成員総体を動員することである。支配の形態は、資本の本性たる競争を、資本蓄積の担い手たる資本家から究極の支配対象たる賃労働者にいたるまでの諸関係の中に貫徹することにほかならない。貨幣資本家間の競争、企業間の競争、企業内部での競争、賃労働者間の競争、そしてそれら相互の競争は、資本の本性たる競争の反映である。この競争原理の貫徹によって各主体が自ら担うべき資本蓄積の諸契機に専念することを強制され、総体として「資本蓄積のための利潤最大化」を実現するメカニズムが成立しているのであり、これこそが「資本の支配」の発現形態にほかならないのである。

だから北原氏が結論的に到達したように、資本の蓄積の諸契機、たとえば企業資産に対する支配権を誰が掌握しようとも、利潤取得の最大化をめざすという企業の本性に変りはないのである。北原氏はバーリー＆ミーンズと同じ枠組、同じ土俵に問題を設定したために、「所有」や「支配」の概念までも共有し、しかもそれを資本家の所有や資本の支配と同一視するという混乱に陥っているのである。資本家の所有の本質は、ブルジョア的所有(権)の概念とは一致しないばかりでなく、ブルジョア的所有(権)の概念は、資本家の所有の本質を隠蔽するものであることは、すでに『資本論』で解明されている。経済学批判の意味するところが、このブルジョア的权利体系に基づく市民社会の批判的解剖であることも、周知のところであろう。

以上の問題と絡んでおり、次に指摘しなけれ

ばならないのは、株主に対してそもそもいかなる資本家概念が想定され前提にされているのかという問題である。資本の運動の諸契機を担う私的所有者は、すべからく資本の人格化として資本家の規定性を受けとる。資本家概念は、資本家一般としての産業資本家のみならず、その種々の派生形態を含むものである。バーリー＆ミーンズが所有権の分解を問題にする際に出発点においたのは、資本の運動を専一的に担う個人企業の資本家であり、彼らにおいては、それが唯一の資本家とみなされている。だから、株主も本来は産業資本家であると想定されている。

北原氏の議論は、「企業資産は、本来、出資者=株主の共同所有物にほかならない¹⁾」という命題の設定からはじまっている。氏が株主の実質的所有の喪失という際には、3つの問題が指摘されているが、出資払戻しの否定と利潤取得の間接化は、「中心権力の所在」の如何にかかわらず事実上成立しており、株主の所有の実質の度合いは、株主の管理参加権の比重によって決まるものと考えられている。その上に北原氏は、「出資元本の価値維持(および上昇)と危険負担に見合う利益配当を会社に対して要求しそれを実現させていく力は株式に内在している管理参加権である²⁾」と、株主の利害(配当)が管理参加権と不可分のものとされているのである。しかし、すべての資本家が企業資産に対する支配・処分権ないしは管理参加権をもっているわけではない。貨幣の貸付資本家と機能資本家の連関においては、現実資本に対しては機能資本家に独自の所有権が成立し、貸付資本家の所有権は本来的に企業資産には及ばないことを北原氏も認めている。しかし、貸付資本家の所有は、利子の形態での利潤の取得によって実現されているのである。したがって、先の企業資産を本来的には株主の共同所有物であるとする北原氏の命題は、氏が株主は本来的には産業資本家であると想定し、その前提から議論を組み立てているものと理解されるのである。マルクスの与えた配当の規定、株主の性格規定は北原氏のもとのとはまったく異なっている。

「彼らの受ける配当が利子と企業者利得とを、すなわち総利潤を含んでいる場合でも……(途中省略)……この総利潤は、ただ利子の形態でのみ、すなわち資本所有の単なる報償としてのみ受け取られる……³⁾」(傍点は引用者)。

問題は量ではない。所有主体それぞれの利潤配分の成立根拠であり、それが利潤の取得形態としてあらわれる所以である。取得形態はそれぞれの所有主体(=資本家)が担う資本の運動の契機に対応して規定され、量的関係は各主体間の競争によって規定される。株主は本来的に産業資本家であると想定したことが、北原氏において配当の成立根拠まで見誤らせたものと考えられるのである。「株式会社では、機能は資本所有から分離されている⁴⁾」という把握からみても、マルクスにあっては、株主が本来的に担う資本運動の契機は「資本の所有」であって、利子生み資本の連関における貨幣資本家と経済的本質において同一のものと把握されていたことは明らかであろう。

北原氏は、株式会社における「中心権力の所在」の変化に伴って、実質的な所有関係そのものも流動的に変化するものと考えている。このことはとりもなおさず、氏の議論においては、バーリー＆ミーンズと同様に、株主や株式会社の概念的・本質把握を欠落させていることを意味する。本質把握においては不可知論の制度学派に属するバーリー＆ミーンズはともかくとして、北原氏が株式会社の無概念的把握に陥ったのは、以上で述べてきた問題に加え次のような問題に起因するものと考えられる。先の引用にあるように、北原氏は株式会社における所有関係は法形式の規定を受け、その作用によって変化するものと考えているのであるが、所有関係自体を規定する法形式が成立する現実的根拠については厳密な検討はなされていない。ところが、この法形式は、「企業資産は、本来、出資者=株主の共同所有物」であるという北原氏の理論的認識とは食い違っているのである。北原氏は、この食い違いをそのまま承認することによって、法形式に現実的関係を変える力を与え

たのである。この点に関してマルクスの次の指摘は重要な示唆を与えてくれる。

法律的諸形態では、これらの経済的取引は関与者たちの意志行為として現われ、彼らの共通の意志の発現として、また個々の当事者にたいして国家によって強制されうる契約として現われる所以あるが、このような法律的諸形態は、単なる形態として、この内容そのものを規定することはできない。このような形態はただこの内容を表現するだけである。この内容は、それが生産様式に対応し適合してさえいれば、公正なのである⁵⁾(傍点は引用者)。

マルクスが述べているように、法形式が現実的関係を規定したり変化させたりすることができないとすれば、実体的関係の認識と法形式の食い違いは、議論の出発点において埋められていなければならぬはずである。北原氏の言う「株主の実質的所有の喪失」は、この株主=自然人とは別個の「会社それ自体」という所有主体=法人格が指定されることによって成立しているのである。これが、本来は株主のものであった所有権の剥奪か否かは先に指摘した所有概念の問題であるが、北原氏に従って、もしうだとすれば、また法人格が株主の実質的所有を次第に掌中に握るような主体だとするならば、そうした法人格の成立が何故に社会的承認を得ることができたのか、また現実にも承認されているのかを明らかにしなければならないはずである。各所有主体の所有権の承認と保護は、資本制的生産様式の存立基盤である。所有主体間の関係は、相互にその所有権を承認した上での各主体の自由な意志行為=契約関係で成立しているのである。株主と「会社それ自体」=法人格の関係もその例外ではなく、「会社それ自体」の所有主体としての資格も、管理権を全く行使しえない株主によっても承認されていると考えなければならないのである。自らの所有を剥奪するような所有主体の成立、しかもそれは自然人ではなく自然人の意志関係によってのみ成立しうる法人格の指定、それが何故に成立したのかが疑問として残らざるを得ないのである。北原氏の認識と法形式の食い違いは、氏の認識

の側の再検討によって、議論の出発点において埋められているべきものであったと思われる。

法人格の指定の必然性は、株式会社(=結合資本)の成立の必然性とともに与られているはずである。株式会社(=結合資本)は「私的所有としての資本の止揚⁶⁾」である。そのことは裏を返せば、個々の私的所有の支配領域が、現実に資本として機能しうるだけの規模を持ちえないことを意味している。言い換えるならば、個々の私的所有は、生きた労働能力に対する指揮権を現実的には行使しえないのである。こうした実体的関係の形成こそ株式会社(=結合資本)の成立を必然化するのである。このような株式会社の成立をもたらす実体的関係こそ、その法的形式の成立根拠であり、法人格の指定もまた、私的所有者が個々においては資本の機能の現実の執行者たりえないという現実的経済関係を基盤として成立しているのである。

以上見てきたように、「所有と支配」の問題設定の枠組と、株主は本来的には産業資本家であるという想定が、北原氏の「所有」や「支配」の概念を経済学的には無概念的なものとし、また株式会社の概念的・本質把握を欠落させるという結果に導いたのである。我々はこれらの諸点に留意し、「資本家の所有」=資本制的生産関係との関連を中心にして、株式会社の所有関係の概念的把握を次に試みることにする。

注

- 1) 北原勇、前掲書、93ページ。
- 2) 同上、110 ページ。
- 3) K. Marx, Das Kapital, Band III, S. 452.
(以下では、ディーツ版のページを、K. III, S. 452の形で略記する)。
- 4) K. III, S. 453.
- 5) K. III, S. 352.
- 6) K. III, S. 452.

III 資本家の所有と株主・法人格

北原氏も述べているように、資本制的生産様式における「支配の真の主体、運動の真の主体

は資本¹⁾である。資本は、労働主体から客観的に分離しそれと対立して存在する「労働諸条件」である。労働主体と労働諸条件との分離・対立は、非労働主体による労働諸条件の私的所有を前提し、この私的所有によって維持されている。資本の本性は「蓄積のための利潤の最大化」であり、それは資本家の所有の本質として、また労働諸条件の私的所有者である資本家の行動の唯一の推進的動機として現象する。資本家の所有の本質は、『資本論』で明らかにされているように、「他人の不払労働またはその生産物を取得する権利」にほかならない。資本による「他人の不払労働の取得」、すなわち剩余価値の取得は、資本を蓄積し、賃労働者を賃労働者として再生産する条件であり、資本制的生産関係の再生産と拡大の本質的契機をなすものである。したがって、資本の支配、資本家の所有の支配の真の対象は、本来的に「生きた労働能力」であり、その目的は、不払い労働が生み出す剩余価値の取得にほかならないのである。

資本にとって、また資本の本性を体現する資本家にとって、企業資産など特定の物的対象に対する支配自体が自己目的なのではない。それは資本家の所有を実現するための契機であり媒介環にすぎないのである。資本家の所有は、資本の所有主体による一連の意志行為によって実現される。特定の対象に対する排他的意志行為は、対象物に対する所有を前提とした所有権の行使である。労働者との交換行為、労働力の消費=剩余価値を含む商品の生産、商品の販売=剩余価値を含む価値の実現など、資本の運動を媒介する資本家の行為は、その一つ一つが商品(貨幣)所有者の自由な意志行為、すなわち所有権の行使としてあらわれる。この一連の過程を、資本家の所有の実現の過程として統一的に理解するためには、我々は一連の過程を専一的に担う人格=所有主体、すなわち資本家一般としての産業資本家の存在を想定すれば良かったのである。この人格は、資本の本性を一身に担い、「蓄積のための蓄積」「蓄積のための利潤最大化」を唯一の推進的動機として行為するのである。

近代法における所有権は、資本家による一連の行為の総体を所有権として捕捉しているのではなく、個々の行為をその概念内容として構成されているのである。すなわち、占有、使用、収益、処分などである。それゆえに、生産過程(資本家の消費)によって生み出された不払い労働の果実である剩余価値の取得も、所有物たる樹木の果実を取得するのと同様に合法的行為とみなされるのである。なぜならば、労働者は、流通過程においては労働力商品の所有者として貨幣所有者と自由で平等な交換行為を行う(所有権の行使)のであるが、生産過程では、「生命のない労働用具と同じ資本の付属物」であり、生産過程は、資本家による所有対象物の消費(処分)にすぎないからである。「不払い労働の取得」は、所有物の私的消費の結果としてあらわれるが故に合法的とみなされるのであるが、その経済的本質が収奪であることは改めて述べる必要はないであろう。このように、資本家の所有の本質、資本の支配の本質は、所有主体の個々の意志行為の法的表現である近代法の所有権の概念内容によっては把握しえないことを認識しておくことが重要である。

「貨幣の資本への本源的転化は、商品生産の経済法則、および、これから派生する所有権と、きわめて厳密に一致して行われる³⁾」。だから、「所有はいまや資本家の側では他人の不払労働またはその生産物を取得する権利として、労働者の側では自分じしんの生産物を取得することの不可能性として現われる⁴⁾」ものにほかならぬことを理解するためには、個々の行為を孤立的にみるのではなく、「資本制生産をその更新のたえまない流れにおいて考察⁵⁾し、「全体としての社会的階級間の連関⁶⁾」のうちに捉えなければならないのである。株式会社を論じる際にも、企業資産という特定の対象物に対するブルジョア的所有権の所在を問題にしている限り、我々は経済学本来の課題たる、現代資本主義における生産関係総体の把握に一歩も近づくことはできないのである。⁷⁾ 資本家の所有の本質、資本の支配としての“支配”は階級関係そのものであ

り、この階級関係の再生産と拡大こそ資本が“支配”本来の目的とするものである。資本家の所有は、労働諸条件が労働主体と分離し、対立して存在すること、それを唯一の前提条件として成立しているのであって、その所有=“支配”，すなわち資本の蓄積運動の諸契機を誰が担おうと“支配”的本質は変りえないである。さらに言うならば、この資本の蓄積運動の諸契機を担う人格=所有主体に資本家という経済的人格が指定されるのであり、我々が経済的諸関係を問題にする限り、生身の人格の多様な欲望(たとえば出世欲、権力欲)に注意を払い議論を中断したりする必要はないである。

我々は、資本家の所有=資本の蓄積運動の担い手として、先程は一連の行為を一身に担う産業資本家を想定した。しかし、この一連の行為は、それぞれに独立した意志行為であるから、必ずしも同一の人格によって担われる必然性はない。主体はあくまで「資本」であり、人格はその運動を媒介するにすぎないのである。種々の派生的な資本の形態および資本家が分立しうる根柢がそこにあるのである。資本の派生的形態の分立は、それを担う人格=資本家の分立を伴う。派生的資本(家)が分立している状態においては、資本家の所有=資本の蓄積運動は、複数の人格に担われた一連の過程として実現される。諸資本家の連関は、自由な商品(貨幣)所有者の取引関係(=相互の意志行為=所有権の相互に自立的な行使)によって媒介される。取引関係は市場を形成し、相互の取得関係は競争によって媒介される(たとえば、利子率、後に見るように配当もまたしかり)。

利子生み資本の連関においては、一方は「資本の単なる所有者」すなわち、労働主体から分離された労働諸条件の私的所有者としての定在——この私的所有が資本——賃労働関係成立の前提条件である——として、「資本の所有の契機」を担い、他方は「資本の充用者」、すなわち資本の蓄積運動を現実に担う「資本の機能の契機」の担い手として分立している。ここで留意すべきことは、貨幣資本家の所有や機能資本

家の所有を、資本家の所有そのものと同一視してはならないということである。ここでは、資本家の所有は「所有」と「機能」の二つの契機(いずれの担い手も、法律上は所有主体と指定される)に分裂しているのであり、両契機の統一としてはじめて自立的な資本=産業資本なのである。だから貨幣資本家と機能資本家も、産業資本の専一的な担い手としての資本の人格化=産業資本家が、人格的に分立したものにはかならないのであり、この二つの独立した人格の相互依存関係が産業資本家概念を構成するのである。こうして分立した資本家は、それぞれが担う資本の契機に対応した取得形態において利潤の配分を受けとり、自らの所有を実現するのであり、いずれの資本家にあっても所有の実現=本質は「他人の不払い労働の取得」にほかならないのである。「再生産過程では機能資本家は、賃金労働者に⁸⁾対立する他人の所有としての資本を代表している」のであり、法的には、独立した所有権を行使(機能)し、利潤を企業者利得の形態で受けとる。貨幣資本家における所有権の行使は、貨幣の前貸による利子の形態での利潤の取得である⁹⁾。

株式会社においては、法人格としての「会社それ自体」が、所有主体として法的に指定されている。そしてまた、「会社それ自体」とは区別された株主が一方の所有主体として存在している。北原氏においては、この二つの所有主体=人格は、我々が利子生み資本の連関において明らかにしたような、それぞれに独立した所有主体の相互依存関係と把握されているのではなく、いずれの人格も所有主体としては不完全なものとみなされている。「会社それ自体」が所有主体として成熟するのは、株主の所有がその実質を喪失するいわゆる「経営者支配」が成立する状況においてであり、その場合には、株主は所有主体としての実質的意味をほとんど喪失しているものと理解されているのである。先に見たように、株主における不完全性とは、現実資本=企業資産に対する使用・処分権の制限・欠如であり、「会社それ自体」における不完全

性は、外部に資本の本来的所有者としての株主を前提しており、それを排除しえないということである。そこで明らかなことは、北原氏にあっては、資本の所有と機能(=企業資産の使用・処分)を一身に担う人格、すなわち個人企業における個人資本家のみが完全な所有主体とみなされ、それとの対比においていずれの所有も不完全なものと把握されているということである。北原氏のこうした理解は、株式会社の法形式=経済関係の法的表現が、経済的実体とは本来は食い違っているという理解から出発し、この法的形式の作用によって、「会社それ自体」が所有主体として成熟してきたという認識を導くものである。問題は、自然人と切り離された所有主体としての法人格が、何故に指定され、法的認知を受けるに至ったのか、それはいかなる経済的関係に基づくものかが、まったく考慮されていないという事である。ここで詳しく論じる余裕はないが、問題をさらに深く追求するならば、氏の株式会社の成立の必然性の認識が、最低必要資本量の増大に対応した、個別資本の資本調達という観点が軸となっていることが(個別資本説的視角)、株式会社という結合資本の形成と法人格の成立とに論理的必然的関係を見い出し得なかったものと考えられるのである。北原氏は、「資本調達」の側面からの成立論だけでは不十分として、「企業活動の継続性の要求」という要因を加えているのであるが、そこでは、「譲渡自由な等額株券制と出資者全員の有限責任制とは相互に補足しつつ、会社自体による所有の成立——会社財産の出資者財産からの分離・独立——の前提をなす¹⁰⁾」とされており、株式会社の成立と所有主体としての法人格の指定が、必然的連関をもつものとは把握されていないのである。個別資本の資本調達手段として株式会社の成立を把握することは、大株主の所有を、資本家の所有そのものとみなし、ひいては、株主の所有一般を、生産関係としての資本家の所有と同一視する結果を招くのである。そうして形成されるのが、企業資産は、本来は出資者=株主の共同所有物であるとする観念であ

る。

ただ、こうした観念を生み出し、株主と法人格を資本家の所有の分立した諸契機をそれぞれに担う独立した所有主体と把握するのを妨げているのは、株主に株主総会の議決権が与えられ、それが特定の大株主が企業資産の現実的執行者たりうる可能性をもたらし、歴史的には、数多くそうした事例が見られたことであろう。しかし、そこで問題なのは、北原氏が「経営者支配」で問題にしたように、この大株主の企業資産に対する処分権は、いかなる所有の裏付けによるものかという事である。その点を明らかにするためには、株式会社(結合資本)という資本の存在形態が、なにゆえ自然人と分離された法人格という所有主体の成立を必要とするかを見ておかねばならない。

株式会社の成立の必然性は、社会的生産を担う資本の無限の蓄積欲求(=生産力の発展)と、有限な私的所有(生産関係)の対立によって与えられるのである。株式会社(結合資本)は、この対立の資本主義的な解決形態にほかならない。私的所有の支配領域は、自らの所有の範囲によって限定される。私的所有は、貨幣形態においてはまだ、可能的に資本であるにすぎない。資本が賃労働に対立するものとして、現実に資本としての蓄積運動を遂行するためには、現存の生産力の具体的存在である有機的統一体としての生産諸条件を掌握しなければならない。だから、私的所有された貨幣資本が現実資本に転化しうるのは、私的所有の支配領域が、この有機的統一体としての生産諸条件を掌握しうる規模のものである場合に制約されるのである。資本の蓄積は、諸資本の競争に媒介されて生産の集積を拡大し、個人資本の蓄積能力を超えた生産能力の拡大を要求する。こうした資本の蓄積欲求は、その裏面で、最低必要資本量の増大をもたらすことによって、可能的資本の現実資本への転化を制約し、資本の生産過程からの貨幣資本の遊離を促進する(剩余価値・減価償却基金などの一時的遊離、敗退資本の増大)。この対立は、まずは信用制度によって媒介されるの

であるが、信用制度も利子生み資本家(具体的には金融機関)の所有の範囲によって信用の規模を制約されるのである。かくして、大規模な生産手段体系を必要とする産業諸部門においては、私的所有としての資本は、他の私的所有としての資本と結合することによってのみ現実資本に転化しうるものとなるのである。

こうして成立する結合資本としての客観的労働諸条件=現実資本は、どの私的所有者の意志の支配領域をも超えているのであり、これを排他的に支配しうる自然人はだれも存在しないのである。しかし、労働能力に対立するものとしての資本の定在は、資本の本性を体现し、それを自らの意志行為として実現する单一の意志行為の主体=所有主体の措定を必要とする。かくして、個々の自然人である私的所有者とはまったく別の、それから分離された人格、すなわち法人格が措定されるのである。

他方、出資者である個々の株主は、この結合資本の意志行為を媒介することはできないのであるから、この現実資本の生み出す一切の法的関係(取引および債権・債務関係)とは無縁の存在として措定されることになる。こうした株主と結合資本としての株式会社の関係は、株主の有限責任制として制度的に確定されているのである。ちなみに、合名・合資会社は、資本の結合である以前に、人的結合が会社形成の基盤となっている。したがってそこでは、本来的には法人格も有限責任制も成立する必然性はないのである。法人格の措定と有限責任制によって生産過程から分離された株主、すなわち自然人たる個々の私的所有者は、資本—債労働関係の成立・維持の前提である労働主体からの労働諸条件の分離の契機、すなわち「資本の所有の契機」、それのみを媒介するものとして、客観的に措定されるのである。株式会社が株主を必然的な契機として前提するのは、株主たる貨幣資本家の私的所有こそが、資本制企業たる株式会社が資本蓄積を実現する現実的基盤、すなわち労働主体からの労働諸条件の分離による資本—債労働関係成立の前提条件をなしているか

らにほかならないのである。これに対して法人格としての「会社それ自体」は、現実に労働主体に対立する客観的生産条件の所有主体として、すなわち機能資本家の所有主体として生きた労働能力と直接に対立的に存在することになるのである。

かくして、株主と「会社それ自体」との連関は、利子生み資本の連関と同様に、産業資本家においては統一されていた資本家の所有=資本の蓄積運動の諸契機を分立して担う、それに独立した(しかし相互依存関係にある)所有主体としての関係を成立せしめるのである。この独立した所有主体間の関係は、取引関係として市場(資本市場)を形成し、取得関係(配当)は、当事者間の競争に媒介され決定されることになるのである。

ところで、資本の機能を担う法人格は、現実に資本の蓄積運動を担うものとして、意志行為を行わねばならない。株式会社の意志形成は株主総会によって行われ、業務執行機関によって意志は遂行される。株主総会は、株主によって構成されているのであるが、そこで形成される意志は、だれか特定の個人(自然人)の意志ではなく、所有主体としての「会社それ自体」の意志である。個々の株主は、大株主であろうと小株主であろうと、たかだか「会社それ自体」の脳細胞の一部を占めるにすぎないのであって、頭脳そのものではない。だから、たとえ大株主が企業資産の現実の執行者の地位についたとしても、それは彼個人の所有に基づく彼個人の意志決定によってそうなったのではなく、「会社それ自体」の所有に基づく「会社それ自体」の意志決定によってなされたものである。言い換えるならば、企業資産がいかなる自然人の所有=支配の対象領域にも属さないが故に、「会社それ自体」が所有し、その意志によって大株主が現実の執行者となるのである。結論的に言えば、「大株主支配」といわれるものも「経営者支配」といわれるものも、株式会社における所有関係としては同一の基盤において成立するものなのである。株式会社における現実資本の所

有主体としての法人格の措定による「所有の契機」と「機能の契機」の分立、すなわち貨幣資本家の所有と機能資本家の所有の分離・独立、これが株式会社における基本的な所有関係である。

この点で北原氏の議論は混乱しているといわざるをえない。大株主=個人企業家のイメージから出発した氏の株式会社理解においては、「大株主支配」=大株主による企業資産の所有(ある程度の不完全性を伴うが)と解釈されることになり、企業資産に対する執行者の変化がそのまま所有関係の変化と捉えられることになったのである。北原氏においては、法人格の措定の意義が十分に把握されていないのである。大株主が企業資産の現実の執行者たりうるのは、「会社それ自体」の最高の意志決定機関が株主総会で、しかも一株一票の議決権を認められているからにはかならない。しかし、こうした制度そのものは、法人格の措定や配当による利潤配分とは異なり、結合資本の形成にとって必然的で不可欠のものではない。極言すれば、「会社それ自体」の最高の意志決定機関が株主総会である必然性はないのである。議決権のない優先株が発行され、株主総会の無機能化・形骸化が進んでも、そのことによって株式会社の経済的本質には何ら変るところのない所以である。たとえ大株主が現実の執行者の地位についたとしても、彼は企業資産を私的に所有し処分することはできないし、株式所有者としては平等の配当を受けとるだけであって、何ら特別な取得権を得ることはないのである。この企業資産の「支配」によって、彼が何らかの特殊な利益を獲得したとしても、それは株式会社制度の未成熟のためか、あるいは、他の経済的諸関係(たとえば、独占)によるものであって、株式会社の所有関係や「支配」関係の本質の相違がもたらすものではないのである。

以上のことから明らかなように、株式会社における株主は、本来の貨幣資本家の所有の主体なのであって、彼の所有の実現は利潤配当の取得である。彼の所有は、株式会社に資本を投

下することによって、「一定の貨幣額に対する处分権」から「配当の取得権」へと転化するのである。そこで問題となるのは、「株式会社の資本は二重の存在を与えられている。それは一方では生産過程で機能する現実資本であり、他方では株式証券に均等配分されて、証券市場で転々売買される擬制資本である¹¹⁾」という、通説的に言われる「資本の二重化」という理解の当否である。株式の原始取得者である株主が投下した貨幣は「会社それ自体」によって現実資本に転化されているのであって、資本が株主と「会社それ自体」の手中に二重に存在するわけではない。株式会社の資本とは、現実に機能している現実資本以外にはありえない。

擬制資本が形成されるのは、株主と株式会社の連関においてではない。株式会社の外部に存在する貨幣所有者相互の連関においてである。利子生み資本範疇が確立しているところでは、一定の貨幣額はすべて自ら利子を生む能力をもつ利子生み資本とみなされ、さらに、定期的収入の背後には、それをもたらす利子生み資本が存在するものとみなされるのである。擬制資本とは、このような「反復される収入の背後に存在すると想像される資本であり、利子生み資本に擬制された資本」にほかならないのである。株式において擬制資本が形成されるのは、株式会社の資本としてではなく、また株式会社の資本だからではなく、株式が反復的に収入=配当をもたらすが故に、株式が利子生み資本に擬制されるのである。株式会社の資本が二重化しているのではなく、株式に与えられた利潤配当の取得権によって、株式それ自身が利子を生むものとみなされ、そこに擬制資本が形成されるのである。株式を現実資本に対する所有権であるとする観念、ないしは株式を「株式資本」という曖昧な概念で把握することが、株式会社における「資本の二重化」という幻想を生みだすのである。株式会社における所有関係を正確に把握し、擬制資本の成立根拠を正確に理解するならば、「資本の二重化」という幻想もたちまちにして消え去るのである。

注

- 1) 北原勇, 前掲書, 74ページ。
- 2) K. I., S. 610.
- 3) K. I., S. 611.
- 4) K. I., S. 610.
- 5) K. I., S. 612.
- 6) K. I., S. 613.
- 7) 商品生産の所有法則と資本制的領有(取得)法則については, 重田澄男『マルクス経済学方法論』有斐閣, 昭和50年, 第6章, および, 山田銳夫『経済学批判の近代像』有斐閣, 昭和60年, 第4章を参照されたい。
- 8) K. III, S. 394.
- 9) 資本の所有と人格の関係については, 有井行夫氏の次の論文がすぐれた分析を行っており, 私もこの論文から多くの示唆を得ている。
有井行夫「現代資本家論とマルクスの人格・所有理論」(上), (下)『金融経済』187号, 188号, 昭和56年4月, 6月。
- 10) 北原勇, 前掲書, 91ページ。
- 11) 森果『株式会社制度』北海道大学図書刊行会, 昭和60年, 141ページ。
- 12) 寺田稔「擬制資本について」『立教経済学研究』第25巻第3号, 昭和46年11月。
この論文は, 株式会社と擬制資本の関連についてすぐれた分析を行っているので参考されたい。

まとめにかえて

株式会社については, まだ論じなければならない問題もいくつか残っているが, とりあえず以上の検討のまとめにかえて, 次の点を強調しておきたい。

株式会社の経済学的分析にとって, 資本制的生産関係そのものである資本家の所有と, ブルジョア的(市民的)所有権とを厳密に区別しておくことがまず肝要である。そして, 資本家の所有の諸契機をそれぞれに担うものとして, 株式会社を構成する諸人格(株主, 法人格, 経営者)を把握しなければならない。株式会社では, 資本家の所有が貨幣資本家の所有主体たる株主と機能資本家の所有主体たる「会社それ自体」=法人格とに分立し, その相互依存関係によっ

て資本の蓄積が実現されている。したがって現代資本主義の生産関係総体を把握するためには, 企業の諸行動(価格設定, 投資行動 etc.)だけではなく, 両主体間の(取引)関係, 信用制度や金融市场, の分析も不可欠のものである。また, 「会社それ自体」は機能資本家の所有主体であるから, 利潤の自己蓄積(内部金融)を行うのは当然であって, これを株式会社の自己否定と考えるのは, 株主を産業資本家と把握する誤りや, 株式会社を資本・支配集中手段とみなす機能論的な一面的の把握に基づくものである。

株式所有の分散や内部金融を, 金融資本概念の現実的妥当性を否定する根拠とする見解があるが, これも金融資本概念の理解の不正確さや, 現実的関係の軽視からくるものである。北原氏も「資産の安全な維持・増殖のために投資先を分散させるのが資産家や金融諸機関の重要な一性向である」(189ページ, 傍点は引用者)ことを指摘されている。この「金融機関の性向」といわれるものは, 金融機関が貨幣資本を貨幣資本として集積する貨幣資本家の所有主体であるというその本質から生ずるものである。金融機関の利潤取得の基本形態(利子)も, この経済関係によって規定されているのであって, 金融機関が株式所有に基づいて企業資産そのものを支配しようとする合理的根拠は, その本質上全く存在しない。だから, 金融資本概念の妥当性の当否を株式所有の多寡に求めること自体根拠がないのである。株式会社が現実に充用している資本は, なにも株式で調達されたものばかりではない。自己資本比率が高いと言われるアメリカでさえ, 株式で調達された資本金に剩余金(内部蓄積)を含めた自己資本は, 大企業を平均すれば50%程度(日本は20%弱)であり, それ以外は企業間信用を含めた信用制度を媒介にして調達されたものである。

資本の所有の契機を担う金融機関と機能の契機を担う「会社それ自体」(企業)とは本来的に相互依存関係(取引は競争に媒介される)にあるのである。金融資本は, 金融機関と企業がそれぞれの分野で独占を形成し, さらに相互の取引

関係における競争を排除して融合・癒着し、社会的に生産される利潤を独占的に取得している存在として、現実性を確認しうるのである。金融機関も企業も法人として、その経済的規定性や相互関係の質を捨象して一括し、その結合関係を単なる企業集団としてしまう法人資本主義

という現代資本主義把握は、株式の所有関係にのみ注目し、独占の位置づけすら欠落させていいる点において、金融資本や金融寡頭制の概念に取って代り得るようなものではないのである。

(ささき しゅうた、所員・名古屋支部)

●読者のひろば（1）

川口論文に触発される

石川 雅博(京都市)

45号、川口清史氏の「生活様式の転換と主体形成」を興味深く読みました。60年代から70年代の初めにかけての経済構造の変化によって、70年代には資本主義的な「精神的風格」が確立したがこれは個人主義的な生活様式あるいは個人主義的な意識・規範としてあらわれる。個人主義だけでは社会は成り立たないのであって、個人を社会的に統合する論理が必要だが、川口氏は『グルンドリッセ』の依存関係の3段階の発展史を手がかりに「社会化された個人」の形成の理論的な見通しを得て、今日の生活や社会運動の中に社会化されつつある個人や新しい社会組織の形態を探究しようとしておられます。

私はこの秋に家族論をテーマに修了論文をなんとか書きあげましたが、川口氏の議論にはずい分刺激されるところがありました。今はまだ社会化されていない個人主義で、物的諸関係を通してのみ個人が統合されているために、物的関係で抱摂しきれない分野では様々な否定的現象があらわれるのであって、家族の解体もこのような事例として把握されています。つまり古い家父長制の規範が解体したが、家族関係は物的関係では置き換えることができないので、しかも自立した個人を統合するような家族関係が形成されていないところから家族の解体として現象するといわれるのです。

基礎研の『家族の経済学』では家族を「共同

体」として前提することによって、この「共同体」の共同性の障害となる物的諸条件(労働時間、サービス労働等々)に重点をおいて見ていくようですが、これと比べると川口氏の議論はかなり大きな違いがあると思います。川口氏の見地からすると、おそらく家族を共同体として前提するのではなくこの前提自体の変化発展に重点をおいて問題をとらえようとしておられるようです。最近の特に青年層の労働や生活に対する考え方の急激な変化を見ていると一層、川口氏の問題の立て方は重要なものだと思えるのですが、どうでしょうか。

参考になった伍賀論文

岩野信夫(船橋市)

最近、読み始めたのですが、すべての論文が、今日の社会を反映したものになっていてとても時宜にかなった、好論文ばかりだと思います。

今回の特集である労働時間の問題は、人間の全面発達という問題を考えるうえで、とても重要なになっています。もっとほりさげて取りあげてほしいと思います。

とくに、伍賀一道論文「同盟・総評の労働時間短縮闘争をめぐって」は、今日の情勢からして、とても参考になりました。これからも期待しています。

今後とりあげてほしいものは、「貧困化論」でそれも、もっと現状をふまえて論じてほしい。

(団体職員)

工場法と片山潜（下）

—1907年～1914年—

坂 本 悠 一

はじめに

- I 1898年工場法案と労働運動(1896～99年)
- II 社会主義運動と1902年工場法案(1900～03年)
〔以上前号〕

III 工場法の制定と片山潜(1907～11年)

- (1) 社会主義運動の分裂と片山の活動
- (2) 片山の工場法論と1909年法案
- (3) 工場法運動へのとりくみと1910年法案
- (4) 1911年工場法の成立と片山の挫折

むすび

III 工場法の制定と片山潜(1907～11年)

(1) 社会主義運動の分裂と片山の活動

1906年1月、片山は約2年ぶりに帰国するが、その直後の2月には日本社会党が結成され、彼もその評議員に選出された。これはアメリカでの事業経営にかかわる一時的な帰国であったらしく、この年7月にはまた渡米している。1907年2月、彼が三度日本の土を踏む2日前に、日本社会党の第2回大会が開催されたが、その意に反して、幸徳秋水らの唱える「直接行動」路線に傾斜した方針が採択され、結社を禁止されてしまう。こうした運動の新局面のなかで、片山はどのような抱負と方針をもって日本での活動に復帰しようとしたのであろうか。

当面の彼の関心は労働者の状態とその運動に集中されていたといってよい。彼は一時帰国中にも、日本の労働者の「可憐なる境遇」も、労働者階級の勢力増大と政治的進出という世界的趨勢に照らせば、けっして望みのないものでは

ないと励まし、工場法・労働組合法・保険法・選挙権を獲得すべきことを訴えていたが¹⁾、帰国直後の1907年3月には、労働者にむかって「まず組合を組織して……其利益を保護し」、「先ず普通選挙権を得て堂々議会に於て其権利を主張すべし」と呼びかけ、政府にたいしては、工場法・労働組合法による「労働者の健全なる発達」が、工業の「組織的発達」を促し、労資の「大衝突」を防ぐものであると説いた。²⁾

こうした片山のいわゆる「議会政策」路線は、第2インタナショナルの大会に参加し、ヨーロッパ各国の運動にじかに接するなかで、社会主義運動における国際的規範として受容され、確信となるに至ったものである。彼はこの「万国社会党正統派」ともいるべき立場から、1907年10月、『萬国社会党』を公刊し、社会主義運動の国際的方針が「秩序ある議会政策」にあることを主張しているが、「最良の労働法を各国の代議士歩調を揃えてその議会に提出し、之が通過に尽力」することがインタナショナルの重要な機能であると解説している。³⁾ すなわち、この「議会政策」論は、普通選挙による社会主義政党の議会進出を専ら権力掌握への近道と把えていた従来の理解のたんなる延長ではない。ここでは、議会を通じての改良のための闘争の独自の意義が新たに確認されており、この点は、個別資本における労働条件の規制をめざす労働組合の必要性の強調とともに、彼の労働運動論の新境地を示すものである。

では、片山と運動を二分する「直接行動」派は、労働立法にたいしてどういう方針を持っていたのであろうか。その論客幸徳は、1907年2

⁵⁾ 月の論説で、「労働保険、工場取締、………其他の労働保護」にかんする運動は、普通選挙運動と同じく、「特に社会主義者たるが故に是非とも為さねばならぬことではない」と主張した。「賃金制度の廃止」という「経済組織の根本的革命」の前には、これらの改良の意義は消え失せ、それは「社会改良論者」、「国家社会党」の仕事として嘲笑の対象にすらされてしまっている。

さらに、具体的な運動のレベルにおいても、改良はことごとく否定し去られ、⁶⁾拒否されていく。例えば1907年7月の一論説は、保護立法を「労働階級の覚醒を妨げ永久に其掠奪を増大せんとするもの」と攻撃し、「区々たる改善、些々たる保護何物ぞ」と高を括る態度をとっている。また、同年12月の社会政策学会における工場法論議にたいしても、「お茶濁しの工場法などは少しも望み居らず候、労働者の眞の味方は社会主义より外には御座なく候」と揶揄し、改良と革命を対立させて改良策を拒む姿勢を示している。⁷⁾彼らは、1908年6月の「赤旗事件」以降、組織的な運動を展開できなくなるが、工場法を要求する活動を方針としえなかつたことは、既にこれらの主張からも明らかであろう。

さて、片山は新しい方針からの労働運動の再構築をはかろうとするが、そのためにまず着手されたのが1907年4月の「労働奨励会」の結成であった。その活動は、演芸会を含む親睦的な会合を主体にしたものであったが、およそ労働団体といえるものが皆無という状態のなかで、労働者の組織化に工夫した彼の姿勢を窺うことができる。また、この夏には高齢人力車夫の営業停止に反対する活動にもとりくんでいる。

他方、社会主义運動においても、1907年6月、『(日刊)平民新聞』に代わる新しい「社会主义中央機関」として『(週刊)社会新聞』を創刊、また同月には「日本社会平民党」⁸⁾を結成(2日後に禁止)、さらに12月には「平民協会」⁹⁾を結成(3日後に禁止)するなど、合法的組織の再建を試みた。続いて、1907年8月には西川光次郎、田添鉄二らと「社会主义同志会」を結成して、

「直接行動」派とは組織的にも分離し、『社会新聞』は事実上その機關紙となった。

ではこの時期、片山らの運動は労働者の組織化という点で、何程かの成果をあげえたであろうか。1907年という年は、足尾銅山の暴動をはじめとする一連の争議が高揚した年であった。「直接行動」派はこれらの暴動を「革命の兆候」と認識したが、片山はその原因を治安警察法による労働運動の禁圧政策に求め、組織的な労働運動の条件としての團結権・罷業権の確立を要求した。¹⁰⁾しかし、これらの争議はいずれも弾圧によって敗北し、後にはひとつの労働組合も残らなかった。翌1908年の年頭、片山は、「予は労働運動の失敗者なり」と、労働者にむかって陳謝しなければならなかった。¹¹⁾

こうして、彼は新たな決意のもとで目を地方にむけ、年頭早々から遊説活動を展開する。ところが、2月には西川らによって社会主义同志会を除名され、さらに3月には残された数少ない同志の一人田添が死去し、弱体化した陣容で『社会新聞』の発行(5月から月刊化)を続けなければならなくなる。こうした窮地にあっても落胆せず、3月には永岡鶴藏とともに「鉱夫組合」を結成し、¹²⁾5月には再び全国遊説に出発するなど、粘り強く活動を続けた。

とくに、5月2日の浦賀における演説会は、全国遊説再開の契機となったというだけでなく、インターナショナルの方針に則って労働者を組織するという片山の活動がその本領を発揮した事例として特筆されるべきものである。

これは前日、つまりメーデー当日の朝、「今夜浦賀港に演説会を開かん」との片山の突然の提案に端を発したものであるが、当日中には会場を確保することができず、翌日の夜、600名の聴衆を集めて、片山、藤田貞二、鈴木権夫が演説した。¹³⁾この演説会は、この時期に神奈川県下で開かれた社会主义者の演説会としては、その規模において最大であったというばかりではなく、二つの点で重要な意味をもっていた。

まず、これが国際メーデーに連帯する意図をもって開催されたということであり、さらには、

造船業大経営に働く労働者にたいする働きかけとして、しかも彼らの内部に協力者を得て組織されたということである。第1点については、片山らの意図が実際にどれほど浸透したのかは疑問であるが¹⁶⁾、第2点については、浦賀は「曾て屢々労働運動に来て職工間に沢山の友人がいる」からこそこの日の会場に選ばれたのであって、浦賀船渠における労働運動の一定の力量の形成が¹⁸⁾、片山らの影響と無関係であったとは考えられない²⁰⁾のである。

こうして、片山は、永岡らをつうじての鉱山労働者の他に、重工業労働者にも一定の影響力を保持していたことが推定できるのであるが、さらに、商業労働者の問題にも関心を寄せていたことが判かる。

1908年5月の論説「商店労働法」²¹⁾は、「商店労働者に対して制限の必要なきは工場労働者に対するよりも甚だしきものあり」との観点から、とくに労働時間の制限について述べ、「食事には一時間の休暇」、「日曜日の休暇」に加えて、「毎週半日の休暇」を提案したものである。オーストラリアおよびニュージーランドの労働法を参照したと思われるこの提案の斬新性もさることながら、「人類の生存発達進歩に向って必要な事を執る人は悉く皆労働者なり」として、商業労働者をも保護立法の対象と考えた労働問題把握は、当時にあっては出色的のものといよいであろう。

以上、この時期の片山の活動は、労働運動の失地回復をめざして、労働者を組織することに最大の重点をおいたものであった。

(2) 片山の工場法論と1909年法案

1908年11月、運動の分裂と孤立化のなかで²²⁾、片山は今後の活動の目標を明らかにしたが、「社会主義者が日本の労働者の為に要求する」、「最も急務にして手近なる者」として、「普通選挙」、「工場法、小作法、及労働組合法」、労働者の傷害・疾病保険、養老年金、失業者救済の5ヵ条を掲げている。これらの目標のうち、最も実現の可能性が高かったのは、いうまでも

なく工場法であり、翌年に入ると彼は工場法の具体的な内容について発言するようになる。²³⁾

1909年2月の論説は、帝国議会の立法のうち「労働者の利益を保護する為に設けられたる者一もあるなし」として、工場法の必要性を述べ、「我邦の識者は労働者の保護の必要を感じざるか」と詰問している。同時に「労働者は自覚せざるか何故に彼等は自覚せざるか」との慨嘆をも洩らしており、この不満は工場法の制定に至るまでついに解消されなかつたのである。つづいて4月の評論は、労働者にたいするなんらの保護法ももたない日本の「不健康なる片跛的産業」は「恐るべき墜落に遭遇して大破損を蒙る」恐れがある、と警告している。

法案の発表を間近にした1909年10月の論説「工場法」²⁵⁾は、工場法反対論に反駁し、その「制定は刻下の急務なり」と主張している。まず、「工場法は主として労働者の保護にあり」とその本来の趣旨を確認し、つぎに、「産業の発展は………其根本を詮すれば労働者にあらざるはなし」として、工場法が「我産業発展の上に急務」であることを説き、さらに、「日本人種の保全を欲し大和民族の発展を期望する者にして工場法に反対し得るや」と結んでいる。

これらの発言を見ると、工場法を必要とする論拠として、工場衛生面での「労働者の危険」の救済や「産業の兵士の瘦せ馬の如き怠慢」の矯正などが強調されているにもかかわらず、往年の片山の主張である労働者の発達という論点は見い出せず、その点で精彩を欠いていることは否めない。しかし、これは、「工場法と社会主義とを結びつけることはかえって敵の術中に陥る」²⁶⁾と判断した彼の戦術的配慮によるものと解すべきである。彼にとっては労働者がその発達保障の手段を自らの運動によって勝ち取ることの必要は百も承知であったが、労働運動の現状では、それは不可能なことと判断し²⁷⁾、「現実の状況の中で最善の工場法を生み出す」²⁸⁾ことを当面の目標として、とくに政府の工場法制定準備にたいする資本家側の妨害を排除することに主張の重点をしぼったのである。

さて、日露戦争後1907年頃から話題にのぼっていた工場法案であるが、1909年7月、農商務省商工局から工務局が分離独立し、政府当局はいよいよその策定に本腰を入れ始める²⁹⁾同年11月24日、1898年から数えて三つめの法案が発表され、商業会議所その他に諮問された。その眼目として、女子および16歳未満の少年に対する12時間労働日と深夜業禁止が規定されていることは、1902年法案と同じであるが、次の点で変化があった。

① 就業最低年齢が11歳から12歳(施行時は10歳)に引き上げられたこと。

② 業種によっては14時間労働日を認め、交替制の夜業については就労年齢を引き下げるなど、就労制限をいっそう緩和したこと。

③ 適用対象工場や労働災害にたいする扶助内容など、重要な規定を命令に委ねたこと。

片山は公表された諮問案にたいし、7年ぶりに筆を執って、「労働者の為に工場法案を難ず」との論説を『社会新聞』に掲載した。今回の法案が「吾人の理想」とはほど遠い「精神なき仏、骨抜き鰐」であると断ったうえで、具体的な規定の内容について、11項目にわたって批評を加えている。このうち、彼が特に重視したのは、労働日と行政官庁の命令(勅令)にかかる規定であった。まず、労働日について、今回の法案は「幼者及女子に十二三四時を強ひ……弱者の虐待を法律を以て是認する」にとどまらず、「日本全国共通の労働時間」となっている10時間労働日という「習慣を打破する」ものであり、「断じて許すべからず」と、その内容を厳しく批判している。つぎに、法案が具体的規定を多く命令に委ねたことについては、世論の大半の評価に反して、「寧ろ喜ぶ者なり」と「賛成の意を表」している。なぜなら、これら行政官庁の命令は、「外部の圧迫、社会の監督、労働者の自覚如何によって之が緩厳取扱は決定すべし」ものであり、したがって、「他日労働者が奮起して其権利を要求する上に少なからざる便宜を与ふる」可能性を持っているからであるという。そればかりか、現状の「自覚せ

ざる、団結の必要を念せざる、奴隸的境遇を甘んずる我が労働者に取りては」、この命令が「一種の興奮剤料」にすらなりうるというのである。最後に、労働者にたいし工場法によって「産業に対して卿等は始めて之が権利を認許せらるる者なり」と説き、「卿等は奮興一番工場法の真相之が卿等に及ぼす影響如何に就いて宜しく研究すべし」と呼びかけている。

この論説では、法案の具体的な内容が問題にされているにもかかわらず、積極的な修正運動を提起することなく、たんなる「研究」の勧告に終っている³¹⁾。これには、前述したような情勢にたいする悲観的判断とともに、当時片山自身がおかれていた境遇をも考慮に入れなければならない。

彼は1909年をふりかえって、「蓋し社会主义の運動史上本年程沈睡せる年はない」³²⁾といふが、これは片山個人にとっても同様であった。前年12月よりこの年1月にかけて、東京の電車運賃値上反対運動に取り組むが、2月には過労のため静養を余儀なくされ、この間に彼の配下にあった鈴木・藤田が帰郷てしまい、片山は孤立無援の窮状に陥った。³³⁾彼が東洋経済新報社に入社するのはこの頃のことと推定され、³⁴⁾これ以後しばらくの間、彼は「積極的に主義の運動を為す余裕を持たなかった」³⁵⁾のであり、『社会新聞』を月1回発行するのがやっとという状態に追い込まれていたのである。

当面、彼にできることといえば、言論活動しかなかったのであるが、それは『社会新聞』だけではなく、れっきとしたブルジョア雑誌『東洋経済新報』においても追求されたのである。ところで、この時期の同誌の編集責任者は、片山の旧友植松孝昭であり、そのもとで「急進的自由主義」と評価されるようなユニークな言論活動が展開されていた。片山は、主に同誌「社会」欄と姉妹誌『東洋時論』に執筆するが、その論調にも少なからぬ影響を及ぼしたのである。³⁶⁾以下、この点を、工場法に限定して確認しておくことにしよう。

同誌は1909年11月の諮問案にたいして、2回

³⁷⁾にわたって社説を掲げて論評した。その主張は、工場法が「権利の思想を涵養する」という「精神上の効果」に期待し、また8時間労働日と労働局の新設を提唱するなどきわめて革新的なものであるが、注目すべきは、第2の社説で、「同法の適用は之を命令の所定に譲り、実際に於ては如何様にも斟酌を加え得るの余地を存するこそ幸いなれ」と、行政命令の大きな権限について、むしろこれを歓迎する態度を示していることである。その理由は、「現状翻訳」的な法案の規定に満足せず、その「将来の発達」に期待するからであり、この点、労働者の力量の将来的な可能性に期待する片山の『社会新聞』における論説とまったく一致している。当時のジャーナリズムが、口を揃えて行政命令の権限の大きなことを批難したことを考えれば、この社説に同誌の編集部の一員としての彼の主張が反映していないとは考えられないである。

ところで、片山の言論活動は、従来から日本国内むけに限定されたものではなかった。社会主義の機関紙誌に英文欄を設けて対外的な通信を計るという伝統は『社会新聞』にも継承されていたが³⁸⁾、彼の場合には海外の社会主义紙誌に直接投稿することも少なくなかったのである。

1910年3月、ドイツ社会民主党誌に掲載された片山の論説は、工場法案に一節をさいてこれを論評している。彼は、1909年11月諮詢案の諸規定を「ささいな改善」とし、さらにこれが「骨抜きにされている」ので、「労働者はあまり利益をうけないだろう」と予測しており、行政命令については、「組織されておらず、政治的に無権利な労働者としては、たいした改善にはならない」と『社会新聞』の論説とは異なる判断を示している。しかし、比較的率直にその所見を吐露することができたと思われるこの寄稿においても、工場法の制定が運動上の重要で緊急な課題としては位置づけられていない。

以上、少なくとも1909年諮詢案の段階までは、片山は工場法制定に強い関心と意欲を示しているが、それを積極的に運動化しようとはしていなかったのである。

(3) 工場法運動へのとりくみと1910年法案

1909年11月の諮詢案にたいして各種団体の答申を受けた政府は、翌1910年1月28日、第26議会に法案を提出、ここに工場法は初めて議場での討議に委ねられることになった。ところが、この法案は交替制による夜業を10年後には全面禁止するという規定を新たに盛り込んでいたため、紡績資本の意を受けた政友会の圧力により、2月26日、撤回されてしまう。

片山はさきの海外寄稿においても、法案通過の可能性に疑問を呈していたが、不幸にしてこの危惧が的中した時⁴²⁾、彼の工場法案にたいする姿勢はひとつの転機を迎えることになった。法案撤回直後の1910年4月、『社会新聞』は、「工場法案の撤回に就て労働者の決心を促す」との片山の論説を掲げて、はじめて具体的な運動を提起した。

彼は今回の事態を、「雇主は反対運動に功を奏した」のにたいし「我労働者は度外視された」と受けとめ、その原因を「馬耳東風の如く其通否に関して更に問はず」、「一人の通過を望む者なきが如し」との労働者の態度に求めている。そして、「今日の儘にては制定の見込みなし」、「当分工場法はお流れとなるべし」と断言、「労働者が自ら立って要求するにあらずば何時迄も工場法は出来ざるべし」と、その「一大決覚悟」を促した。そして、「工場法期成同盟会」を組織して「一方には工場法の研究を為し一方には工場法制定の請願を為す準備を為す」ことを提案している。

つづいて、次号の『社会新聞』も、「工場法案と労働者」と題する片山の論説で「工場法期成会の主旨」を述べ、「我々労働者が奮起して之が制定を政府及び議会に迫らんとする」運動は、「社会主義の運動」と違って、「実に天下晴れての運動」であり、「国家百年の大計」と「陛下の御意見」にも沿った「忠君愛国民」に他ならない、とその正当性と合法性を力説している⁴⁵⁾。

さて、こうした方針にもとづく片山の具体的な運動については後述することとし、その後の

法案の動向とこれにたいする彼の評論活動を、さきにみておくことにしよう。

1910年10月18日、政府当局の法案練り直しを経て新たな諮問案が発表された。それは保護水準を一段と後退させたものであったが、重要な変化は次の二点である。

① 命令に委ねられていた規定を法文中に盛り込んだこと。とくに、適用対象を労働者10人以上の工場と明記したこと。

② 交替制による深夜業について経過措置を緩和し、施行5年後から段階的に制限して15年間で全廃すると規定したこと。

片山は、この時期にも『社会新聞』と『東洋経済新報』を通じての言論活動を続けるが、前者は1910年7月以降工場法案にかんする論説を掲載していない⁴⁶⁾。しかし、『東洋経済新報』に彼が書いた論説・評論には、工場法案とこれに密接に関連したテーマを扱ったものが多く見い出される。

とくに、政府の修正諮問案が公表された直後の同誌は、片山の署名(実名)入りの論説「工場法案を評す」を掲載している。彼は10年以上にわたる工場法策定史をふりかえって、「関係工業者の便宜、利益を害せざらんことを是れ努め其歎心を傷わんことを是れ恐れ、只管工業者の主張を迎合して戦々競々として立案したるの跡歴然たり」と政府当局の姿勢を告発する。ことに労働日について、労働者の既得権としての10時間を12時間に改悪するもので「工場法としては以ての外の規定」であると激しく攻撃、このような「残酷非倫の法案」の起草者は「日本のライカルガス」というべきであるとして、その保護規定の後退を厳しく批判している⁴⁸⁾⁴⁹⁾。

なお、同誌は同じ号の社説でこの諮問案を論評しているが、これは片山の論説とその論旨において一致するばかりではなく、「抵抗力の大なる大工場に対しては只管其鼻息を窺い、其歎心を傷けざるに汲々たり」、「現在の壯年工の十時間労働の習慣に対してさえ、事実に於て更に二時間の延長を公認」するものなどと、彼の主張がそのまま盛り込まれており、あるいは彼

が執筆したのではないかと思われる⁵⁰⁾のである。

また、片山はこの前後、同誌の「社会」欄に掲載されたいくつかの評論において工場法に関する解説⁵¹⁾、その制定の必要を主張している。例えば、1910年11月の「休息の神聖」⁵²⁾では「一日二十四時中八時間の労働、八時間の食事及運動と八時間の睡眠とに分配するを理想の生活状態となす而して尚ほ一週一日の休息は必要である」というヨーロッパの動向を紹介して、「日本全体が一週一日の休暇を取らん」ことを提唱している。

こうした『東洋経済新報』を通じての言論活動は、社会主義刊行物が厳しい弾圧下にあったなかで、労働者の立場からの主張を表明する貴重な媒体の役割を果したのである。

ところで、この時期ジャーナリズムにおいて工場法の制定の論陣を張った社会主義者としては、安部磯雄を挙げることができる。彼もまた、1909年と10年の各諮問案にたいして論評を加えているが、労働条件保護の不十分さを批判する点では片山以上に詳細かつ具体的である。しかし、1909年諮問案については、「資本家も労働者も多少の不満足を忍びてこれを通過せしむること得策なるべし」と勧告し、1910年諮問案については、「労働者保護の精神は全く減退」した「骨抜工場法案」と酷評しながらも、「速に工場法案の通過せんことを望む」態度を表明するなど⁵³⁾、その主張は片山に較べて明らかに第三者的・評論家的である。1902年法案についての討論会に片山・幸徳とともに参加し、工場法不要論にたいして「労働者を侮蔑するもの」と公然と反駁した往年の霸氣はみられない。

では、実践家片山はこうした言論活動以外に、工場法制定運動として、どのような活動を展開したのであろうか。

片山が提唱した「工場法期成会」なる組織は実際には結成されなかったようであるが、彼は1910年4月、新たに「労働俱楽部」を設立した。これは、労働者の「茶話会」とともに、「労働者教育の目的を以て殊に工場法期成運動の為めに演説会を開く」ことをねらいとしたもので、かつての「労働奨励会」と同種の親睦・啓蒙組

織であった。この労働俱楽部は、4月中に2回の演説会を開いたのち、5月以降翌年3月までの間に11回の「茶話会」を開催している。5月には工場法に関する「談話」⁵⁷⁾があり、10月にも工場法がテーマとされたようであるが、参加者はきわめて少數であった。

労働者を含めた大衆的な集会は、むしろ演説会の形で催され、片山とその同調者が参加する演説会は、この年6月以降翌年4月までの間に60回以上の開催を確認することができる。これらのうち、演説の内容がある程度判明するのは20回であるが、片山は1910年10月31日に「工場法案ト労働者」と題して演説、また11月27日には、「不景気ノ原因ト国民ノ苦痛」との演題で演説中、「工場法案ハ是迄十時間ノ労働ナリシヲ十二時間ト為スモノナリ今ノ政府ハ資本家ノ為ノミ計リ労働者ヲ顧ミス」と述べて、中止命令を受けている。⁵⁹⁾すでにこの時には、法案にたいする批判の自由すらなかったのである。

こうして、片山の提唱した工場法要求運動も、事実上これらの茶話会や演説会における「教育宣伝啓蒙活動」⁶¹⁾の域を出ることはできなかった。しかし、日本最初の工場法が制定されようとした1910年という重要な時期において、片山はたんに工場法の必要性を一般的に主張しただけではなく、資本家によるその空洞化の策動に反対して、労働者に有利な内容の立法を実現すべく運動を組織しようと努力したのである。確かに、大衆運動を展開することには成功しなかったし、その主張も法案の内容にほとんど影響を及ぼさなかつたといってよい。にもかかわらず、労働組合がほとんどまったく存在しないだけではなく、社会主義者の大多数が改良のための運動を放棄し、あるいは弾圧のなかで窒息状態に陥っていたなかでの、彼の孤軍奮闘は、客観的には日本の全労働者の利益を担っていたものとして記録に留められるべきであろう。

(4) 1911年工場法の成立と片山の挫折

1910年10月の諮問案は、商業会議所などだけではなく農商務省の諮問機関である生産調査会

の審議にも付す、という慎重な手続きがとられた。そして、生産調査会は、紡績資本の意を受けて、交替制による深夜業を無条件に15年間認めるという重大な修正をほどこし⁶²⁾、これはそのまま法案となって、翌1911年2月1日、第27議会に提出された。衆議院では、①適用対象工場を労働者10人以上から15人以上とする、②製糸業を念頭において、年間4ヵ月は1日1時間の延長を認め15時間労働日を可能とする、などの修正の末、3月2日に通過、同月20日には貴族院を通過、同27日に公布された。こうして、日本最初の工場法は、満身創痍の形でようやく成立した。

片山が酷評した諮問案から、さらに一步も二歩も後退したこの法律にたいする論評を、彼は国内では発表していないが、この年9月のドイツ社会民主党誌に寄稿された論説は、工場法の内容についてかなり詳細な批判を加えている。⁶⁴⁾この法律の存在が、「日本が労働者の状態を改善しようと努めているかのような装いを与えていた」とみた彼は、海外にむかってその内実を暴露する必要を感じたものと思われる。

そこでは、労働日の問題が特に重視されており、「成年男子労働者の労働時間はまったく制限されていない」こと、「少年と婦人にたいしてすら12時間という労働時間が規定されている」こと、さらに、14時間労働の特例や深夜の時間帯の短いことなどを挙げて、「労働者の利益よりもむしろ企業家の利益を守ることに法律の目的がある」と断定している。また、少年・婦人の月2日の休日と労働災害にたいする扶助は、「労働者の利益にとって最も重要な条項」であること、さらに、適用範囲が15人以上の工場へと狭められただけでなく、勅令によって除外できるという「官庁の裁量による関与」が認められていることなどを指摘している。統いて後半では、結核統計や賃金統計を用いて労働者の状態を紹介し、「日本のプロレタリアートは世界で最も搾取されているプロレタリアートに属する」と結論している。

ここでも、「多くの経営において通常の労働

時間が10時間から12時間に延長される」危険を指摘して、男子労働者の労働日を重視する姿勢を示しているが、前述の1909年諮問案にたいする同誌上の論評でも否定的に評価していた「官庁の裁量による関与」について、「この法律が資本の利益にとって不都合となる」歯止めの役割を果すものとして、いっそう強く批判されていることが注目される。⁶⁵⁾

以上、法律の規定をその内容に則して冷静に判断する限り、この工場法が労働者の状態の改善という点で果す効果はほとんど期待できないものと考えられている。では、彼はこの工場法にまったく何の意義も認めていなかったのであろうか。

1911年8月、『社会新聞』終刊号において、⁶⁶⁾片山は労働運動を回顧し、「衰滅して今はないと云うてもよい」とその失敗を自認しながらも、「工場法の制定は確かに労働者の勢力が認められたのである」と、その「非常なる進歩」を指摘している。なぜなら、「労働者は労働者としての権利を法律で認められた」のであり⁶⁷⁾、「今迄の如く雇主は雇人の上に絶対権利を持つことは出来ない」からであるという。たしかに、これは立法の形式の限りにおいてのことにすぎないが、この権利の承認は、彼の求めてやまなかつた「労働者の自覚」につうじるものと把えられており、その保護内容を問わず存在そのもののもたらす効果に意義を見い出しているのである。

さらにここでは、片山が工場法にもうひとつ別の新しい意義を見い出そうとしていることに注意しておきたい。すなわち、労働者の保護の「初步」としての工場法は、「当然の結果」として、他の保護すなわち疾病・負傷・養老などの保険を必要とする。こうして工場法は「社会政策」の第一歩であり、その新たな展開に道を拓くものという位置づけが与えられるのである。しかも、この「社会政策」は、ラッサール以来の「社会主義のプログラム」⁶⁸⁾であり、さらに、労働運動に参画して以来の自分の一貫した主張であるとされている。しかし、つい3年足らず

前には「社会政策」を労働問題といふ難病にたいする「微温湯的巧言」、「一時の気休め」として、「外科的社会改良」を主張していたのであるから、この見解は明らかに彼の態度の変化を示すものといわなければならない。⁶⁹⁾

こうした変化の原因としては、まず、なによりも日本における労働運動にたいする絶望的認識が根底にあった。他方、目を海外に転ずるならば、社会政策を「世界の大勢」と判断するに足る現実があり、こうした内外の情勢認識のうえにその議会主義的運動論もあいまって、社会政策にたいする甘い期待が顔をのぞかせるに至ったものといえよう。彼はそれほど苦境に追い込まれていたのである。⁷⁰⁾

事実、工場法の制定された1911年という年は、片山にとって1907年以来続けてきた運動の最大の後退期であった。前年5月、いわゆる「大逆事件」の搜査が開始されると、彼は、これを社会主義から逸脱した無政府主義者の無謀な行動とし、自らの運動とは無関係であることを強調したが、弾圧の鋒先は容赦なく彼にもむけられた。『社会新聞』や著書にたいする発禁処分があいつぎ、1911年8月には、彼が4年以上にわたって守り続けてきた同紙はついに廃刊に追い込まれてしまった。⁷¹⁾

これ以後、片山は東洋経済新報社での仕事を生活の糧としながら、なお可能な運動を追求し続けた。1911年10月には、「社会党」の結社を届出(2日後に禁止)、また年末にかけては電車市有化にともなう労働者の要求を支持して演説会活動をおこなった。その結果、年末から正月にかけての市電ストライキを扇動したとして、彼は初めて逮捕・投獄の憂き目にあい、懲役5ヵ月の判決を受けて9月まで服役した。これまで、ひたすら合法的な活動を追求し続けてきた片山にとって、この弾圧は大きな衝撃であった。しかも、出獄後は活動の自由を奪われただけではなく、東洋経済新報社に復職はしたもの給料を減額され、生活の困窮が加重された。

こうして、まったく手も足も出ない状態に追い込まれていた片山は、1913年5月、警視総監

と農商務大臣にたいして「陳情書」を提出、労働者の生活の救済を訴えている。⁷²⁾しかしそれは、もはや「直接労働者ニモ民衆ニモ関係ハアリマセヌ」とことを自認する「社会問題ノ研究者・学者」としての嘆願でしかなかった。それにも、「労働者の友」としての片山の不屈の執念を示すものといえよう。

こうして、日本における片山の組織的活動は、⁷³⁾1912年には事実上休止状態に陥ったのである。

注

- 1) 「労働者の前途」『光』9号、1906年3月。復刻版、明治文献資料刊行会、1960年、69ページ。
- 「労働者の地位」同紙13号、同年5月。前掲『資料日本社会運動思想史』③、337-40ページ。
- 2) 「労働者諸君に告ぐ」『日刊平民新聞』40号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、418-21ページ。
- 3) 前掲『著作集』①、303ページ。
- 4) 1907年8月の片山の論説は、「組合に依って社会主義の運動が其目的を達するに至る」(「労働組合の発達」『社会新聞』11号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、551ページ)と述べている。
- 5) 「余が思想の変化」『日刊平民新聞』16号。以下引用は、前掲『幸徳秋水全集』第6巻、明治文献、1968年、143-5ページより。
- 6) 「更に一步を進めよ」(無署名)『大阪平民新聞』3号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、491-3ページ。前掲『日本労働運動史料』②、470ページ。
- 7) 「社会政策学会に与ふ」『日本平民新聞』18号、1908年2月。前掲『資料日本社会運動思想史(明治期)』第6巻、1968年、229-30ページ。
- 8) その目的として、「憲法ノ範囲内ニ於テ社会主義ヲ主張シ労働者ノ当然享有スペキ権利ノ拡張ヲ圖ル」(党則第1条)ことがうたわれていた(統・現代史資料『社会主義沿革』①、みすず書房、1984年、26ページ)。
- 9) その会則には、「普通選挙ノ実行」とともに「労働者ヲシテ労働組合ヲ組織セシメ以テ其經濟ノ独立ヲ計」ことがうたわれていた(同上、28ページ)。
- 10) 「団結と罷業の自由」『社会新聞』3号、1907年6月。前掲『資料日本社会運動思想史』③、539-41ページ。前掲『日本労働運動史料』②、474ページ。「労働者向上の途」同紙4号、同月。
- 『著作集』②、199-202ページ。
- 11) 「天下の労働者諸君に告白す」『社会新聞』31号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、551-3ページ。
- 12) その組織化のため、永岡による足尾へのオルグが試みられたが、失敗に終った(中富兵衛『永岡鶴藏伝』お茶の水書房、1977年、171-8ページ)。
- 13) 鈴木橋夫「五月一日」『社会新聞』44号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、559-62ページ。S. J. Katayama "Socialist Propaganda" 同号(英文欄)。復刻版、明治文献資料刊行会、1962年、354ページ。
- 14) 堅山利忠『神奈川県労働運動史(戦前編)』神奈川県労政課、1966年、164ページによる。本書では、この日の参加者数について、鈴木の前掲記事の600人という数字を採用しているが、片山の前掲記事には「約500人の労働者が出席」とある。なお、当時の浦賀船渠の労働者数は、片山によれば1,300人、『浦賀船渠六十年史』(1957年、付表)によれば1,000人を割っている。
- 15) 鈴木の前掲記事によれば、「此好記念日を平日の如く過ごすこと甚だ遺憾となし前日来種々と苦心」した末の行動であった。
- 16) この演説会を無料にするため、浦賀船渠の労働者から合計27円余の寄付が集められた(『社会新聞』44号。復刻版、348ページ)。
- 17) 鈴木・片山の前掲記事をみる限り、メーデーの宣伝を意識的に行った事実は見い出せず、この演説会を「公然たる大衆的メーデー集会としては日本最初」(齊藤秀夫「明治後期の労働者運動」『郷土よこはま』11号、1958年12月、17ページ)と断定するに足る確証はない。
- 18) 前掲『わが回想』(下)、231ページ。かつてこの地域では、海軍横須賀造船廠(1903年、海軍工廠に改組)と石川島造船所浦賀分工場(1902年、浦賀船渠に買収)に鉄工組合の支部が存在していた。
- 19) 同社では、1905年2月、07年4月、同9月と争議が発生しており、その後も、1910年7月、11年11月と争議が繰り返されて、第1次大戦期以降の高揚へと継承されていく。同社における労働運動の展開過程については、安田浩「造船業労働運動における職長層の歴史的位置」(『日本史研究』179号、1977年7月)を参照。
- 20) この演説会の協力者佐々木政吉は、7年前に片山の経営する労働新聞社に寄付を届けており、

- (『労働世界』第6年6号、1902年5月、復刻版、231ページ)、かなり以前から接触があったことが判かる。また、「片山派の何らかの組織が同じ頃(1907年)には浦賀ドックにあり」(齊藤前掲論文、19ページ)との推定もされているが、この演説会の直前にも、職場の情報が『社会新聞』に報道されている(同紙42号、1908年4月。復刻版、332ページ)。
- 21)『実業之横浜』第5巻8号、15-7ページ。なお、この論説は『郷土よこはま』12号、1959年1月に全文が転載されている。
- 22)「日本の社会主義者は何を要求すべき乎」『社会新聞』49号。『著作集』②、220-2ページ。
- 23)「議会と労働者」『社会新聞』52号。前掲『資料日本社会運動思想史』③、565-8ページ。
- 24)「日本の産業は片跛なり」『社会新聞』54号、前掲『資料日本社会運動思想史』⑥、232-3ページ。
- 25)『社会新聞』60号。同上、224-6ページ。
- 26)大河内一男『幸徳秋水と片山潜』講談社、1972年、235ページ。
- 27)1909年8月の『社会新聞』「時言」(無署名)は、工場法について、「少なくとも労働者が必要を感じ、自ら立って之を要求するにあらずんば、到底物にならざる可し」との正論を吐露しているが、同時に、その労働者の「工場法の何物たるをしらず、故に之が要求を為す筈もなし」という現状に嘆息を洩らしている(復刻版、443ページ)。この判断は、同年12月の同紙論説においても、「今日に於て労働者を益する工場法を制定せんとする困難なり」(前掲『資料日本社会運動思想史』⑥、239ページ)として繰り返されている。なお、同紙は、1909年3月以降、事实上片山が単独で編集・発行しており、無署名記事も片山が書いたものと推定される。
- 28)川口浩「明治期社会主義者と大正期労働運動」『政治経済論叢』第10巻2号、1960年9月、55ページ。
- 29)これ以降、1911年3月の法律の公布に至る経過については、拙稿「工場法の制定と『生産調査会』」「大樟論叢』9号、1976年9月を参照。
- 30)『社会新聞』62号、1909年12月。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥、238-42ページ。
- 31)翌1910年1月の『社会新聞』63号は、「新年の処感(労働者に告ぐ)」として、「労働者に利益なる工場法の制定を要求する」(復刻版、474ページ)と述べているが、具体的な行動提起はない。ただし、同号の英文欄は、「より良い工場法案のための宣伝が開始され、労働者の集会がいくつか催された」(同上、478ページ)と報じている。
- 32)「編集便り」『社会新聞』62号、1909年12月。復刻版、472ページ。同時に、「工場法も早晚出来、労働者も亦自覚すべし」、「前途は有望」とも書いている。
- 33)警察当局は当時の片山グループについて、「片山潜ノ外専属者ト認ムヘキモノナキカ如シ」(前掲『社会主義沿革』①、52ページ)と観察している。
- 34)片山の入社については、1908~10年の幅で諸説があるが、彼の署名(筆名を含む)入りの論稿が『東洋経済新報』に継続的に掲載され始めるのは1909年10月以降のことである。
- 35)前掲『わが回想』(下)、243ページ。
- 36)この点については、「急進的自由主義の成立過程」(井上・渡部編『大正期の急進的自由主義』東洋経済新報社、1972年、所収)をはじめとする松尾尊児の一連の論稿を参照。
- 37)「工場法案を評す」『東洋経済新報』507号、1909年12月、5-6ページ。「工場法案に対する吾輩の希望」同誌508号、同月、4-6ページ。
- 38)同紙の英文欄は、西川との分離後一時休載となり、その後1909年から翌年にかけて復活するが、これは片山が自分で組版するという涙ぐましい努力によるものであった(同紙62号、英文欄。復刻版、472ページ。前掲『わが回想』(下)、241ページ)。
- 39)「片山潜著作目録」(『著作集』②所収)によれば、片山の海外への寄稿は、1910年から14年までに3誌31本を数える(新聞を除く)。片山はこれらの寄稿に「日本では非常な危険をおかさなければ発表できない思想や観察のはけ口」(前掲『アジアの革命家片山潜』222ページ)を求めたとされている。
- 40)“Industrie und Sozialismus in Japan” Die Neue Zeit, Jg.28, Bd.1, Nr.25, S.S.874-80. 邦訳「日本の工業と社会主義」『著作集』②、232-40ページ。以下の引用はこの訳文どおりではない。
- 41)この論説(執筆は1910年1月27日以前と推定)の直後の『社会新聞』64号(同年2月)も、「之に依って直接労働者が具体的な利益を得ると思わず」(復刻版、479ページ)と書いており、その効果については懷疑的であったことが判かる。
- 42)『社会新聞』の報道記事は「工場法案遂に埋葬せらる」(同紙65号、1911年3月。復刻版、

- 485ページ)と書き、次号の英文欄は「工場法案は虐殺された」(同上、490ページ)と報じた。また、片山は同年5月発行のアメリカの社会主義雑誌に「15年間かかって準備されてきた法案、1日にして資本家の議員たちに殺されたも同様だ」(The International Socialist Review, vol.X, p.1006)と書き送った。
- 43)『社会新聞』65号。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 245-9ページ。前掲『日本労働運動史料』②, 520-1ページ。
- 44)『社会新聞』66号, 1910年4月。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 249-52ページ。前掲『日本労働運動史料』②, 522ページ。なお、同号の「編輯便り」には、「僕は今後工場法案を目標として労働運動を為す考えである」(復刻版, 489ページ)との片山の抱負が述べられている。
- 45)この運動論にたいしては、「冗談」か「本気」か「判断にくるしむ」(前掲『幸徳秋水と片山潜』, 238ページ)との評価がされているが、大衆的な運動のために合法性を確保しようと腐心する片山の姿勢を示すものであろう。
- 46)同年6月の同紙68号の論説「工場法案」(無署名)は、「工場法のある国は時間が短くて賃金が高くして労働者の待遇がよい」、「工場法は第一の法律で之が出来れば其他は影の形に従ふ如く必然出来るのである」と、工場法の意義を強調していたが(前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 254ページ),これが同紙の工場法案にかんする論説としては最後のものになった。
- 47)『東洋経済新報』540号, 1910年11月。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 257-62ページ。前掲『日本労働運動史料』③, 232-4ページ。
- 48)この論説にたいして、「本来の争点であった深夜業禁止規定については……、意味不明確な記述があるにすぎない」(隅谷三喜男「工場法体制と労使関係」, 同編『日本労使関係史論』東京大学出版会, 1977年, 32ページ)という批判があるが、法案の基本的性格を問い合わせたこの論説では、問題の焦点が深夜業猶予年限の長短にあるとは考えられなかつたと理解すべきであろう。
- 49)「工場法案に対する立法の精神如何」『東洋経済新報』540号, 4-5ページ。
- 50)片山が同誌の社説を執筆したことについては、石橋湛山が回想している(編纂委員会編『石橋湛山全集』第9巻, 東洋経済新報社, 1971年, 493ページ。同第15巻, 1972年, 88ページ)。
- 51)「弱者に対する同情」『東洋経済新報』520号, 1910年4月。「水害後の衛生と工場法」同誌535号, 同年9月。「名流貴婦人と女子の労働」同誌543号, 同年12月。「新年の休養」同誌546号, 1911年1月など。いずれも「深甫」の筆名で掲載。
- 52)『東洋経済新報』541号, 31-3ページ。
- 53)「工場法案管見」『太陽』第16巻1号, 1910年1月, 56-66ページ。
- 54)「工場法案に就て」同誌第16巻16号, 同年12月, 63-7ページ。
- 55)龍窟「工場法案」『東京経済雑誌』1164号, 1902年12月, 12-3ページ。幸徳秋水「安部磯雄君」(前掲『幸徳秋水全集』第8巻, 1972年, 114-5ページ)。
- 56)「労働俱楽部の演説会」(無署名)『社会新聞』67号, 1910年5月。復刻版, 493ページ。
- 57)『社会新聞』には当日の「談話」として、峯岸生(庄太郎)「工場法の研究・労働者の現状」が掲載されている(同紙68号, 1910年6月)。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 254-7ページ)。
- 58)『社会新聞』紙上での予告(同紙72号, 1910年10月。復刻版, 511ページ)による。
- 59)『社会新聞』の記録を、前掲『社会主義沿革』①で補ったが、実際にはもっと多く開かれていだと推定される。なお、この一連の演説会の主催団体として、「庶民協会」が結成された。
- 60)前掲『社会主義沿革』①, 177-8ページ。
- 61)前掲(岸本ほか)『片山潜』①, 320ページ。ただし、本書はその活動を『社会新聞』に限定しており、大衆集会をつうじての「教育宣伝啓蒙」も展開されたことを付け加えておく必要がある。
- 62)諮問案公表直前の『社会新聞』は「吾人はドウカ通過せんことを望む者である、如何なる者でもないより優るのである」(同紙72号, 1910年10月。復刻版, 514ページ)との期待を示していたが、この修正について報じた同紙は「労働者保護の精神は殆んど磨耗された」(同74号, 同年12月。同上, 520ページ)と評した。
- 63)この修正について、『社会新聞』は、「今又衆議院で之を悪化す」と報じ、「直接の関係ある労働者が今日の如く勢力がなくては善良なる工場法を欲するも不可能である」と述べている(同紙77号, 1911年3月、復刻版, 534ページ)

- が、この短評は工場法運動にたいする片山自身の総括でもあったと考えられる。
- 64) "Die Ausbeutung der Arbeiter in Japan" *Die Neue Zeit*, Jg. 29, Bd. 2, Nr. 52, SS. 917-21. [この論説の解説については芦田亘氏の御援助を得た]
- 65) 1911年6月の「工場法の影響」(無署名)と題する記事(『社会新聞』79号。復刻版, 540ページ)では、石川島造船所における労働時間が、10時間から10時間半に延長されたことを報告しているが、この事例はこの論説のなかにも盛り込まれている。
- 66) 「近時雑感」『社会新聞』80号, 1911年8月。復刻版, 546ページ。なお、同年6月の同紙の論説「労働組合」(無署名)も、この権利の承認をもって「労働者に取って大勝利」(同上, 539ページ)と述べていた。
- 67) 片山は、1912年2月のドイツ社会民主党誌への寄稿においても、「すくなくとも労働者の権利を、原則として法律で保護することを認めたのだから重大な意味をもっている」(*Die Neue Zeit*, Jg. 30, Bd. 1, Nr. 21, S. 744.『著作集』②, 284ページ)と指摘している。
- 68) 「最ふ五年だ」(無署名)『社会新聞』80号, 1911年8月。復刻版, 544ページ。
- 69) 「外科的労働問題」『社会新聞』50号, 1908年12月。前掲『資料日本社会運動思想史』⑥, 160-3ページ。
- 70) 「社会政策の勃興」(無署名)『社会新聞』79号, 1911年6月。復刻版, 539ページ。
- 71) 『社会新聞』は、1910年8月, 12月, 翌年3月と発禁になり、三度目には罰金刑を課せられて、発行保証金を没収された。また、片山の著書は、1910年9月と翌年5月に、『我社会主義』など合計3冊が発禁となっている。この間の『社会新聞』の欠損や、海外との情報交換にたいする当局の妨害は、片山に相当な痛手を与えていたようである(前掲『社会主義沿革』①, 171-2ページ)。
- 72) 前掲『社会主義沿革』①, 354-6ページ。なお、この前後には、かつて片山と行動を共にしていた藤田貞二が「閥族打破憲政擁護」の地方遊説のなかで「工場法実施ノ必要」を説いたことが伝えられるが(同上, 334ページ)、その活動は事実上「政友会院外団の一翼」として、「ブルジョワ政党の手先」化したものとされている(松尾尊専『大正デモクラシー』岩波書店, 1974年, 153-4ページ)。
- 73) 彼はこの間にも、ドイツ社会民主党紙への寄稿(*Vorwärts*, 1914年6月5日付)において、「数年前工場法制定セラレタルモ未タ実施セラレス仮令即時ニ之ヲ実施スルモ過渡期ノ十五年間ハ女工夜業ヲ禁セサルナリ」(前掲『社会主義沿革』①, 360ページ)との趣旨を述べて、工場法に关心を払い続けていた。

むすび

以上、本稿では、片山の日本における活動を工場法とのかかわりという点から考察してきた。彼の活動の前半7年間(1896~1903年)は、日本においてはじめて工場法案が策定され、また近代的な労働運動がその歩みを開始した時期でもあった。当初社会改良主義の立場から労働運動を指導した片山は、工場法制定運動にもとりくみ、その経験をつうじて急速に社会主義に接近していった。その社会主義理論は階級国家論や革命主体論において卓越した見識を示しつつも、実践的には労働運動の放棄につながる重大な弱点をもっていた。

第2インタナショナル大会への参加を経て、この弱点を克服した片山は、日本での第2期の活動を開始する。そして、この間には彼が待望した工場法がついに制定されるのであるが、それと時を同じくして彼自身はあらゆる活動の自由を奪われていた。つまり、日本の工場法は片山の活動と労働運動の高揚期には成立せず、逆にその沈滞・壊滅期において成立したのである。このことは現実の工場法の出来栄えを左右したばかりではなく、彼の工場法認識にたいしても少なからぬ屈折をもたらすことになった。

さて、後半の7年間(1907~14年)における片山の思想的営為についていえば、前半とは異って画期的な深化の跡を見い出すことができない。彼にとっては、「万国社会党」正統派の立場こそが自己的社会主義理論そのものであって、これを日本の現実のなかで具体化していくことが、実践をつうじて追求されていた。そして、彼のこの活動においては、三つの具体的課題が重点とされていた。それは工場法・普通選挙・労働

組合(法)であり、この時期においては工場法の骨格のみが実現したにすぎず、いずれも第1次大戦後の日本の労働運動において大きなテーマとなっていくものである。

では、これらの課題を掲げてのこの時期の片山の運動全体をどのように評価すべきであろうか。これらの要求が社会主義的変革を意味するものではなく資本主義のもとでの改良であることは、片山自身もよく認識していた。そこで、これら³⁾の要求を「ブルジョア民主主義的課題」とし、その運動を「ブルジョア・デモクラシーの発展法則に立脚した」ものと解釈して、この点で片山の活動を評価しようとする見解が少なくない。しかし、彼は他方で最終的な目標としての社会主義を最後まで放棄しなかったことも事実である。この最終目標としての革命と当面の課題としての改良との関連は、彼のなかでどう位置づけられていたのであろうか。

この点について、「『社会主義革命』の前提としての、ブルジョア民主主義的権利の獲得をつうじての労働者の自覚をうながそうとした」(傍点は原文のまま)⁶⁾という見方もあるが、当時の片山の思想においては、社会主義革命とブルジョア民主主義との区別と関連についてたぢい⁷⁾た理論的検討が自覺的になされていたとは考えられない。

むしろ、資本主義の発達とともに、労働者さえ「自覚」すれば社会主義は実現可能であるという信念を持ち続けていたのである。しいていえば、「社会主義革命の前提としてのブルジョア的諸権利の獲得を通じて、労働者の自覚をうながそうとした」(傍点は原文のまま)⁹⁾といいう表現の方が、片山の活動のねらい¹⁰⁾を言い当てており、この点こそ彼の思想の核心をなすものであったといえよう。したがって、工場法についても、その労働条件保護の内容いかんにかかわらず、それが労働者の地位と権利にたいする自覚を助成するものである限りは、資本主義の変革主体の形成に多少なりとも寄与するものという期待が一貫して保持し続けられていた。しかしながら、これらの立法・制度は労働者の団結¹¹⁾

という裏付けがあってこそはじめてその真価を發揮するものであって、これを欠いていた日本の現実では、そもそもはじめから大きな限界をもっていたのである。この点は誰よりも彼自身がもっともよく知っていたのであり、ここにこそこの時期の彼の困惑と苦悩の根源があったとしなければならない。

1914年9月、彼は通算4度目の渡米を果すが、これは「日本を逃げ出した」¹²⁾事実上の亡命といってよく、二度と再び故国の土を踏むことはなかった。片山が不満と期待をとり混ぜて評価していた工場法は、その2年後の1916年9月、ようやく施行された。しかし、片山が待望し続けた労働者が自覚し、「自ら立って要求」する労働時間短縮闘争や工場法改正運動は第1次世界大戦とロシア革命、ILOの成立という国際的推移を経なければならなかつた。日本の工場法が階級闘争の争点となっていくのは、それ以後のことである。

工場法をめぐる片山潜の思想と行動は、労働運動の指導者として労働者階級の解放のために、労働時間の制限と短縮による労働者の発達が不可欠であることを早くから認識し、そのことを後進資本主義=帝国主義国日本において主張しながらも、その実現のために労働者を組織して活動する方途を絶対主義的天皇制の弾圧によって封殺され、失意のうちに祖国を去らねばならなかつた人物の苦渋に満ちた軌跡に他ならなかつた。そして、彼がなしえなかつたこの天皇制権力についての科学的な解明もまた、その後の社会運動の課題として残されたのである。

注

- 1) この時期の片山の理論全体の評価は、第2イシターを含む社会主義運動の国際的な動向を視野に入れたうえでなされなければならない。こうした視角から片山の「議会主義への後退」(岡本宏『日本社会主義政党論史序説』法律文化社、1968年、64ページ)を指摘する論者も、自ら高く評価する彼の実践上の言動について「改良主義的な色彩」(同上、57ページ)、「改良主義に陥る傾向性」(同上、64ページ)と、断定的評価を避けており、また、片山の「帝国憲

- 法賛美が階級国家論の原則をも浸蝕するにいたった」(同「明治社会主義における国家認識」『科学と思想』3号, 1972年1月, 25ページ)ことを指摘しながらも、なおその「逸脱」「放棄」を断言してはいない。
- 2) この法律は異例にもその施行期日を明記しておらず、勅令という形で政府の裁量に委ねていた。したがって、この段階ではその施行にかんする命令も規則も準備されておらず、その施行をめぐる過程は、事実上工場法制定史の後半戦という重要な意味をもっている。
 - 3) 松尾前掲『大正デモクラシー』, 84ページ。
 - 4) 辻野功『明治の革命家たち』有信堂, 1970年, 79ページ。
 - 5) 彼は1914年1月の「社会主義者茶話会」でも、「主義ノ為ニハ生命ヲ捧ケタク思ウ」、「労働運動ハ生涯ヤル積ナリ」と、その「胸中ヲ披歴」したという(社会文庫編『社会主義者無政府主義者・人物研究史料』①, 柏書房, 1964年, 112ページ)。
 - 6) 大原慧「片山潜」(小松・田中編『日本の国家思想』(上), 青木書店, 1980年)316ページ。
 - 7) 普通選挙権と工場法・団結権を一括して「ブルジョア民主主義的権利」と規定する理解については、再検討の余地がある。ここで、筆者の見解を展開する紙幅はないが、片山をその「労資協調、社会改良、労働組合主義」(中村勝範『明治社会主義研究』世界書院, 1966年, 367ページ)のゆえに高く評価する見解や、片山の活動を「社会主義からの離脱、民主主義への道」(飛鳥井雅道「初期社会主義」講座『日本歴史』⑰, 岩波書店, 1976年, 173ページ)とする理解につうじるものであることだけを指摘しておく。
 - 8) 彼は「科学的社会主义の結論」を「社会進化の結果として労働者の自覚來り……社会主義の社会は実現さるべし」と把握し、「労働者の自覚!是れマルクスが尤も力を入れたる所なり」と考えていた(前掲『萬国社会党』『著作集』①, 288ページ)。
 - 9) 大原慧「日本の社会主义(その一)」『東経大学会誌』62号, 1969年3月, 44ページ。
 - 10) 彼は1910年7月の論説で、「労働者を指導し労働者を教育して彼等を自覚せしむるは吾人の
- 第一の任務にして総てを排して為さざる可からず事業である」と述べている(『社会新聞』69号, 復刻版, 499ページ)。
- 11) 彼は、1912年8月に発足した友愛会に相当注目しており(前掲『社会主義者無政府主義者・人物研究資料』①, 112ページ), 「片山の意図は、はからずも小ブルジョワ自由主義者鈴木文治によって実現した」(松尾尊児『大正デモクラシーの研究』青木書店, 1966年, 169ページ)との評価もされている。しかし、なおそこには労資協調主義からの脱皮の問題が残されている。なお、前掲『わが回想』(下), 271-2, 277-8ページをも参照。
 - 12) 片山「山川・猪俣等『労農派』とその雑誌『労農』を粉粹せよ」『マルクス主義』56号, 1929年4月。復刻版⑪, 法政大学出版局, 1973年, 342ページ)。
 - 13) 彼は、渡米後にも、1917年9月の論説(*The Class Struggle*, vol.I, no.3)において、日本の工場法が「実はけっして労働者を保護するためのものではない」(『著作集』②, 345ページ)と述べている。

〔付記〕

- ①脱稿後、第Ⅱ節の注49)(本誌前号, 35ページ)にあげた「労働問題之過去現在及未来」とほとんど同じ内容の論説が、Alfred Stead(comp.) *Japan by the Japanese* (London, 1905)に、“Labour Organization”という表題で収録されていることが判かったが、そこでは、個別資本にたいする闘争を、「階級ではなく大衆の抗争」(同書, p.461)として、いっそう強く排撃する態度が鮮明にされている。[本書のコピーの入手について、森岡孝二氏の御協力を得た]
- ②第Ⅱ節の注50)(同上, 同ページ)にあげた論説の出典に〈前掲『日本労働運動史料』①, 694-5ページ〉の脱漏があった。
- ③第Ⅱ節の注51)(同上, 同ページ)にあげた西川論文は、同『初期社会主義運動と万国社会党』(未来社, 1985年)として公刊された(該当箇所は21ページ)。

(さかもと ゆういち・所員・大阪支部)

ロンドンで見た暮らしのなかの経済学

森 岡 孝二

ロンドン生活もはや半年。この頃は言葉にも、暮らしにもなんとか慣れ、こちらの研究動向や社会情勢がようやくわかりかけてきたところです。しかし、イギリス経済および経済学について、専門的なまとまった話はまだできそうにもありません。それでとりあえず、本誌編集者のすすめに従い、私の乏しい生活体験を通して知りえたロンドン事情の一端をお伝えする次第です。

文化の価格

単身赴任の日本人にはロンドンは、家賃は高いものの、少し工夫しさえすれば暮らしやすい都市です。

自由時間楽しむ場所にはことかきません。*Museums and Art Galleries in Great Britain and Ireland*という冊子の1985年版によると、ロンドンだけでも博物館や美術館の類が120からあります。数ある国公立の施設はすべて無料です。いま呼び物の一つは、ウエストミンスターの政府建物の地下の Cabinet War Rooms。ここは第二次世界大戦中、1939年8月27日から1945年の日本降伏まで、チャーチル首相の率いる戦時内閣が執務していたそうです。40周年にあたる今年のV-Eデー(1945年5月8日)のテレビ・フィルムでは、ドイツ軍の空襲の激しさをあらためて思い知らされました。

なかには国立労働史博物館のようにイギリス社会主義と労働組合と労働運動の歴史を一堂に展示した施設もあり、その広告が *Marxism Today* のような左翼雑誌(イギリス共産党の月

刊理論誌)に出ています。

言葉の勉強には映画がいちばんです。映画は今なお主要な娯楽の一つなのか、たいてい2~3ポンド、とくに高い休日の夜でも4ポンドどまりです。激しいインフレのために各種の料金はこの10年間に3倍以上、サッチャーが政権を握った6年前と比べても2倍以上になっているようですが、それでも1ポンド=300円で換算すれば、平日だと昼は600円、夜は1,000円足らずで封切り映画が見れるわけです。

オペラやミュージカルや演劇は席によって4ポンドから15ポンドまでかなりの幅があります。シティの近くのバービカン・アート・センターという、劇場あり、コンサート・ホールあり、ギャラリーあり、映画館ありの総合芸術会館でみたウィリアム・シェークスピア劇団のハムレットはかぶりつきで9ポンド。サウス・バンク・アート・センターという、これもバービカン・センターに負けず劣らずの多くのホールをもつ総合文化施設でみたミュージカルの「ザ・メトロポリタン・ミカド」はいい席が手に入らず4ポンド。イングリッシュ・ナショナル・オペラで有名なロンドン・コロシアムでみた「マダム・バタフライ」は最終公演で最上席しかとれず15ポンド、といった具合です。

コンサートは3ポンドから10ポンドまで。私の宿の近くにあるロイヤル・アルバート・ホールでは7月19日から9月14日まで「プロムス85—世界最大のコンサート・シリーズ」というふれこみで盛り沢山のプログラムを組んでいましたが、ここは大ホールでステージ下の立見席は1.4ポンド、最上階の天井席は1.1ポンドでし

た。私はロンドン来訪中の武田夫妻の熱意にほどこされてついていったにすぎませんが、老若男女を問わず、熱心な音楽ファンたちは3時間立詰めで聴き入っています。これからいよいよ日が短くなり寒くなってくると、こうした廉価で良質な文化のありがたみが身にしみてくるものと思います。

味の価格

目や耳の文化に比して舌や胃の文化、食文化の方は高価で粗悪です。ロンドンでは外食は高くつきます。マクドナルドやキングハンバーガーやウィンピーのようなファースト・フード・レストランというか、アメリカ式軽食堂はかなり氾濫し、けっこう繁盛しています。しかし、どうも行く気になれません。

イギリス風軽食堂といえばフィッシュ・アンド・チップスです。haddock や cod といったタラの類のでっかいヒレ(骨なしの片身)のフライに細切りのじゃが芋のフライを添えて、塩をふりかけ、あるいはからしをまぶして食べるのですが、こちらの方は何度行っても好きになれません。揚げ方が悪いのか油が悪いのか。からりと揚げるとおいしいでしょうに。ふとしたことから懇意になったB&B(朝食付き民宿)のおばさんは、泊りに来る日本人にそれを実にうまいと推奨します。ローストビーフやスマーキー・サーモンではあるまいに、フィッシュ・アンド・チップスがイギリス料理の代表のように言われると、他の料理も推して知るべしと思いたくなります。しかし、田舎のパブやインで一度ならず食べたローカル・フレッシュ・トラウトなどの料理は、同じくじゃが芋の揚げものを添えていてもたいへん美味で、値段も高くなかったことからすると、ロンドン子はとくにまずいものを食べているのかもしれません。

昼食はサンドイッチ屋や大学食堂のような特別に安いところを別とすれば、たいてい3~4ポンドかかります。まだしも安くて味もそこそこのいけるのはパブでとる昼食です。2~3ポン

ドで、ロースト・ビーフかポーク・チョップに若干の野菜を取り合せたものや、キドニイ・パイ、シェバード・パイ、チキン・カレーなどを注文したうえに、軽くビールを飲むことができます。

ビールで思い出しました。イギリスの料理がまずいのは、フランス人はワインでじっくり味わいながら食べるのに、イギリス人はビールで食物を流し込むからだという説もあります。フランス人は味がまずければ文句を言うのに、イギリス人は寛容でいつもけっこうでしたといっているからいけないのだという人もいます。

一人者が困るのは夜です。もちろん食事のことです。ロンドンに数ある安い中華料理やインド料理やイタリア料理の店でも、夕食となるとサービス料込みで5~6ポンドはかかります。いつも2,000円近くの夕食というのもこたえます。

それでどうしても避けられないのが自炊です。うまい日本食を作る材料はいくらでもあります。研究社から出ている『イギリスの生活と文化事典』(1982年)の「たべものと食習慣」を面白く読みましたが、その筆者は「野菜も日本に比べるとその種類まことに少ない」と書いています。多分これはイギリスのE C 加盟(1972年)以前の、それも自分で買い物をしたことのない人の話でしょう。私にはけっこう豊富にみえます。値段は日本に比べて安いのか高いのか判断しかねます。

つい先日行ったスーパーでの価格を記すと、玉葱小5個=26ペソス(1ペソス約3円)。人參中5本=46ペソス。キャベツ中1個=26ペソス。白菜中1個=58ペソス。わけぎ(サラダ・オニオン)8本1束=22ペソス。堅巻きレタス1個=55ペソス。ラウンド・レタス1個=19ペソス。きゅうり特大1本=30ペソス。トマト特大1個=44ペソス。なすび特大1本=66ペソス。ピーマン特大1個赤=80ペソス、青=72ペソス。

野菜は一部に西ドイツ産などがありますが、総じて国産でまにあっているようです。果物はが然外国産が多く、オレンジは南アメリカ、レ

モンはスペイン、グレープ・フルーツは南アフリカ、りんごはフランス、ぶどうはイタリアとスペイン(春は南アフリカ)、キウイはニュージーランドからといった具合です。

肉類は日本に比べるとかなり安いけれど、牛肉は思ったほど食べないようです。同じ日のスーパーでの値段を、重量はポンド表示すると価格のポンドとまぎらわしくなるのですべて100gに換算して示すと、ステーキ用牛肉は78ペニス、約234円。ぶた肉は44ペニス、約132円。鶏肉は手羽が42ペニス、約126円。足の骨つきは30ペニス、約90円。こちらの人のよく買うまるごとだと一羽1.5kgとして約2.82ポンド、850円、100gにすると約57円です。

肉にかぎらず、イギリスの食料品は単位当りの容量が大きく、一人者が少量を買うことは日本よりむつかしいようです。肉や魚は専門店でなら言葉は小さく切ってくれますが、スーパーはそうもいきません。塩や砂糖も一人なら1年でも使いきれないくらいの分量で売っています。これはあらゆる財を可能な限り小さくするか、あるいは分割することによって商品化を徹底させ、どんな小さな欲求や需要をも市場に引き出さずにはおかない日本の資本主義の、いな資本主義本来の原理に反しているように思います。電気製品のプラグやコンセントも複雑で、消費者からいえば不便このうえないようになります。この国では裁判官や弁護士がいまだかつらをつけているのにも似て、一度うちたてた消費様式や商品仕様をなかなか変えようとしない生活態度が新市場の開発を遅らせ資本主義の不断の再生と刷新を妨げているように思えます。

夫と妻と日英資本主義

さて買物がすむとクッキング。缶詰がやたらと多く、こちらの人はスープもシチューも大豆もえんどう豆も缶詰で買ってあたためて食べることが多いようです。それでは日本食はつくれません。私は日本から包丁とまな板を持参しました。日本料理に必須の米と醤油と味噌と米酢

は日本食品店でなくてもロンドンにたくさんある中国食品店に行けば買えます。

問題は日頃の生活能力です。外国で一人暮らしを余儀なくされたからといって、急に料理の本で料理ができるようになるわけではありません。へたをすると、2~3のありふれた単品メニューしか頭になく、たとえばカレーを作ると2日も3日もそれを食べるなんていう味けないことになりかねません。

こちらの亭主族はよく一人で、あるいは奥さんといっしょに買い物に来ています。いや亭主族という言葉は、妻を家庭に置き去りにして会社に尽くさざるをえない、そして休日のロンドンやパリにいても会社の男性社員たちと行動をともにする日本の夫たちのグループをさすのであって、こちらの夫には似合いません。ロンドン大学のあるカレッジの日本人の先生に聞いたところでは、イギリス社会では、夫は職場でエネルギーを出し尽くすと家庭での役割がこなせない、妻とうまくやっていくにはどうしてもエネルギーを温存しておかねばならないそうです。夫たちは芝刈りやペンキ塗りはもちろん、その他の家事、育児でも応分の役割分担がなかば慣習的に義務づけられています。

イギリスは日本より共働きが多く、今の傾向が続くと1990年代には婦人が労働力の半分を占めるようになるだろうと予想されています。日本の経営をまねるようにパート労働の比率も高まり、なお日本より低いとはいえ、1971年には6.5人に1人だったのが1981年には5人に1人に増え、1991年には4人に1人がパート労働者になるだろうと言われています。しかし、女性の権利は日本よりうんと守られ、男女の賃金格差も日本の1:0.5に比べるとだいたい1:0.7で日本ほど大きくはありません。

日本ではよく「会社に尽くす」といいます。これは文字どおり、尽きるまでする、力のある限り、余力のなくなるまで精一杯働くということであって、これでは男性が家事労働に参加することができないのも当然、家事をもつ女性が男のように職場で働けないのも当然です。資本

にとってはこれは男性を搾り尽くし、女性を安くパートでこき使うというまことに好都合なシステムです。

イギリスの労働者もうかうかとしておれません。マグナ・カルタで王権を規制し、工場法で資本の專制権を規制した歴史をもつ国ではありますが、他のヨーロッパ諸国とは異なり、法定最低賃金制もなく、労働日や休暇制度にしても法的整備は労働協約に比べうんと立遅れています。そのうえ、サッチャーが準備している商店の日曜営業法にみられるように、社会秩序や国民の価値観をヴィクトリア時代(ディケンズが描き、マルクスが分析した、のさばる金持ちとうちひしがれた貧乏人の社会)に押し戻そうとする動きも急です。

インフレ、失業、福祉解体

イギリス人の生活は質素です。最近のように物価は上がるわ、賃金は抑えられるわ、失業は増えるわでは、暮らしにゆとりがないのは当然です。

1975年には年率24%にも達したインフレーションも1978年から79年はじめには一時沈静したかにみえました。しかし79年春のサッチャー政権の始動と符節を合わせるようにインフレが再燃し、1980年には年率22%を記録します。1974年を100とした1985年7月の消費者物価指数は357.7となっています。5%ぐらいでは物価上昇とはみなされません。なにしろ「大臣たち、インフレ率が7%を割ったのにびっくり」なんていう記事が『ファイナンシャル・タイムズ』(8月1日)に載るほどですから。

激しいインフレにもかかわらず賃金はきびしく抑制されてきました。なかでもひどいのは公

務員、とくに小中の教師たちです。今年8月末の『ガーディアン』は「レーガンが1,400万人の公務員の賃金を凍結、大不況以来はじめてのこと」と報じていますが、こちらの教員給与は昨年ごくわずかの改訂があったものの、基本的にはもう何年間も凍結されています。ここ10年間に教員の実質賃金はほとんど3分の1近くも下がったといわれます。この春からNUT(全国教員連盟)はストライキ——一斉ではなくそのつど拠点校を指定する——をかまえて、賃上げと教育条件の改善を求めてきました。政府当局は運動に押されて9月の第2木曜日には6.06~6.9%の幅の賃金改訂を実施しましたが、焼石に水。組合はこれを不満とし、抜本的改善を求めて闘っています。この9月24日にはスト中の教員数千人がロンドンでデモ行進しました。教員の給与は教歴10年以上でも税込み年9,000ポンドたらず、手取りは6,000ポンドほど。日本でいうと税込みでも月18万円そこそくです。これは高卒の警察官の給与より低いと聞きました。もっとも、イギリスの労働者の半数は家計所得でみても年収8,000ポンド以下、5,000ポンド以下の層も3割近くいるようです。

これには異常に高い失業率が響いています。ケインズは彼の代表作のなかで「10%以上の持続的失業は現在の経済体制の崩壊をもたらす」と述べたように記憶していますが、別表にみるともう5年も10%台の失業が続いている。これは失業手当請求者の数であって、実際の仕事の不足は400万人に達するという見方もあります。

深刻なことに、失業者の40%、約130万人は1年以上の長期失業にさらされています。若者は120万人が失業し、うち4割近くは1年以上の失業です。失業率が死亡率を高めている、失

年	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
失業者数(千人)	1,325.5	1,794.7	2,733.8	2,916.9	3,104.7	3,159.8	3,182.0
失業率(%)	5.6	7.4	11.3	12.2	12.9	13.1	13.2

(出所) *Department of Employment Gazettes*

※1985年は8月末の数字、他は年平均。

業中の若者の4人に1人は自殺を考えたことがある、という恐い数字をあげた報告もでています。学校を出たあと長く職がないと人間は腐ってしまうでしょう。失業率の地域差もひどく、北アイルランドでは21%、北部の都市のリバプールやマンチェスター、バーミンガムでも20%を超えるといわれます。

ベヴァリッジ以来のイギリス自慢の社会保障もサッチャーのもとではさんざんな目にあっています。ご存知のようにこの国では医薬分業になっていて、薬は医者で処方箋をもらってそれをケミストという看板のある店(たいてい化粧品から日用雑貨品、ときには電気製品も売るある種のミニ・スーパーですが、奥に薬局がある)に行って薬をもらいます。私も留学先のLSE(ロンドン大のカレッジ、London School of Economics and Political Science)の診療所のドクターに心臓のチェック・アップを受けており、はじめの3ヵ月は毎月、いまは隔月に処方箋を出してもらっています。金を払うのはイギリス人同様にケミストで処方箋を渡して薬を受け取るときの手数料2ポンドだけです。

ちょうど日本を出る前に健康保険法が改悪され、社会保険の場合にも医療費の1割が本人負担になったところだったので、2ポンドだけならまだ安いやと思っていました。しかし調べてみるとどっこい。サッチャーが首相に就任した直後の1979年5月には0.2ポンドつまり20ペニスだったのが、その後0.45→0.75→1→1.30→1.40→1.60と毎年、ときには年2度も値上げされて現在の2ポンドになったとのことです。結果的には10倍ですからものすごい値上げです。

今年になってベヴァリッジ以来の最大の福祉解体プランといわれる政府報告(The Social Security Green Paper)がでました。年金制度の抜本的改悪とならんで、医療機関の統廃合と民営化の動きも強まっています。現に医療国営の国で病院の商業化(営利事業化)が推進され、すでに5,000の病院の広範な商業化計画にしたがって、ファースト・フードや葬儀屋やガソリスタンドの兼営が実行に移されつつあります。

サッチャーの基本戦略

いまイギリス国民の最大の関心事は失業問題です。1983年の総選挙ではすでに失業率が10%をこえていたにもかかわらず、サッチャーの保守党が大勝しました。これはその前の年のフォークリード紛争による支持率のきわだった回復の余波と、公営住宅払い下げ政策がうけた結果だといわれています。しかし、最近の世論調査の政党支持率では労働党がトップになったり、自由党と社会民主党の連合がトップに躍り出たりして、保守党は最後につけています。9月の内閣改造の布陣をみるとサッチャーは、負けてもやるだけのことはやるようです。

サッチャーは失業問題を深刻化させこそそれ、いまだにそれを解決しえないです。しかし、それをもって一般に言われているようにサッチャーの失政や失敗とするのはあたりません。高水準の失業の創出は、イギリス経済の資本主義的再建の使命を帯びたサッチャーの基本戦略だと考えるべきです。

経済学を少し学んだ者には自明のことですが、失業者を増やして産業予備軍の圧力で労働者相互の競争を強めれば、労働者の賃金はおのずと下がり、労働条件は悪化し、その分資本家の利潤は上がります。とくにイギリスのようにシティの金融資本の支配のもとで、海外投資や証券投資を通じて巨額の投機的・寄生的利潤を手に入れることのできる国では、資本は生産減退による利潤減少をさして恐れず、賃金低下による利潤増大の方を志向するようにみえます。また総資本家の利潤したがって剩余価値が増大する公共支出に充当されて、その分資本の蓄積が阻害される場合には、公務員賃金の切り下げや公共部門の人員削減による利潤率回復効果——直接には法人税や所得税の減税として現われる——も無視できないでしょう(最も失業手当の増大や所得税の減収が国家財政にもたらす損失もばかになりませんが)。いずれにせよイギリス資本主義は、福祉国家の看板をかなぐりすて、

潤沢な産業予備軍と弱い労働組合という古典的資本主義の基盤のうえに資本の蓄積条件を再構築しないかぎり資本主義体制にとどまりえないほどに、深刻な危機に陥っているといえます。

実際、危機管理政権としてのサッチャー政権の最大の「功績」は労働組合を弱体化したことであると言われています。政府は労働組合の手足を縛るために雇用維持の名においていろいろな法律を通してきました。戦後しばらくは雇用政策や雇用法が語られるときは、イギリスでもアメリカでも、政府政策とくに財政支出によって高水準の雇用を維持するという意味がこめられていましたが、今イギリスで雇用という言葉が政府から語られるときには、資本家と経営者団体を労働攻勢から保護し、労働組合を国家の介入によって弱体化させるという意味がこめられています。

早い話が1980年と82年に雇用法が制定されましたが、84年の労働組合法にいたるそれらの労働立法の意図は、ストライキ投票の義務づけや、ピケ支援、政治スト、同情ストの禁止や、その他の煩瑣な制限的措置によって、労働組合の闘争力にかんぬきをかけようというものです。それは昨年の炭鉱ストでも大いに威力を発揮したといわれます。最もイギリスの労働組合は意外としたたかで、7月はじめのNUM(全国鉱山労働組合、炭労)の大会は長期スト収束後も同労組がへこたれていなことを示しましたし、9月はじめのTUC(労働組合会議、イギリス労組のナショナル・センター)の大会でもアーサー・スカーゲルの率いるNUMの路線を支持し、組合活動に対する政府介入をはねのけました。^{*}

* これらについて詳しくは、ロンドンに2年間留学していた早川征一郎氏が法政大学大原社会問題研究所『研究資料月報』に連載中の「イギリスの炭鉱争議」(①~④、1985年4月、5月、7月、8月)を参照して下さい。

また京都府立大学の広原盛明氏の「サッチャーハーバートによる『国家改造』」(『住民と自治』1985年10月号)も参考になります。

ロンドンが消える？

ある意味でサッチャーの国家ほど介入主義的な国家はありません。当地でもサッチャーはしばしば「小さい政府」や「反国家」の政策を実行しているように言われますが、国家はかえって強大になっています。支出が削減され、機構が解体されているのは、医療や教育や福祉や国有企業や地方自治であって、治安や軍事や対外援助に関する領域は未曾有の財政危機のなかでも強化されています。それに労働組合規制やその他の反民主主義的立法にしても、法律を制定すればそれにともなって新しい行政機構が必要となり、新たな財政需要が生じ、結局「小さい政府」は実現しそうにもありません。自治体つぶしの場合もことは同様です。

昨年夏、地方政府法が可決され、GLC(大ロンドン市会、日本でいえば東京都庁と都議会にあたる)とその他の6大都市圏の廃止が決められました。労働組合立法でも自治体立法でも、局外の国会の数の力を借りて、資本家と保守党に都合の悪い勢力と機構の弱体化ないし解体をはかるという手口は同じです。ただし、労働組合に対しては、「組合民主主義の確立」という大義をかかげて介入を正当化し、選挙はかくあるべしなどと法律にうたったのに、首都自治体に対しては、選挙によって選ばれず、したがって市民に直接責任を負わない機関による行政を敷こうというのですからまったく筋がとおりません。

シティの自治の歴史は中世からあるものの、もともと長い間中央政府の直轄下にあって、官治に甘んじてきたロンドンが選挙によって代表を選ぶ自治体になったのは、1889年にLCC(London County Council)ができたときからです。GLC(Greater London Council)というのは1960年のハーバート委員会報告での設置勧告をうけて1964年に発足したそうです。サッチャーによるGLC廃止は100年前のロンドンに逆もどりすることを意味しています。

廃止されると、これまでGLCが担ってきた行政サービスは、あるいは中央政府の直轄となり、あるいはバラ(borough)と呼ばれる特別行政区に分割・移管され、あるいは第三セクターのような機関に委ねられることになるでしょう。アメリカのテネシー州では、刑務所が民営化され、それがイギリスのテレビで長々と紹介されるご時勢ですから、中央統制が強まる一方、民間委託の領域が広がることは必定です。

GLC解体後がどうなるかは、たとえばロンドンで釣りをどう楽しむかということにもかかわってきます。ロンドンに来てはじめての釣りにどこへでかけたらいいか親切に教えてくれたのは、ピカデリー・サーカスの近く、シャツベリー通りに面したGLCのインフォメーション・センターでした。6月16日、川と池の釣りが解禁になって、日本から持参の竿をたずさえ最初に行ったのは、ロンドン留学中の激石もよく行った、テムズに面したバターシー・パークの池でした。この公園には日本の僧(寺大工)たちの手で、この春ロンドン・ピース・パゴダという反核・平和の仏舎利塔が建てられましたが、4月1日、私とダブリンに留学する本多氏とは、たまたまその僧たちと同じ便でヒースロー空港に下り立ちました。この公園も池もGLCが管理しています。この池のみならず、釣りができるロンドンの池や運河は私有地を除けばほとんどGLCの管轄下にあります。テムズももちろんそうです。いわゆるGLCパークは35あります。バターシー・パークの場合は地元のワンドワースのバラが管理を引き受けることになっているようですが、複数の行政区にまたがる公園や広場や河川の管理の問題はやっかいです。くわえてバターシー・パークではGLC主催の大きな行事が昨年だけでも120もあったそうですが、これがどうなるのか。GLCが力を入れてきた公園の環境改善や池をきれいにするための投資も抑制されるでしょう。まさか、釣り人が締め出されたり、釣りが有料になったりすることはないでしょうが?

サッチャー政権はGLC解体の口実に経費節

減をもちだしていますが、廃止決定に際して財政問題をまともに調べた痕跡はありません。はっきりしているのは、近年保守党との対決を強めている労働党つぶしの意図、わけても住民サービスの「社会主義的改革」を志向する首都のケン・リビングストンに率いられてきた労働党への敵意です。その証拠に保守党が主導権をとっている自治体をつぶすという話は聞いたことがありません。つぶされるのはみんな労働党主導の自治体です。ロンドンの行政と住民サービスが社会主義的であるかどうかはともかく、近年GLCが交通、住宅、産業、保健、環境、教育、文化、芸術などの領域においてめざましい事業や行事を企画し、ロンドン市民の支持を得てきたのは事実です。

サービスといえば、法政の増田氏、京大の植田氏と参加した今年7月のマン彻スターでのCSE(Conference of Socialist Economist)の大会の統一テーマが「サービス経済」でした(昨年は炭坑スト)。マルクス経済学の在野の学会ともいうべきこの組織には、基礎研と同じように労働者、とくに自治体労働者が多数参加しています。そのせいだけでなく、GLCその他の大都市圏の廃止という問題があるからでしょうが、討論の関心は行政サービスの問題に集まっていました。事前に配布された大会趣意書にはサービスの民主化や社会主義的改革の展望ということが謳われていましたが、これという議論は聞けませんでした。公共サービスの民主化と効率化の問題は現代の階級闘争の主戦場の一つです。GLCを再建するときにはこの問題が必ず問われるでしょう。

GLCの庁舎(カウンティ・ホール)はテムズ河をはさんでウェストミンスターの向いにあります。そこに昨年は「ロンドン市民の74%が廃止に反対。人民を信じよ」という標語入りの大きな看板が掲げられていました。いまは「GLC—あと○○○日ロンドン市民に奉仕」という看板があがっていて、その数字は毎日減っています。

あと210日という9月7日、GLC主催の1980

年以来恒例のテムズ・デーがあり、カウンティ・ホールからサウス・バンクにいたる一帯の河岸は終日大勢の人出で賑わっていました。私が行った4時すぎには河面はモザイクの絵のように色どられて、そこをレースのボートが通りすぎていくところでした。夜は花火大会で最高頂に達するのが常とか。せっかくのいい天気なのにその夜は急にパリに飛ぶことになって、花火を観ることができませんでした。パリではかばんを

盗まれ、カメラとパスポートをなくしました。そのカメラにはロンドンに着いたばかりの立命の林君一家の写真とともに、あのテムズ・デーの写真がはいっていました。そのカメラはもう戻らないにしても、テムズ・デーが今年で最後にならず、G L C がまたロンドン市民の手に戻ってくることを願っています。

(もりおか こうじ、所員・大阪支部)

●読者のひろば(2)

森林・林業があぶない

大原 哲雄(秋田市)

「赤字の国有林」だと人べらし機構縮少・資産売り・放置林業そして請負の拡大で国有林の荒廃と民営化がすすんでいます。84年に「新改善計画」をたてて97年には「収支均衡」をはからうと企てたが、すぐに破綻をし林野庁幹部と頭をかかえている始末です。戦中戦後の乱伐と造林の放置は、国有林を荒らし、50年代に増伐あげた利益は一般会計に吸い上げられて森林の造成は手抜き。いままた「収入確保」の至上命令で標準伐採量をこえて伐採し、経費節減と「省略・放置の手抜き施業」で森林は荒れ放題。85年度末で1兆3千億円に達する借入金。その利息を払うために「人手と金をかけない施業」と金のなる木の抜き切りと資産売りを国有林の改善計画という名で「合理化」。借金を返すために7%以上の金利で借金するという「サラ金財政」をあらためようとはせずに「自助努力」が強調され「水源税」まで考えるお粗末林政。单年度収支均衡の独立採算制にメスもいれないで「自助努力」だといわれても労働意欲がわかないのも当然のことでしょう。新規雇用なし——林業の担い手が育成されないまま山村の過疎化はすすみ、荒れた山だけがとりのこされている現実。

森林にたいする関心が強まっていますが、森林の維持と共に林業が成り立つ経済的基盤をかためる声を大きくし、政治に反映させなければ痛感する今日この頃です。

(営林署員)

基礎から勉強しなおすつもり

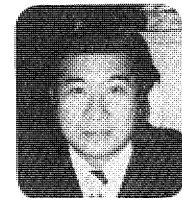
和田 博志(東京都)

30年ちかい右翼労組本部のなかでの活動(調査、政策)も、ようやく停年というかたちで終止符を打ち、改めて「自由な」研究ができるというよろこびをかみしみながら、貴誌を手にして居る次第です。ただ、長い間いわゆる奴隸の言葉をよぎなくされてきた目にはまだ眩しく、ときにはとまどいを感じて居るのも事実です。いまのところ興味ばかり拡がって、問題をしぼり切れず居る段階ですが、ともあれ、基礎から洗い直し、勉強し直そうと考えて居ます。

基礎研の御業績については以前より注目し、前職場での仕事の上にも種々参考にさせていただいてきました。今後とも貴誌を通じて大いに啓発され、また学習の上に貴重な示唆をいただくことになるものと思います。ますます基礎研の御活動に期待して居ます。

上田秋助さんに聞く

(夜間通信研究科第2期生)



高知市役所に勤務して13年。現在、福祉課でケース・ワーカーの仕事に奮闘中。'75年基礎研高知支部へ。以来基礎研高知には、なくてはならない人。職場・組合・基礎研活動以外にも、無線・ナナハン・ジープそしてサイクリングと、その多彩な活躍ぶりと人柄は、基礎研内でも多くの人の知るところとなっている。'79年より高知支部2代目事務局長として、その発展をささえてきた。'78年に、修了論文「高知市における保育労働者の地域共闘」を執筆。また最近「欺かれた者たちへの鎮魂歌」を『くろしお』誌上に発表。

編集局 基礎研との出会いについて、まずお聞きしたいと思います。

上田 市役所に入った年に、労働者通信大学の7期生の募集があって、10数名同期の人や先輩と一緒に受けました。僕はそれまで経済学や階級闘争のことなんかは知らなかったんですが、中には大学で経済学をかじったような男の人で、僕に言わせれば知ったか振りをして、辞めた人もいました。ともかく、男で卒業したのは僕だけです。その後も何かしたいと捜していました。通信大学の卒業証書に柳田謙十郎先生の言葉で「もっと社会科学の勉強をしろ」、僕の言葉で言えば「もっと自分を高めなさい」ということが書いてあったというようなこともあります。そんな時に、1年後輩の江口さんから基礎研というのがあると声をかけられた。パンフレットを見ると、面白いことが書いてある。それでも『資本論』を読んでいると聞いて、飛びつきました。

編集局 最初の印象はどうでしたか。

上田 第1回目は、高知大学の重森さんの研究室であったように思います。みんな経済学を始めたようなひとばかりでしたが、僕も一応通信大学の経験もありましたから、とにかく気長にいこうと、毎回出席することに心掛けました。そのうちに太田さんが事務局長をやられるよう

になった。太田さんは短大で経済学をやられたんですが、4年制の大学で経済学をかじった「元学生」のようにカッコよくはない。ないんですが、職場での実践も踏まえつついろんな人との議論の橋渡しができる、感心しました。また、初めて参加した合宿も強烈な印象でした。話は難しいし分からることも多いが、とにかくおもしろい。みんな熱心に議論する。これは何かあるという手ごたえがありました。もうひとつ驚いたことがあります。参加者には大学の先生や大学院生のような人もいましたが、なにか上下関係というか、学問において究めた者とそうでない者との差を誇示するとか、あるいはそのことが前提としてあるとか、そういうことがない世界だなあということを感じて、非常に感動しました。その頃は職場の日々が平凡だったこと也有って、以来4・5年は年2回の合宿が楽しみで、毎回参加しました。

編集局 最近は、御無沙汰のことが多いようですが。

上田 情熱が失せて来たという訳ではないのですが、職場のことで精一杯だというのが実情です。例えば合宿で京都へ出て来ても落ち着かない。行っても、心が整理できず職場のことが頭から離れない。高知にいて、家のことやらなにやらをして、職場へ行けば切った張った毎日

です。

編集局 そういうこととも関連して、高知支部あるいは基礎研全体に望まれること、また、御自身基礎研の中でやろうとしておられることをお聞かせください。

上田 基礎研に入った目的は「資本論を読む」ということで、はっきりしていました。通信大学でごく基礎的なことは学んでいましたし、資本論を読み始めたからという訳ではありませんでしたが、その頃組合にも入り、当時の僕は無敵でした。その後、1巻はもう3度ぐらいは読みましたが、これからも読み続けていこうと思っています。それから、情熱を持続させるということで言えば、高知支部では先日「明日をひらく経済学」という企画を成功させました。みんなでやれば出来るとおもいました。自分で落ち込むことは必要なくて、もっとみんな好きにやればいい。毎回の研究会にも、誰かが自分の問題をレポートにして持ってくる、それだけで活気づく。それをみんなで議論し、論文に仕上げていく、それがやはり大切なことだと思います。

編集局 上田さん御自身は、最近『くろしお』という雑誌の3・4・5号に「欺かれた者たちへの鎮魂歌」という大作を発表されました、その動機や、意図について、お伺いしたいと思います。

上田 『黒潮』は、高知市役所の厚生会と組合とで出している雑誌です。たまたま編集者の中に、私が移民でドミニカに居たということを知ってくれている人がいて、中南米問題で何か書いてくれと頼まれたのがきっかけでした。依頼者の意図とはずいぶん異なるものになりましたが、とにかく何を書いてもいいということで、3日間休みをとって、修了論文の時もそうでした

たが、こもりっきりで書きました。ぼくは15歳の時に日本に帰ってきたのですが、ドミニカ移民の失敗・裏切られた歴史についてなんとか活字にしたい、それも両親の記憶や自分の経験はなるべく抑えて、文献や確かな資料にもとづいて明らかにしたいと思ってきました。書き上げた物は膨大な量になりました。掲載の都合上連載になったおかげで逆に時間的余裕もでき、トルヒーヨの暗殺の原因になった事件などについてもドミニカの国立国会図書館に問い合わせるなどして、正確なものにできました。ドミニカ問題については、ともかく高知ではまだ誰も書いていないと思います。宴会などでは、移民は、苦しいこともあったが結局楽しい思い出としてしか語られない。誰かが、話すだけでなく活字として正確なことを残す必要がある、それを両親や苦労した人たちにも見せたい、そのとっかかりのつもりで書きました。これは15歳で日本に帰ってきて以来、ずっと心にあった思いです。

編集局 その具体的な内容については、移民史の一こまというよりも、戦後わが国の高蓄積過程の裏面史としてきわめて重要な問題をはらんでいると思いますが、残念ながらお話を聞きする時間がありません。近く、御出版される予定とかは……。

上田 はい、資料としても利用しやすい形にしたいし、是非残したい、知ってほしいと思っていますから、3回に分けて出したものを一まとめにして、少々の出費は覚悟で出版したいと思っています。

編集局 その折には、私たちも是非読ませていただきます。今日は長時間どうもありがとうございました。

(1985年8月30日、高知にて)

山本広太郎著

『差異とマルクス——疎外・物象化・物神性——』

関 根 猪一郎

本書は山本氏がこの10年程の間に発表してきた論文と学会報告の集成である。「報告や論文は本を呼ぶ」とは内田義彦氏の言葉(『読書と社会科学』)だが、『差異とマルクス』の場合も個別の論文を一書にまとめることによって、これまでの山本氏の仕事の意味が鮮明に浮び上っている。本書は単なる論文集ではない。各作品の間に連絡がつけられ、随所に書き下しの原稿が挿入されて、ひとつの全体に仕上げられている。

こうして本書全体で提起されているテーマは、第一にマルクスの人格概念の再興であり、第二にマルクスの諸著作に貫いている弁証法的方法の解明である。本書が、悟性主義の見地からマルクスの理論を解体している“差異性の理論”への批判の形をとっているのは、著者の現代にたいする理論感覚を示している。副題の疎外・物象化・物神性にかかる諸論争が、このような一貫した視点から整理・批判され、大胆な問題提起がなされている点が本書の大きな魅力である。

内容紹介に入るまえに、本書の理論的位置にかかる論点をあらかじめ指摘しておきたい。それは本書と見田石介氏の業績との関連にかかる。私は以前、見田氏の方法論研究における達成として、(1)『資本論』の方法が分析的方法プラス弁証法的方法であることを明らかにした点、および(2)普遍・特殊・個別の弁証法を闡明した点、の2点を指摘した(本誌、第34号、52ページ)ことがある。山本氏は、分析的方法の意義を十分認めたうえで、分析的方法を徹底する方向ではなく、普遍・特殊の弁証法によってマルクスを読み切る道を選んだ。分析的方法は

固有の課題と意義があるとしても、それ自体は悟性的認識の方法という限界をもっている。山本氏が批判の対象としたのは、まさにこの悟性主義であった。

ではここで、著者の主張に即して本書の内容紹介を試みよう。

本書は、序章を含む7つの章と第5章につけられた2つの補論からなっている。

著者は、まず序章において近代思想史上の人格概念を素描し、それをうける第1章でマルクスの学位論文を検討する。そこでは、マルクスの人格概念が「人格の自由の肯定と否定とのせめぎあいを把握し、現実の人格を矛盾として、闘争として把握するもの」(12ページ)であると規定される。また、マルクスがこの概念を獲得するさいに用いた方法、すなわち弁証法が、「所与の具体的な対象のうちに、まず普遍、あるいは本質を搞出し、次に特殊による普遍の否定、実存による本質の否定を搞出し、そこに普遍と特殊との矛盾、本質と実存との矛盾を分析する」(39~40ページ)方法であると明解に把握されている。そして、マルクスがこの処女論文で示した人格概念と弁証法とが、『資本論』に至るまでのマルクスの全著作を貫く赤い糸だとされる。このことを論証することが本書全体の主題となっている。

続く第2章では、マルクスの1843~44年の諸著作、とりわけ『経哲草稿』と『ミル評註』とが検討される。この辺は「初期マルクス」論争としてかねてから議論の多いところであるが、山本氏の理解は明解で一貫している。マルクスはここで、かの人格概念における矛盾を、「類

的本質と類的実存との矛盾」として再把握したのだというのが著者の認識である。この章では従来の諸議論が、マルクスの把握した矛盾を見ず、逆に対立する二項を悟性主義的に解体し、その一側面にのみ固執するものとしてしりぞけられている。

第3章でとり上げられている「フォイエルバッハ・第6テーゼ」は、人間性を社会的諸関係の総体として規定した有名な部分である。このテーゼがしばしばマルクスについての悟性主義的理解の根拠とされてきた。著者はこの規定をマルクスによるフォイエルバッハ批判と読むことによって、ここでもマルクスの人格概念は断絶していないと主張する。この指摘自体には賛成であるが、次の『ドイツ・イデオロギー』の分析も含めて、評者にはこの章でのマルクスへの内在が不十分であると感ぜられた。

第4章「マルクスの物象化論」および第5章「商品の物神性」は、ともに『資本論』における人格・物象化・物神性さらには価値物範疇を検討している。従来の研究に対する著者の最大の批判点は、マルクスの物神性論と物象化論とを同一視する点に向けられる。山本氏によれば、物神性とは「物件」(物象)を「物」とその属性として反映する認識上の錯覚であるのに対して、「物象化」(物象化)とは現実そのものの転倒であり「疎外」と一体のものである。この2つの章では、以上の基本認識から「価値物」範疇や「物化」と「物象化」との区別が首尾一貫した視点で説かれている。

最終章は「差異とマルクス」という本書と同じ表題で、廣松渉氏へのきわめて明解な批判が展開されている。廣松氏によるマルクス解釈は、同一性と差異性との同一性というマルクス弁証法の構造から同一性概念を抹消し、マルクスの全体系を差異性の理論におきかえようとする試みなのである。この批判は同時に、現代の支配的な思考様式である悟性主義への批判ともなっている。

山本氏はこのように、初期マルクスから『資本論』に至るマルクスの同一性を人格概念と弁

証法の視点から論証し、トータルなマルクス像をわれわれの前に提起してくれた。現在の理論状況にあってこの功績は重い意味をもつてゐる。

最後に若干の疑問点を、今後著者とともに考えたい問題として提出してみたい。

第1に、山本氏は人格を主体として把握する。マルクスは『資本論』において、資本を矛盾的な運動のなかで自己産出する主体としている。この2つは矛盾することではないが、より積極的に両者の関連が解明されなければならないだろう。

第2に、マルクスは「人格」とならんで「人間」をも基本範疇としている。「人間的労働」とか「人間と自然との物質代謝」という場合の「人間」である。そしてこれは「人格」とイコールとすることはできないものである。この両範疇の区別と関連を、今後ぜひ明らかにしてほしい。

第3に、山本氏が物神性と物象化とを区別する点は同感だが、商品論に物象化論は含まれないとする点は疑問である。氏が物象化論の初出箇所として指摘する貨幣論での「内在的矛盾」は、すでに価値形態論で分析されたものである。物神性論は物象化論を基礎として展開されるものではないであろうか。

山本氏が本書で検討した『ドイツ・イデオロギー』と『資本論』との間には、『要綱』をはじめ膨大な草稿が存在している。それらへの内在的研究が著者にとっての今後の課題であろう。

〔補注〕 山本氏と同一の問題意識で『国法論批判』から『経済学批判要綱』までのマルクスの諸著作に「有限性の弁証法」を読み切った有井行夫氏の力作「マルクスの社会システム把握と矛盾論・疎外論・物象化論」(駒沢大学『経済学部紀要』第43号)を最近手にしたので、あわせて紹介しておく。

(青木書店、1985年)

(せきね いいちらう、所員・高知支部)

鈴木 茂著

『日本のエネルギー開発政策』

松野 周治

今年度『経済白書』は次のように述べる。 「〔我が国経済は〕昭和40年代後半から50年代にかけて……資源・エネルギー制約をはじめ、各種の成長制約要因を必然的に強く意識せざるを得なかった。[しかし]50年代末に至り……各種の成長制約要因も、少くとも差し当たり解消ないし軽減していることが明らかになった。こうした中で我が国社会は、情報化、ソフト化・サービス化、国際化を軸に、新しい成長の時代を迎えるつある」(『エコノミスト』'85年8月26日号、166ページ)。しかし、このようなことさらに楽観的な叙述は事実に反している。石油輸入は減少したが、輸入エネルギーに対する依存度は'83年度で83.3%と相変わらず高い。さらに、統計では国産エネルギーに含まれている原子力一原料の濃縮ウランは全面的に輸入依存一を加えると、輸入依存度は90.7%と、石油危機以前を上回るのである(資源エネルギー庁『総合エネルギー統計』昭和59年度版、276ページ)。

本書は戦前および戦後のエネルギー開発政策を財政面(これまで十分な分析がなされてこなかった政府出資法人に焦点)から検討し、こうした事態の主要な背景を説明している。そして、それを通じて現代資本主義の基本的特徴の一つである「国家と金融資本の癒着」の一典型例を明らかにしている。本書の構成は以下の通りである。

序章：日本のエネルギー開発政策の特徴と分析課題 第1部：戦前日本のエネルギー開発政策(第1～4章)戦時石油開発政策／戦時石炭液化工業政策／占領地石炭資源の軍管理／占領地石炭資源の再分割 第2部：戦後日本のエネル

ギー開発政策(第5～10章)国内石油開発政策／海外石油開発政策の形成／海外石油開発体制の確立と投資ブーム／海外石油開発政策の失敗／海外石油開発体制の再編成／石油代替エネルギー開発政策 終章：エネルギー開発政策の今後の課題

序章では、戦前戦後を通じた日本のエネルギー開発政策の特徴が次の4点にまとめられる。(1)開発計画の整合性・実効性の欠如、(2)総合的・集中的開発体制の未確立、(3)国家財政への寄生性、(4)外国資本への依存・従属。そして「現行のエネルギー開発政策の枠組を前提に、政府資金の投資を増大しても、また、国民の財政負担を増大しても、従属的エネルギー供給構造の転換や、国民が期待するようなエネルギー供給の安定性を実現するとは考えられない」(8ページ)と断言する。その上で本書の分析課題として、(1)エネルギー開発政府出資法人を媒体とした国家と金融資本の癒着構造の実態の解明、(2)癒着構造の戦前、戦後の比較、(3)あるべきエネルギー開発体制の展望、の3点が掲げられる。以下の諸章では、具体的な事例を通じて以上の4特徴が示され、3課題が追及されている。

第1部では戦前(主に戦時期)の政策が検討される。戦争準備・遂行という至上命令のために石油開発、石炭液化、占領地資源獲得政策が樹立されたこと。それらは莫大な資金・人員の調達・動員を必要としたが、政府が設立した大規模特殊法人への金融資本の出資か特殊法人発行社債の引受けなど政府出資法人を媒介とした「国家の財政金融力と金融資本の金融力の結合」(51ページ)によって、それが可能となったこと。

政策は失敗したが、金融資本は配当保証や債券の元利保証などによって投資リスクを国家に肩代わりさせながら、海外資源の支配や新産業への参入を実現したこと、などが明らかにされる。

第2部では戦後の石油開発政策が検討される。戦後初期には国内石油資源開発が実施され一定の成果をあげていたが、開発原油独自の精製・販売機構の欠如や石油輸入の自由化(1962年)の中で開発の重点が海外に移されていったこと。石油開発公団の設立(1967年)によって海外石油開発体制が確立するが、諸外国に比べての時期の決定的遅れとともに、その体制には次のような問題点があったこと。当初の通産省案では公団みずから開発に従事することが考慮され、また精製・流通分野も事業範囲に含める意見もあったにもかかわらず、最終的には私企業が開発主体とされ、公団は私企業に対する探鉱資金の投融資や債務保証など政府資金の配分のみを行う機関とされた点である。そのことは成功払融資制度その他の措置もあって、開発体制の分散化・小規模化を助長するとともに、民間資本の開発能力の不十分さから外資(メジャー)への依存度を強めることになった。その結果は開発計画の未達成、資本グループ毎・プロジェクト毎に設立された開発会社の経営危機、公団財政の危機であった。同様の問題点は、石油代替エネルギー開発政策においても指摘される。政策推進の中心機関として新エネルギー開発機構が設立(1980年)されるが、その主要な役割は研究開発資金を委託研究費の形態で私企業に配分するのにとどめられているのである。

以上の検討をふまえて終章では、序章で掲げられた課題への解答が与えられる。国家と金融資本の関係では、政府出資法人を媒介にした両者の癒着という点で戦前戦後は共通するものの、

戦後は戦前のような両者の直接的な資本結合や、配当保証など金融資本に対する露骨な利潤保証は見られなくなっている。しかし、それはあくまで形式的なものであって成功払融資制度や委託研究方式、さらには石油税などの目的税化その他を通じて、両者の癒着の内実は実質的に強化されているとされる。そして、現行の政府出資法人の「名実ともにエネルギー開発機関」への再編成、すなわち「探鉱開発から精製・販売、エネルギー利用技術の基礎的研究から実用化研究さらには商業生産まで、一貫して行う機関として再編成」(262ページ)することが提言され、叙述が終えられている。

冒頭に述べたように、エネルギーの自主的安定的供給は依然として重要な国民的課題であり続けている。本書はエネルギー開発における国家と金融資本の癒着を暴露するとともに、開発がなぜ今日まで失敗してきたかを具体的説得的に明らかにしている。それにしても、我が国のエネルギー開発はなぜこのように分散的かつ零細、民間資本中心、外資依存の体制となってしまったのであろうか。石油開発公団設立をめぐる興味深い経緯(第6章)など諸政策形成過程をより詳しくみると、それがいっそう明瞭になるのではないだろうか。石油政策について言えば、探鉱資本、精製・販売資本、メジャーなど外国資本の諸利害、安価なエネルギー獲得というおそらく総資本の立場、さらに炭鉱資本等々諸資本の利害がどのように対抗し、調整されたのであろうか。このことの解明はおそらく戦前、戦後の日本資本主義の特質のいっそりの理解にもつながるようと思われる。

(ミネルヴァ書房、1985年)
(まつの しゅうじ、所員・鹿児島大学)

二宮厚美著

『生活と地域をつくりかえる』

折 原 ゆ き

本書は、筆者が最近講演された内容を編集したものである。

知人にも筆者の講演を聴き、良かったので講演後、即売していた本書を買ったという人がいる。また、すでに読んだという人も多く、好評を博しているようである。

その魅力はどこにあるのだろうか。一言で評すれば、地域の抱えるさまざまな問題点を豊富な事例を挙げてわかりやすく解説し、地域づくり運動の方向性を明らかにしているということであろう。

「プロローグ」：地域のネットワーカーのところで、本書のねらいとして、現代日本の地域と住民生活に目をくばりながら、新しい“地域づくり”のない手として、また人と人を結ぶ“ネットワーカー”として発達していく過程などを考えてみると述べられている。そのとおり本書の大半は、各分野での地域づくり運動（たとえば、生協運動、保育運動、文化運動、仕事おこし運動など）の具体的経験から筆者が吸収した教訓をもとに運動論を展開している。また、今日の地域づくり運動の到達点を明らかにし、そのことのもつ意味の重要性を解明しながら、いま何をなすべきかということについて、具体的示唆に富んだ問題を提起しており、運動に携わる人々を励ますと同時に展望をも与えてくれる。さらにそこには、生活・労働・創造の場である地域をとおして、どう人びとが人格的な発達をとげ、新しい人間群像をつくりあげていくかという人間発達の視点が貫かれており、読者に人間的なぬくもりを与える書となっている。共感を呼ぶことはまちがいないであろう。

次に、本書の内容を各章に沿って紹介しながら感想を述べる。

まず構成であるが、本書は、プロローグから始まり、第1章から第7章までの章とエピローグからなっている。

「第1章：地域づくりと地域のルネッサンス」では、各地で眼をみはる展開を示している運動の発展のエネルギー源を探りながら、そこから新しい住民が育ってきていることに注目している。

また、高度成長時代をへた70年代初頭から80年代にかけての低成長時代といわれる長期不況から抜けだせない現代社会の特徴が、地域住民の暮らしをめぐる変化からとらえられているのは興味深い。しかも誰でもとっつきやすいマスコミ用語や「現代語」を、ふんだんに使いつながら本質へ迫っていく筆致にぐいぐいと引き込まれていく。読みながら会場の笑い声や騒めきが聞こえてくるような箇所が随所にみられる。

たとえば、「旧3C(カー、クーラー、カラーテレビ)から新3C(カルチャー、コミュニティ、クリエーティビティ)への転換」という現代用語は、その変化を察知した用語であり、多くの人びとの生活様式のうちに、一つの質的転換がおこり、新しい欲求が芽生え始めていることを明らかに予告するものであると述べられている。その具体的な変化を「第2章：『生活者』の再発見」や、「第3章：ライフスタイルの変化をとらえる眼」で、展開している。

第2章では、私たちの暮らしを考える場合に、“消費者”という見方から“生活者”的視座転換が必要であると強調され、人びとの暮らしを

人格的発達の共同過程としてとらえ直すことであるとまとめており、この点はなるほどと思う。

第3章における地域と家族の生活様式が、社会の急速な変化とともに、未曾有のスピードで変わりつつあるという指摘は、そのとおりである。今日の核家族は、一面では過去の大家族の機能を失いはしたが、そのかわり地域の新たなコミュニティを再建したり、自治体や社会制度を活用したりする要求が高いために、過去にはない社会性をもった生活能力、新しい能力を創りだしているという指摘は重要である。この指摘は、人間発達の一つの到達点を明らかにしているように思える。そして、「第4章：ニューパアの様相と願いわけ集団の再建」とも関連するが、精神が24時間の全生活にわたって拘束された状態を“新モーレツ主義”とよび、そこからくる疲労を“ぐったり型疲労”とする分析は、技術革新による現代労働者の状態を端的に言いあらわしている。さらに超過密労働のなかで、文化やスポーツへの関心が高まっている理由を、鋭く解説している点にも共感を覚える。また、地域社会と家族の解体から生じた現代人の孤独と不安を、“精神的ひとり暮らし”，“精神的日暮らし”の貧しさと表現されているのは面白い。同時に、この現代の貧しさのなかに、草の根保守主義ではない新しい地域づくりや社会変革のエネルギーが潜在しており、その顕在化のためには、夢や希望・願いをわかちあう、人と人との人間的なつながりを再建することが重要であると解明している。すでに地域で取り組まれている、各分野の自主的で民主的な組織の運動のなかに、それを求めることができると、

筆者が期待を寄せている点に読者も共鳴するであろう。「第6章：地域づくりをになう労働者群像」及び「エピローグ：地域の生命循環と婦人」の叙述も、実例をあげて展開されているので、現実的な重量感が加わった説得あるものとなっている。

「第5章：分節民主主義か分節保守主義か」ならびに「第7章：受け身文化かにない手文化か」において、その題の示すとおり現代的な貧困のなかでの、地域と住民をめぐる2つの方向でのしのぎの削りあいを明らかにし、その特徴と違いを生き生きと描き出している。

つまり、2つの方向とは、資本による文化・健康・教育・サービス諸分野への浸透による草の根保守主義の再編か、地域住民の連帯による地域づくり運動を基盤とした草の根民主主義の前進かということであり、そしてこれをめぐるヘゲモニー競争の条件と可能性を実態に即して明らかにしている。

本書のこのような新たな視角の提示は、自主的・民主的な集団が、たとえどんなに小さな集団であっても、地域の変革主体として発展する条件と可能性をもっていることを明らかにするものであり、また同時に、地域におけるその社会的な位置と役割をも明確にしうるものであるといってよからう。

以上の点からも本書は、その書名の示すおり、「生活と地域をつくりかえる」ための最良の教科書であり、ぜひとも一読をおすすめしたい書物である。

(労働旬報社、1985年)
(おりはら ゆき、所員・大阪支部)

現代資本主義研究会からの報告(7)

研究教育委員会・共同研究部

45号につづいて、第8回理論部会(5/25)の内容を報告します。

第8回 経済理論部会 (1985年5月25日)
構造転換と『資本論』

報告1 私の資本論教育

角田修一

最初に、本研究会の目的が説明された。それは、「構造転換と『資本論』」というテーマの一環として資本論学習及び教育のあり方をより深めることであり、これまで議論してきたことを明確化することである。

角田報告では、立命館大学で経済原論を教えているという立場から、資本論教育について現在考えていることと今後実践しようとしていることが述べられた。まず、講義科目としての経済原論と『資本論』との関係を明確にすることが重要であるとされ、次のように報告された。経済現象に対してアプローチする際には、(1)現象のもつ意味、発生メカニズム(原論・法則)、(2)原理についての学説の検討(学史)、(3)現象の歴史的歩み(経済史)、(4)人間がその現象に対してどう対応したか(政策)、という4つの分野があり、したがって経済学の教育体系においては、必ず、この4つが軸となって構成されている。経済原論は、このうち(1)に関しており、いわば法則を体系化したものにはかならず、他の学史、経済史、政策の基礎を担うものであって、大変重要な位置を占めるものである。そして、

この経済原論を講議する際に『資本論』がもつ有効性は、第1に、「経済学批判」の序言にもあるように、資本・土地所有・賃労働・国家・外国貿易・世界市場という6つの構成をとっていること。つまり、このプランは、資本制経済の抽象から具体への構成であるから、大きな枠組としては現在でも経済現象を分析するにあたっては有効であること。さらに第2に、「資本論」-「帝国主義論」-「国独資論」という構成を考えるにあたって、『資本論』は、資本主義経済の一般法則を明らかにしており、したがって、『資本論』を基礎にしてはじめて、帝国主義段階、国独資段階の諸問題を明確にことができる。

報告では、以上のように経済原論を教育するにあたって、『資本論』のもつ意義を述べた後、今後の経済学教育の重点として、次の4点が掲げられた。まず、第1に、経済原論が現代資本主義論の一部であることを示すためには、日本資本主義にその素材を求める。第2に、マルクスのプランにある資本・土地所有・賃労働という3つの構成要素を中心にして、現代資本主義における資本・土地所有・賃労働の諸問題を深めること。第3に、マルクス主義経済学を現代においてどのようなものとしてみるかという問題に関して、『資本論』を通じて明らかにされた3つの視点、すなわち、物象化、矛盾の展開・明確化、労働者階級の発達をもり込み、現代経済学批判を再構成すること、第4に、これまでの経済原論の中軸が、もっぱら資本主義的生産様式に限定されてきた点を反省し、さらに生活様式の形態すなわち、生命の再生産(家族・地域等)をも含むような論理構成の具体化をはか

ること、以上である。

最後に、具体的な教育実践の内容が紹介され、また近代経済学との対比、接点をどのように求めるのかといった問題提起がなされた。

報告2 現代の構造転換と『資本論』

池 上 悅

池上報告では、『資本論』を現代的に再構成する際、これまでの「全面発達の経済学」をふまえつつ、さらにその不十分さを克服し、内容をより豊富化するために「人間文化の経済学」を構築するという視角から以下、9点にわたって論点が提起された。

まず第1の論点として、認識の問題を経済学としてどのように扱うのかという点である。従来の経済学は、『資本論』も含めて認識の結果を相対化し、体系化したところに特徴があったが、現代における経済学の課題としては、経済的諸関係をどのように認識し、その結果、どのような力として社会を再構成しうるかという点が決定的に重要である。そして、この問題を解明するためには、経済諸関係と文化及び文化水準との関係を明らかにする必要があり、その際『資本論』においては、工場法と教育条項の理解、とりわけ工場法と人権と民主主義の思想としてとらえ、その意義を深めることが提起された。

第2に、第1の論点とかかわるが、経済諸関係の認識を私的な認識のレベルから社会的な認識のレベルへ引き上げることである。この問題は、エンゲルスの『空想から科学へ』のように学説史の流れのなかで捉えるのではなく、いわば、日常的な経済現象の認識のレベルにおいてとりあげる必要がある。報告では、カップの議論を事例として引き出され、とくに、主観的評

価と客観的評価との認識レベルでのギャップの重要性が強調された。

第3に、この認識の問題を労働能力及び人間の評価に関わらしめて論じる必要性についてである。資本主義社会においては、人間の能力は、たえず、一面的に評価されるが、他方での人間の多様性、総合的な評価もおこたってはならず、このギャップをいかにうめるかは、経済の計画化にとっても重要な意味をもつことが述べられた。

さらに、第4の論点は、技術と労働の問題について、現代的な視角としては、精神労働と肉体労働の分業関係を剩余価値法則をふまえて明らかにすることである。

第5に、生活様式論の具体化については、資本主義の発展過程が、生活領域に対する資本の全面支配に及んでいるところから、グラムシのヘゲモニー概念、都市と農村の分離、あるいは中間層論といった問題を含めて全面展開する必要があること。

第6に、蓄積論、再生産論の現代的形態として、現実資本の蓄積のみならず、加えて凝制資本の蓄積をも包括し総合化すること。

第7として、独占範疇の問題、すなわち超過利潤論、とりわけ地代論、今日的には情報独占等にみられるような問題を独占の論理として総合化すること。

第8に、資本主義社会の矛盾の拡大と対応という視点から、リスクと保険のもつ今日の意味を深めること。

最後に、以上の論点をふまえつつ国家、財政、中間層、あるいは官僚機構といった問題を考えるなかで、生産の能力、消費の能力、経済の能力の全面発達を展望することが強調された。

(文責 片山一義)

『経済科学通信』No.45を読んで

加藤一郎

I

ここしばらく、『経済科学通信』を丹念に読んでいるとは言えない状態であるので、誌面批評の依頼を受けた時、一瞬お断りしようかと考えた。しかし、今はお引き受けして良かったと思う。現実をふまえた自由な発想、厳しい批評精神のこもった論文が本号にも満載されていたからである。

誌面批評は特集を中心にしてとの事であるが、あらかじめ特集以外の4論文について一言紹介させて頂く。

林の「今日の地方公営交通問題」は各都市の公営交通事業の実態を「合理化」を中心に資料を積みかさねながら展開しているもので、実態把握のうえで参考となる論文である。

音羽の「機械制大工業と労働力の流動化に関する一考察」は、人べらし「合理化」、「労働力の流動化」を『資本論』の研究と結びつけた、基礎研らしい論文である。

大西の「臨調軍拡路線への平和と民主主義の代案」は、米日独占資本家層以外の全ての諸階層を統合するには、非経済的要求によらねばならないとする統一戦線論である。

佐藤の「共働き家族と労働時間の短縮」は、最近の労働時間短縮の動きを労働力の価値分割の視点から、主婦パートタイマー、共働き家族の問題として論じたものである。

どの論文とも『経済科学通信』ならではの好論文といえ、興味深い内容である。

もちろん読者のなかには、共感とともにすぐながらずの疑問、批判を感じられるであろう。

批評子もまた然りである。たとえば、大西論文が、「われわれの反帝反独占の諸経済政策の実施には限度」があり、限度を緩めるためには自己犠牲が必要であり、多少の不利益をこうむってもなお反帝反独占の階層同盟を維持できるのは、反核、自由、環境保護等の「非経済的諸要求の全体である」と述べられると、経済的諸要求の意義に対する理解の狭さと軽視があるようと思われる。たとえば、反核を人類普遍の「非経済的要要求」としてとりあえず位置づけることは誤ちではないとしても、租税負担をめぐる、また予算をめぐる「経済的要要求」として位置づけてこそ、具体的、現実的課題とする事ができよう。大資産家への課税強化は、一方ではいかほどの財源をもたらすかという視点から検討していく事は当然であるが、それで全てがいいつくされるのではなく、課税をめぐる不公平、諸階級間の「経済的関係」を示すものとしてとらえていくべきであろう。「経済的要要求」を「金銭的要要求」としてのみ位置づけてはならないであろう。

II

さて、特集「今日の『構造転換』と経済学の課題」に移ろう。特集は甲賀の「Stagnation克服策と利潤規制—Keynes政策を超えるもの—」、川口の「生活様式の転換と主体形成」の2論文と、青木『構造転換』の一視点—グラムシとブレイヴィマンにふれて—、森岡「現代日本の労働者生活について」の2コメント、及び最後になったが保田の巻頭言「流通分野における『構造転換』」、である。

甲賀論文は、KeynesとHarrodの理論を簡単に、かつ氏なりの解釈を加えながら説明し「独占資本により旧来の水準に比して、投資制約が強まっている状態であるにもかかわらず、独占利潤要求を引き下げないで維持している状態が」、StagnationあるいはHarrodのいう自然成長率を保証成長率が上回る過剰貯蓄の経済的内実であるとする。こうした状態にあっては、過去にKeynesが選択した道、すなわち独占利潤の確保のための政府投資がなされても「しばらくは景気は浮揚し、操業度も雇用も増大しますが、やがては自然成長率の壁にぶつかり」、Harrodのいう長期停滞におちいる。そこからの脱出策としては、Keynesが選択しなかった第2の道、独占利潤の削減と労働者階級の実質可処分所得の増大、社会の共同的消費の水準を高める事が必要であるとする。

川口論文は、50年代からオイル・ショックまでつづく高度成長のなかで、日本は「高度に発達をした」あるいは「純然たる」独占資本主義に転化したとし、そうした土台の変化に対応した生活様式、意識・価値規範の変化、「資本主義的な商品関係に基づく意識、規範がこの70年代に確立した」とする。「今や日本を集團としてマスとして捉えることはできない。日本の中に多様性や、あるいは日本人の中に個性なりを大事にする風潮、個人主義的なものが今や生まれつつあることを誰もが認めるような時期に入ってきた」と。「これは今日の日本の生活がますます個別化してきたため」である。これまで、社会化という視点から生活の問題がとりあげられてきたが、資本主義的な社会化は物的な相互依存が強まるということであって、個別化と相反するものではない。氏はさらにこれはマルクスが『グレンドリッセ』でいう依存関係史の3つの段階の中の第2段階、すなわち人類が動物的相互関係から脱出することができ、自由な個性の連帯の段階への準備の時期ではあるが、すべての人間関係が物質的関係、金銭的関係に置き換えられていることからくるさまざまな矛盾、批判と反省がでてきている時期であるとする。

以上のような認識をふまえ「今後、生協にかぎらず、自由な個人の自発性、ボランティアを基礎にした組織、しかも多様な組織、柔軟な組織、組織体というものを今少し具体化する手立てを考えなければならない」という具体的な組織論にまでおよんでいる。

III

両論文とも現実感覚にあふれた、しかも理論的にも説得的な展開がなされている。批評子として両論文に異論があるわけではない。批評子としての役割上2、3の疑問を提示しておきたい。

まず、甲賀論文についてである。長期停滞のもとでは、ケインズ政策が効果をもたないという指摘に対しては全く同感であるが、その指摘がなされたあと、「このとき財政赤字の状態の有無とは関係がない」という点に留意（11ページ）と付言されている意味は理解しがたい。長期停滞は財政赤字の有無とはとりあえず関係なく考察できるという意味に限定しておられるなら理解できるが、現代のStagnationの分析において、財政赤字または財政危機の問題は避けて通れない課題であると考えるからである。

川口論文に対して疑問を提示するすれば、極めて単純なものである。多様性、自由な個性、柔軟な組織が必要とされる今日において、それでは階級的な結集と対抗関係はどのようにすんでいるのであろうか。批評子は、川口論文の展開すなわち資本主義の発展が自由な個性を発展させてきたという側面を強調することは重要であると考える。同時にその側面に注目しつつ階級的な結集と対抗を経済学のレベルで明らかにしていかなければならないと考える。

KeynesやHarrodの業績を無視することなく、また、限定されたものとはいえ資本主義が自由な個性といったかたちで来るべき社会の基盤を生み出している側面を正当に評価しつつ、経済危機が財政危機と絡みつつ進行している今日の現状を階級的な結集と対抗のレベルで明らかにすることは、国家独占資本主義論の課題で

あり、また、経済学の課題であるといえよう。

最後になったが卷頭言にひとことふれておわりたい。保田氏が指摘されているように流通に関する経済学に対してそれを軽視する傾向があることは事実であろう。そうした傾向にたいする批判としても興味深いものであったが、それとは別に流通分野を地域経済、地域文化の視点

から考察されている点が、いわゆる経済の第3次産業化という点からのみ流通経済学を重視する視点とは違ったものとして批評子には印象深かった。この特集のしかも一連の特集のしめくくりを飾るにふさわしい巻頭言といえよう。

(かとう いちろう、所員・東京支部)

「経済科学通信」第46号の誤植について お詫びと訂正

編集局

第46号の編集における校正の手抜かりのために、本文だけでなく表題においても重大な誤植を放置することとなり、執筆者と読者の皆さんに大変なご迷惑をおかけするとともに、基礎経済科学研究所への信頼を傷つけることになりましたこと、この場をかりて編集局一同心よりお詫びいたします。

このようなことになった原因は幾つかあったと思われます。誌面の改善を行って印刷方式も変化したので表題、注番号、表の校正を執筆者が行えず、最後の校正者に任されることとなつたこともその一つの原因となりました。また夏

休みで編集局の会議が持てず、責任ある体制が取れなかったことも原因になったと思われます。しかしこれらは編集局が必要な段取りを取り、慎重な編集に心掛ければ充分克服できる問題です。原因は何よりも編集局の責任体制が充分発揮されていなかったことにあります。

これを教訓にして責任の重要性を認識し、厳密な校正に努めたいと決意しています。また校正の方法も印刷所の協力を得て改善することになりました。

これからも変わらないご協力、ご教示、ご叱正をお願い致します。

[目次] 北川與司雄 → 北川與司雄
 「生産者から見た」 → 「生活者から見た」
 (梅川勉先生の現職は、大阪経済法科大学教授、元大阪市立大学教授の間違いました。)

[特集]

- 日本資本主義の「構造転換」と労働条件
 9／左／注1) 構座 → 講座
- 現代日本の労働時間とその短縮の展望をめぐ
 つ
 14／左／下から8 協争力 → 競争力
 15／左／上から21 Das Kapitl, Bd.1
 → Das Kapital, Bd.1

16／左／表-2, 注1 Conferens
 → Conference
 17／左／表-3 [表-3] → [表-3]
 19／ 表-5 [表-5] → [表-4]
 19／右／下から9 労働時間が → 労働時間が
 22／左／上から7 資本蓄積 → 資本蓄積

• 工場法と片山潜(上)

23／表題「工場法を片山潜」 → と
 23／左／上から11 (1907～14年)
 → (1907～11年)
 26／左／上から6 休暇 → 休日
 27／左／下から3 与へて → 与えて

- 27／右／注6) 1 摳業 → 作業
 28／左／注10) 以降 復刻 → 復刻
 28／左／注18) 2 藤文武 → 藤本武
 28／左／注18) 9 ユニオン立場
 → ユニオン的立場
 29／左／下から 4 唱^{フツル}る → 唱^{フツル}うる
 30／左／下から 2 普通撰拳 → 普通撰拳
 31／右／上から 11 5年前 → 4年前
 " / " / " 14 " "
 31／右／下から 5 安部磯去 → 安部磯雄
 32／左／上から 24 問題が → 問題は
 32／左／下から 8 都^{アベ}での → 都^{アベ}ての

・同盟・総評の労働時間短縮闘争をめぐって

- 41／左／上から 6 どこかおかしい
 → どこかがおかしい

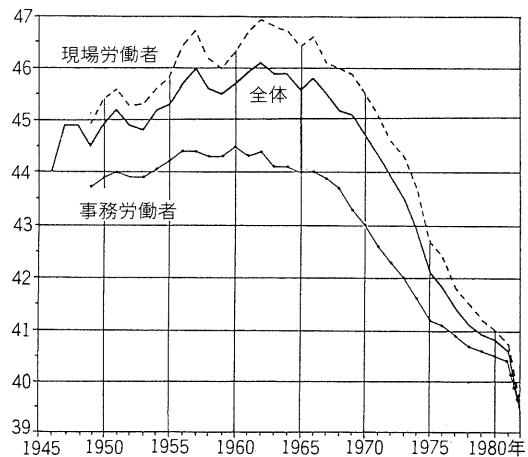
・フランスにおける労働時間問題

(図表の注が最終校正の時にも抜け落ちていたために完全に欠落してしまいました。大和田、矢部さんには申し訳ないことになりました。お

許し下さい。この論文の図表を全部ここに再掲載します。)

- 45／右／注2) L'emploi → l'emploi
 45／右／注4) congres → congrès

第1図 実労働時間(週)の変化(1946年—1982年)
 週労働時間数



注) 調査対象事業所は従業員数11人以上。
 出所) Y. Barou et J. Rigaudiat, les 35 heures et l'emploi, p.58.

第1表 労働時間法制の変遷

(単位:時間)

項目	時期	1946年 2月25日法	1966年 6月18日法	1971年 12月24日法	1975年 12月27日法	1979年 1月2日法	1982年 1月16日法
法定労働時間	法定労働時間	40 ⁽¹⁾					39
超過労働時間 の上限(上段の 法定時間を含む)	同一週	60		57	52	50	48
	連続する12週 の平均		54	50	48	46 ⁽²⁾	46
	例外の場合の 許容最長時間		60				60
超過勤務時間 の補償	賃金の 割増	25%	48以内				47以内
		50%	48超				47超
	補償 休暇	従業員11人以上 規模の企業20%			週44超 (3)		週42超 年130以内
		すべての企業 50%					年130超

注) (1)1936年6月21日法による法定労働時間(40時間)は、戦争中、引きあげられていた。

(2)特定の地域・産業のみ。

(3)1977年7月1日より週43時間、
 1978年7月1日より週42時間。

第2表 労使当事者の見解 (1980年7月段階)

		経団連 CNPFI	労働組合				
			CGT	CFDT	FO	CGC	CFTC
週法定 労働時間		40 ^H	38 ^H	40 ^H	削減		削減
		35 ^H (危険業務) 33 ^H 36(交替制)					
超過勤務 時間規制	年間規制削減 220 ^H (将来の には180 ^H)	日単位最高労 働時間 9 ^H	4年計画によ り廃止 (年間) 135 ^H ↓ 90 ^H ↓ 45 ^H ↓ 0 ^H 日単位最高労 働時間 10 ^H		年間 週 日	100 ^H 46 ^H 10 ^H	6年計画によ る廃止
有給休暇	4週+ 出勤日数に応じ て附加(5日まで)	5週	4週+ 出勤日数によ る附加(7日)	5週	4週	5週	
年間労働 時間	8 ^H × 232日又は 38 ^H 6 × 48週 (1856 ^H)		8 ^H × 225日 (1800 ^H)		1800 ^H		

出所) Y. Barou et J. Rigaudiat, op. cit., p.104.

第2図 年間総労働時間の計算例

①法定労働時間……143時間短縮([イ]ー[ロ])
(旧) 40時間/週×(52-4)週-8時間/日×
1日=1912時間……[イ]
(新) 39時間/週×(52-5)週-8時間/日×
8日=1769時間……[ロ]
②最長労働時間……297.5時間短縮([イ]ー[ロ])
(旧) 48時間/週×(52-4)週-8時間/日×
1日=2296時間……[イ]
(新) 46時間/週×(52-5)週-8時間/日×
8日-[46-39]時間/週×(52-5)週- 130時間]×50/100=1998.5時間……[ロ]

注) (1)5月1日

(2)労働日にあたる祝祭日は平均して年8日。

出所) Liaisons sociales, numéro spécial,
Durée du travail, 1984, p.75.

第3表 週平均労働時間の変遷 (単位:時間)

区分 月	1981年		1982年		1983年		1984年		1985年	
	1月	7月	1月	4月	7月	1月	7月	1月	7月	1月
現場労働者	40.8	40.8	40.4	39.6	39.6	39.3	39.3	39.1	39.1	39.0
事務労働者	40.4	40.4	40.1	39.3	39.3	39.1	39.0	39.0	39.0	38.9
全 体	40.6	40.6	40.3	39.5	39.4	39.2	39.2	39.0	39.0	38.9

注) (1) 石炭, ガス, 電気, 国鉄, パリ市交通
公社の労働者を除く。

(2) 調査対象事業所は従業員数11人以上。

出所) (1)1984年1月までは, Liaisons sociales,
Documents, No.101/84, p.3.(2)(1)以降は, Liaisons sociales, Bref
social, No.452/85, p.2.

第4表 週平均労働時間の分布

①現場労働者 (単位:時間)

時間 時期	39未満	39	40未満	40	40 超
1981. 1.				4.2	56.2
1982. 1.				8.4	62.8
1982. 4.	7.9	51.7	3.8	15.1	21.5
1982. 10.	8.9	56.5	3.7	10.8	20.1
1983. 1.	21.4	48.5	3.3	10.9	15.9
1984. 1.	28.8	46.4	2.6	8.8	13.4
1985. 1.	30.4	47.3	3.1	8.0	11.2

②事務労働者

時間 時期	39未満	39	40未満	40	40 超
1981. 1.				3.0	74.6
1982. 1.				12.9	70.3
1982. 4.	7.8	65.9	3.6	11.5	11.2
1982. 10.	8.1	71.6	4.0	6.7	9.6
1983. 1.	19.3	63.3	3.4	6.6	7.4
1984. 1.	26.3	59.7	3.0	4.9	6.1
1985. 1.	28.3	59.2	2.7	4.3	5.5

注) 第3表と同じ。

出所) 第3表と同じ。

第3図 従業員11人以上規模の企業に
おける補償休暇の計算例

①毎週41.5時間労働の場合：0時間
超過勤務時間：2.5時間/週×47週
 $= 117.5\text{時間}$
(理由) 週あたり42時間以内であり、総計でも130時間以内。

②毎週42時間労働の場合：5時間30分
超過勤務時間：3時間/週×47週=141時間
(理由) 週あたり42時間以内であるが、
総計で130時間をこえている。
(計算) $(141 - 130)\text{時間} \times 50/100 = 5.5\text{時間}$

③22週間46時間労働の後、25週間41時間労働の
場合：51時間36分
超過勤務時間：7時間/週×22週+2時間/週
 $= 25\text{週} = 204\text{時間}$
(理由) 130時間以内で週あたり42時間をこえて
おり、総計でも130時間をこえている。
(計算) • 最初の130時間について
 $130 = 7\text{時間}/\text{週} \times 18\text{週} + 4\text{時間}$
 $[(7 - 3)\text{時間}/\text{週} \times 18\text{週} + (4 - 3)$
時間] $\times 20/100$
 $= 14\text{時間}36\text{分} \dots [イ]$
• 130時間をこえる時間について
 $(204 - 130)\text{時間} \times 50/100$
 $= 37\text{時間} \dots [ロ]$
• [イ]+[ロ]=51時間36分

④25週間41時間労働の後、22週間46時間労働の
場合：45時間48分
超過勤務時間：2時間/週×25週+
7時間/週×22週=204時間
(理由) 130時間以内で週あたり42時間をこえ
ており、総計でも130時間をこえている。
(計算) • 最初の130時間について
 $130 = 2\text{時間}/\text{週} \times 25\text{週}$
+ 7時間/週×11週
+ 3時間
 $(7 - 3)\text{時間} \times 11\text{週} \times 20/100$
 $= 8\text{時間}48\text{分} \dots [イ]$
• 130時間をこえる時間について
 $(204 - 130)\text{時間} \times 50/100$
 $= 37\text{時間} \dots [ロ]$
• [イ]+[ロ]=45時間48分

出所) *Liaisons sociales, numéro spécial,*
Durée du travail, 1984, p.90 et 91.

〔論文〕

・指揮労働から貨幣の権力へ

49／表題 指揮労働から貨幣の権力へ
→指揮労働から貨幣の権力へ
北川與司雄 →北川與司雄

51／左／下から 6 推持 →維持

〔誌面批評〕

58／表題 情勢化 →情報化

58／右／16 計算器 →計算機

58／右／18-19

『昭和50年代の機械産業長期ビジョン』
→『昭和50年代の機械産業』

59／左／下から 7 望望 →望

59／右／下から 5 knoledge

→ knowledge

60／左／1 「情報化」 →「情報化」

60／左／12 1930 →1940

60／左／20 drvices → devices

60／左／26-27

と捉えているようである。ここでは情報化は
→と捉える説を見よう。要するにここでは情報
化は

60／右／下から 17 青木 →青水

60／右／下から 12 " "

61／左／2 [同上, 20]

→ [同上, 20]

61／右／下から 8 なる_ →なる_

61／右／下から 4 といいう →といいう

〔その他〕

64／左／12 共同組合 →協同組合

編集後記

- 前号からはじまった「現代社会の『構造転換』を考える」の新しいシリーズは、「構造転換」の理論的・実証的分析の深化をめざしています。今号では、「日本経済の国際化」という視点からのアプローチを試みました。読者諸氏の自由なご批評を期待するものです。
 - 卷頭言には、保育運動の分野でご活躍の横田昌子氏に登場をお願いしました。今後も、各分野での運動の担い手に登場していただく予定です。
- また、前号の「労働時間問題」の特集に続くものとして、第8回研究大会（1985年7月）での藤本武氏の記念講演「日本の労働時間」を掲

載しました。

- 長らく休載しておりました「海外通信」が今号より復活することとなり、「イギリス便り」を森岡氏にお願いしました。現地直送のホットな記事をお届けします。
- 年末を迎える、『経済科学通信』のいっそうの飛躍を期して、現在、定期購読の普及運動に取り組んでおります。読者の皆さんに、ぜひお近くの購読希望者をご紹介下さいよう、ご協力をお願いいたします。
- 次号では、「地域・産業の構造転換」および、「行財政改革下の労働と生活」の特集を企画しています。ご期待下さい。

(Y・T)

経済科学通信 (季刊) 第47号 1985年12月20日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
TEL (075) 255-2450

振替京都 8-1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集委員

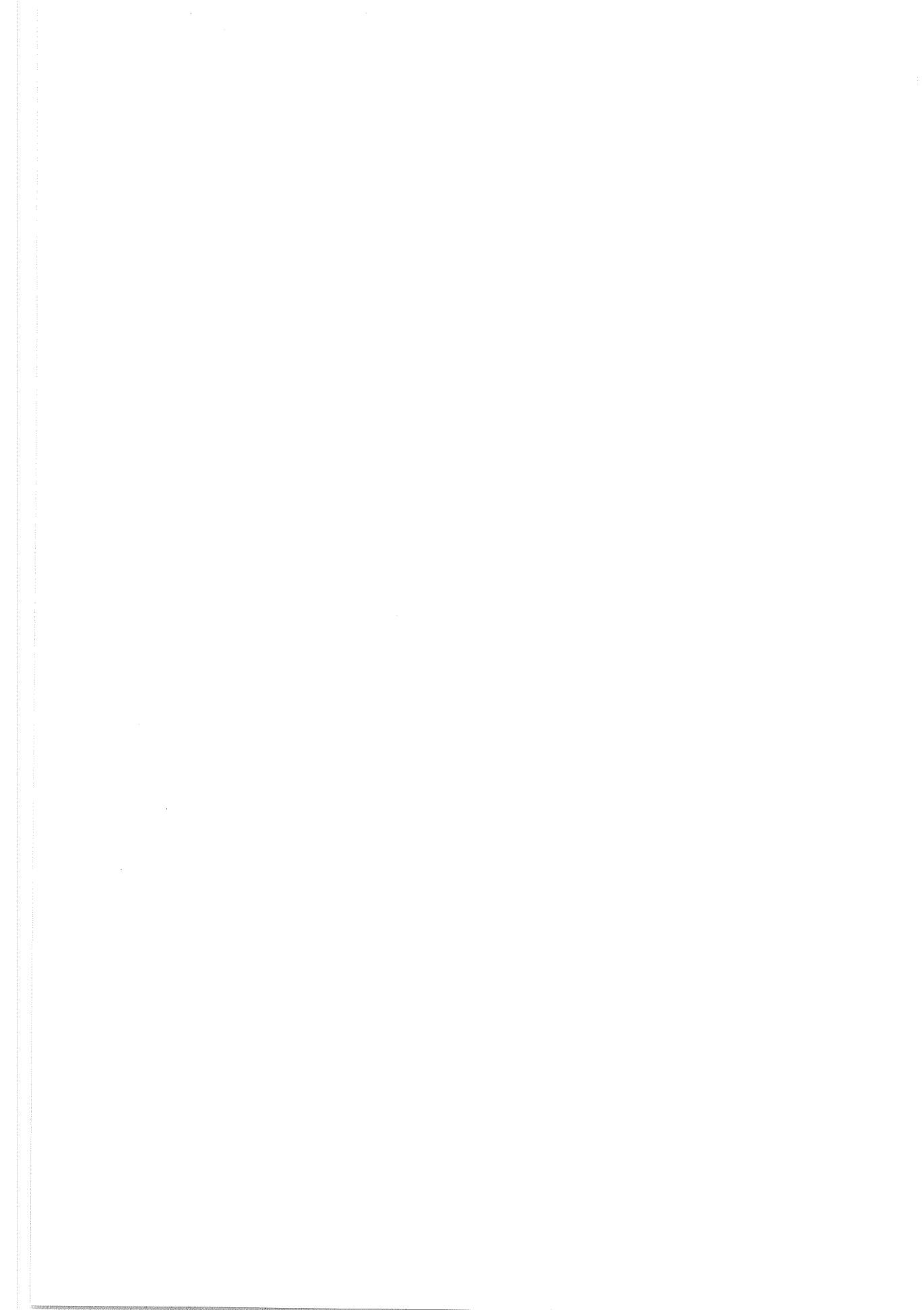
芦田 亘	梅原 英治	江尻 彰
小倉 信次	坂本 悠一	斎藤 雅通
竹味 能成	中谷 武雄	西田 達昭
柳ヶ瀬孝三	山田 浩貴	横山 寿一

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)



藤岡 悠著

（A5判）二八八頁 定価二八〇〇円

アメリカ南部の変貌

—地主制の構造変化と民衆—

合衆国南部地域の変貌の基礎過程、とりわけ「サンベルト」化の基礎構造を剔抉！ 三度にわたる現地調査をふまえて、南部社会変貌の秘密をときあかし、底辺民衆の人間的息吹きを伝える独創的な南部経済史。

中村 静治著

（46判）二九六頁 定価二四〇〇円

生産様式の理論

—現代経済学批判—

現代資本主義、現存社会主義、人類の運命をめぐる議論のもつれる根元は？ マルクス経済学の支柱たる生産様式概念を論争的に再検討し、生産様式の変化と社会の経済的構造の変革、社会構成体移行の理論を追究。経済学の再生と活性化をめざす力感溢れる書きおろし。

種瀬 茂編

（近刊）

資本論の研究

（A5判上製）
86年1月・同時発売

（菊判極上製本）全2巻

日中戦争

南京大虐殺事件資料集

南京大虐殺事件にかかる第一級の基本資料を集成。要望に応え、大幅に改訂・増補して復刊！

富雄編 洞

① 極東国際軍事裁判関係資料編

430頁

② 英文資料編

〔邦訳〕332頁 （内容見本・送呈）

（46判）定価・各一五〇〇円
セット価＝一万二〇〇〇円（分売不可）

愛情はふる星のごとく

（上下）

尾崎秀実著

（A5判）四四四頁 定価五〇〇〇円

社会科学のためのマイコン入門

マイコンの総合的活用——パーソナルユース、グループ、大型機とマイコンの交流・併用（TSS端末利用）——のための基礎知識からテクニックまでを平易に解説し、とくに社会科学の研究・教育・学習に役立つプログラムをBASICとFORTRANで一挙収載。

◆別売りのフロッピーサービス有り。内容見本送呈

東京神田神保町1-60

青木書店

電話・03(292)0481